

女性の政策・方針決定参画状況調べ

平成24年12月

内閣府男女共同参画局

目 次

I	女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移（総括表）	1
II	各分野における参画状況	9
1	国・地方公共団体	9
(1)	国の立法・司法・行政	9
ア.	立法	9
①	国会議員	9
②	選挙区・比例区別国会議員候補者	11
③	選挙区・比例区別国会議員	12
④	会派別国会議員	13
⑤	国会における役職	14
⑥	国会職員採用者	14
⑦	衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率	15
イ.	行政	16
①	閣僚等	16
②	国家公務員管理職	17
イ	年度別女性国家公務員登用状況	17
ロ	府省別女性国家公務員登用状況	18
③	一般職国家公務員の在職者	19
④	平成23年度国家公務員級別在職者（行政職（一）、税務職、公安職（一）、公安職（二）、研究職、医療職（一））	20
⑤	防衛省職員の在職状況	21
イ	自衛官	21
ロ	事務官等	21
⑥	国家公務員採用試験区分別採用等の状況	22
イ	国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験合格者及び採用者	22
ロ	国家公務員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験等採用者	23
ハ	平成24年度府省別国家公務員採用試験等採用者	25
ニ	その他の試験における採用者	
	（労働基準監督官、外務省専門職員、刑務官、法務教官、海上保安学校学生、海上保安大学学校学生、航空管制官、航空保安大学学校学生、気象大学学校学生、国税専門官、皇宮護衛官、税務国家公務員、入国警備官、防衛医科大学学校学生、防衛大学学校学生）	26

ウ. 審議会	29
① 年度別状況（審議会等委員、臨時委員・特別委員及び専門委員）	29
② 府省別一覧	30
エ. 司法	31
① 裁判官	31
② 指定職相当以上の判事、最高裁判所判事・高等裁判所長官	31
③ 検察官	32
④ 指定職相当以上の検事、検事総長・次長検事・検事長	32
⑤ 平成22年度司法修習生の男女別採用者数及びその後の進路状況	33
⑥ 裁判所職員採用者	33
オ. 政党	34
(2) 地方公共団体	35
ア. 地方議会	35
① 年度別状況（都道府県議会、市議会、政令指定都市議会、町村議会、特別区議会）	35
② 都道府県別状況（都道府県議会、市区議会、町村議会）	37
③ 市（区）町村議会における状況	38
④ 統一地方選挙における当選者	39
⑤ 統一地方選挙における投票率	40
イ. 行政	41
① 首長等	41
イ 首長等	41
ロ 各団体における役員（全国知事会、全国市長会、全国町村会）	41
② 地方公共団体の管理職（都道府県、政令指定都市、市区町村の課長相当職以上）	42
③ 地方公務員の職種別・男女別職員数（全地方公共団体）	43
④ 地方公共団体の採用者の状況	45
ウ. 審議会	46
① 都道府県の審議会	46
② 政令指定都市の審議会	46
③ 市区町村の審議会（政令指定都市も含む）	46
(3) 独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人）	47
① 役員	47
② 管理職（部長相当職・課長相当職）	47
③ 職員	47
2 企業	48
(1) 管理職	48

① 管理的職業従事者	48
② 職業小分類別管理的職業従事者	48
③ 民間企業における管理職（従業員数30人以上）	49
④ 民間企業における管理職（従業員数100人以上）	49
⑤ 社長	50
⑥ 自営業主	50
(2) 商工関係団体の役員	51
(3) 労働組合	52
① 男女別1労働組合当たりの平均執行委員数	52
② 日本労働組合総連合会における役員	52
③ 日本労働組合総連合会傘下の組合における状況	52
3 農林水産	53
(1) 指導農業士等	53
① 指導農業士等	53
② 認定農業者	53
③ 農村女性起業数	53
(2) 農業委員会	53
① 農業委員	53
② 農業委員会	53
(3) 農協、漁協、森林組合	53
① 団体における役員	53
② 農業協同組合	54
③ 農業協同組合数	54
④ 漁業協同組合	54
⑤ 森林組合	54
4 メディア	55
(1) 新聞・通信社における記者	55
(2) 放送業界における管理職	55
(3) メディア関係団体の役員	55
5 教育・研究等	56
(1) 教育委員	56
① 都道府県・政令指定都市における教育委員	56
② 都道府県及び市町村教育委員会	56
(2) 初等・中等教育関係	57
(3) 高等教育関係	59

① 学校管理職及び教員（高等専門学校、短期大学、大学）	59
② 国立大学の課長相当職以上の職員	61
(4) 学術会議・学会	62
① 日本学術会議会員	62
② 日本学術会議の連携会員	62
③ 学会の長、学会役員	62
(5) 研究者	63
① 女性研究者の採用（自然科学系）	63
② 研究者	63
(6) P T Aにおける役員	64
(7) スポーツ団体における役員	64
6 国際	65
(1) 在外公館の幹部職員	65
① 特命全権大使・総領事、特命全権公使・公使・参事官	65
② 在外公館の全職員	65
(2) 国連等の日本人職員	66
① 国連関係機関におけるクラス別日本人職員	66
② 国連・国際機関等の日本人職員	67
7 地域	68
(1) 自治会	68
(2) 都道府県防災会議委員	68
(3) 消防団員	68
8 その他専門的職業	69
(1) 専門職	69
① 専門的・技術的職業従事者	69
② 職業小分類別専門的・技術的職業従事者	70
③ 医師・歯科医師・薬剤師・獣医師	72
④ 日本弁護士連合会登録会員	73
⑤ 日本公認会計士協会登録公認会計士	73
⑥ 日本司法書士会連合会登録会員	73
⑦ 日本弁理士会登録会員	73
⑧ 日本税理士会連合会登録会員	73
⑨ 各種試験合格者（司法試験申込者・合格者、医師国家試験受験者・合格者、公認会計士試験合格者、弁理士試験志願者・合格者、税理士試験合格者）	74
(2) 職能団体役員	76

9 その他	77
(1) 法律に基づいて配置されている委員、相談員	77
(2) 各種団体における役員	77
10 諸外国における女性の政策・方針決定過程への参画状況	78
(1) 国会議員数の国際比較	78
(2) 管理的職業従事者、専門的職業従事者の国際比較	79
(3) HDI、GII、GGIにおける日本の順位	80

本調査は、昭和52年以来、関係府省等の協力を得て、政治・行政・司法等の各分野における女性の参画状況について直近のデータを収集し取りまとめているものである。

なお、掲載しているデータの内容は、次の項目を除き、原則として毎年更新している。

- ・「選挙区・比例区別国会議員候補者」(11頁)、「選挙区・比例区別国会議員」(12頁)及び「衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率」(15頁)・・・国政選挙実施時点ごと
- ・「統一地方選挙における当選者」(39頁)、「統一地方選挙における投票率」(40頁)・・・統一地方選挙実施時点ごと
- ・「国立大学の課長相当職以上の職員」(61頁)・・・調査実施年ごと
- ・「地方公務員の職種別・男女別職員数(全地方公共団体)」(43頁)、「職業小分類別管理的職業従事者」(48頁)及び「自営業主」(50頁)、「男女別1労働組合当たりの平均執行委員数」(52頁)、「職業小分類別専門的・技術的職業従事者数」(70頁)・・・5年ごと
- ・「独立行政法人等」(47頁)、「民間企業における管理職(従業員数30人以上)」(49頁)、「法律に基づいて配置されている女性の委員、相談員の数」(77頁)のうち社会教育委員・・・3年ごと
- ・「都道府県及び市町村教育委員会」(56頁)、「医師・歯科医師・薬剤師、獣医師」(72頁)・・・2年ごと

参考：関係法令等

I 女性のチャレンジ支援策の推進	1
(1) 女性のチャレンジ支援策の推進について	1
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）の フォローアップについての意見	1
(3) 女性の参画加速プログラム	3
II 女性国家公務員の採用・登用等の促進について	13
(1) 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定	13
(2) 平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定	13
(3) 平成16年4月28日 各省庁人事担当課長会議申合せ	14
(4) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針	16
III 審議会等委員への女性の登用について	19
IV 第3次男女共同参画基本計画等	20
(1) 第3次男女共同参画基本計画(抜粋)	20
(2) 参考指標(抜粋)	31
V 婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱	34
VI 国際婦人年以降の国内外の動き	36
VII 国際関係	40
(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抜粋)	40
(2) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論(抜粋)	41
(3) 第4回世界女性会議「行動綱領」(総理府仮訳)(抜粋)	44
(4) 北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(総理府仮訳)(抜粋)	45
VIII 日本の関係法令	48
(1) 憲法(抜粋)	48
(2) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)	48
(3) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)(抄)	53
(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)	54

I 女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移(総括表)

成果 目標	参考 指標	FU 指標	1. 国・地方公共団体等	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
(1) 国の立法・司法・行政										
(立法)										
	○	○	国会議員(衆議院)	9.4	11.3 1.9	10.9 -0.4	10.9 0.0	10.6 -0.3	総務省、衆議院・参議院事務局調べ 2008年10月、2009年10月、2010年12月、2011年12月、2012年11月現在	9
	○	○	国会議員(参議院)	18.2	17.4 -0.8	18.2 0.8	18.6 0.4	18.2 -0.4	総務省、衆議院・参議院事務局調べ 2008年10月、2009年10月、2010年12月、2011年12月、2012年11月現在	10
○			衆議院議員の候補者	-	16.7 -	- -	- -	15.0 -	総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」 (2012年は内閣府調べによる速報値) 2009年9月、2012年12月現在	11
○			参議院議員の候補者	-	- -	22.9 -	- -	- -	総務省「参議院議員通常選挙結果調」 2010年7月現在	11
(行政)										
	○	○	内閣総理大臣・国務大臣	11.1	11.1 0.0	11.8 0.7	11.1 -0.7	5.3 -5.8	内閣府調べ 2008年10月、2009年10月、2010年12月、2011年12月、2012年10月現在	16
	○	○	内閣官房副長官・副大臣	8.0	4.0 -4.0	4.0 0.0	4.0 0.0	3.6 -0.4	内閣府調べ 2008年10月、2009年10月、2010年12月、2011年12月、2012年10月現在	16
	○	○	大臣政務官	3.8	12.0 8.2	11.5 -0.5	15.4 3.9	7.4 -8.0	内閣府調べ 2008年10月、2009年10月、2010年12月、2011年12月、2012年10月現在	16
		○	本省課室長相当職以上の国家公務員(一般職)	2.1	2.3 0.2	2.5 0.2	2.6 0.1	2.7 0.1	人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」 各年1月15日現在	17
		○	指定職の国家公務員(一般職)	1.2	1.8 0.6	2.1 0.3	2.2 0.1	2.0 -0.2	人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」 各年1月15日現在	17
○		○	本省課室長相当職以上の国家公務員	2.0	2.2 0.2	2.4 0.2	2.5 0.1	- -	総務省、人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 各年1月現在	18
○		○	指定職相当の国家公務員	1.2	1.7 0.5	2.0 0.3	2.1 0.1	- -	総務省、人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 各年1月現在	18
○			地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の国家公務員	5.0	5.1 0.1	4.8 -0.3	4.9 0.1	- -	総務省、人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 各年1月現在	18
○			国家公務員採用試験からの採用者	-	- -	26.1 -	26.6 0.5	25.8 -0.8	総務省、人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 各年4月30日時点の採用者数	24
		※	国家公務員採用者(Ⅰ種試験等)	21.7	25.8 4.1	21.2 -4.6	24.0 2.8	24.4 0.4	総務省、人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 各年4月30日時点の採用者数	24
○		※	国家公務員採用者(Ⅰ種試験等事務系区分)	24.2	30.6 6.4	25.7 -4.9	26.2 0.5	28.6 2.4	総務省、人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」 各年4月30日時点の採用者数	24
(審議会)										
○		○	国の審議会等委員	32.4	33.2 0.8	33.8 0.6	33.2 -0.6	32.9 -0.3	内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 各年9月30日現在	29
○			国の審議会等専門委員等	15.1	16.5 1.4	17.3 0.8	18.4 1.1	19.4 1.0	内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 各年9月30日現在	29
(司法)										
	○	○	裁判官	15.4	16.0 0.6	16.5 0.5	17.0 0.5	17.7 0.7	最高裁判所調べ 各年4月現在	31
		○	指定職相当以上の判事	13.8	14.5 0.7	14.8 0.3	15.7 0.9	17.0 1.3	最高裁判所調べ 各年4月現在	31
		○	最高裁判所判事・高等裁判所長官	4.3	4.3 0.0	8.7 4.4	13.0 4.3	13.0 0.0	最高裁判所調べ 各年4月現在	31

		○	検察官	12.2	12.9 0.7	13.6 0.7	14.1 0.5	14.4 0.3	法務省調べ 各年3月31日現在	32
○		○	検察官(検事)	17.2	18.2 1.0	19.0 0.8	19.7 0.7	19.8 0.1	法務省調べ 各年3月31日現在	32
		○	指定職相当以上の検事	10.1	11.4 1.3	11.4 0.0	11.4 0.0	12.4 1.0	法務省調べ 各年7月1日現在	32
		○	検事総長・次長検事・検事長	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	法務省調べ 各年7月1日現在	32
(政党役員)										
	○	○	民主党	7.1	0.0 -7.1	3.2 3.2	13.8 10.6	13.5 -0.3	民主党調べ 2008年9月、2009年11月、2010年10月、2011年11月、2012年10月現在	34
	○	○	自由民主党	10.5	9.5 -1.0	11.6 2.1	11.6 0.0	11.6 0.0	自由民主党調べ 2008年9月、2009年9月、2010年10月、2011年11月、2012年10月現在	34
	○	○	国民の生活が第一					27.3 -	国民の生活が第一調べ 2012年10月現在	34
	○	○	公明党	9.8	9.5 -0.3	10.5 1.0	10.5 0.0	10.5 0.0	公明党調べ 2008年8月、2009年10月、2010年10月、2011年1月、2012年10月現在	34
	○	○	みんなの党			0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	みんなの党調べ 2010年10月、2011年11月、2012年10月現在	34
	○	○	日本共産党	13.5	13.5 0.0	20.2 6.7	20.2 0.0	20.2 0.0	日本共産党調べ 2008年1月、2009年1月、2010年10月、2011年11月、2012年10月現在	34
	○	○	社会民主党	23.1	16.7 -6.4	16.7 0.0	16.7 0.0	18.2 1.5	社会民主党調べ 2008年1月、2009年1月、2010年9月、2011年10月、2012年10月現在	34
	○	○	新党きづな					11.1 -	新党きづな調べ 2012年10月現在	34
	○	○	日本維新の会					- -	日本維新の会調べ 2012年10月現在	34
	○	○	国民新党			16.7	14.3 -2.4	0.0 -14.3	国民新党調べ 2010年12月、2011年10月、2012年10月現在	34
	○	○	新党大地・真民主					0.0 -	新党大地・真民主調べ 2012年10月現在	34
	○	○	たちあがれ日本			16.7	20.0 3.3	20.0 0.0	たちあがれ日本調べ 2010年9月、2011年11月、2012年10月現在	34
	○	○	新党改革			-	0.0 -	0.0 0.0	新党改革調べ 2011年12月、2012年10月現在	34
	○	○	新党日本			-	0.0 -	0.0 -	新党日本調べ 2011年12月、2012年10月現在	34
(2) 地方公共団体										
(議会)										
	○	○	都道府県議会議員	8.2	8.1 -0.1	8.1 0.0	8.6 0.5	- -	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」 各年12月31日現在	35
	○	○	市区議会議員	12.6	12.9 0.3	13.2 0.3	13.3 0.1	- -	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」 各年12月31日現在	35
	○	○	町村議会議員	7.8	8.1 0.3	8.1 0.0	8.4 0.3	- -	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調べ」 各年12月31日現在	35
(行政)										
	○	○	都道府県知事	6.4	6.4 0.0	6.4 0.0	6.4 0.0	6.4 0.0	内閣府調べ 2008年10月、2009年6月、その他各年4月現在	41
	○	○	市区長	1.5	2.0 0.5	2.3 0.3	2.1 -0.2	2.1 0.0	内閣府調べ 2008年10月、2009年6月、その他各年4月現在	41
	○	○	町村長	0.6	0.7 0.1	0.6 -0.1	0.6 0.0	0.6 0.0	内閣府調べ 2008年10月、2009年6月、その他各年4月現在	41
○		○	都道府県における本庁課長相当職以上の職員	5.4	5.7 0.3	6.0 0.3	6.4 0.4	6.5 0.1	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	42
		○	都道府県副知事	4.7	2.4 -2.3	2.4 0.0	4.7 2.3	4.5 -0.2	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 2008年10月、2009年6月、その他各年4月現在	41

○		※	都道府県における公務員採用者 (上級試験)	19.0	21.3 2.3	22.4 1.1	23.8 1.4	22.8 -1.0	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の 形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年、前年度の採用者数	45
	○	○	市区町村における本庁課長相当 職以上の職員	8.9	9.3 0.4	9.8 0.5	10.4 0.6	11.0 0.6	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の 形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	42
		○	副市区町村長	1.1	1.4 0.3	1.3 -0.1	1.1 -0.2	1.0 -0.1	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の 形成又は女性に関する施策の推進状況」 2009年6月、その他各年4月現在	41
(審議会)										
○		○	都道府県審議会委員	28.0	28.4 0.4	28.6 0.2	28.8 0.2	29.1 0.3	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の 形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	46
○		○	市区町村審議会委員	25.3	23.3 -2.0	22.8 -0.5	23.3 0.5	23.8 0.5	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の 形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	46
(3)独立行政法人等										
	○	○	独立行政法人・特殊法人・認可法人の 部長相当職及び課長相当職の職員	-	10.4 -	- -	- -	11.1 -	内閣府調べ 各年4月1日現在	47
		○	独立行政法人・特殊法人・認可法人の 役員	-	3.4 -	- -	- -	3.3 -	内閣府調べ 各年4月1日現在	47

成果 目標	参考 指標	FU 指標	2. 企業	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
(管理職)										
		○	管理的職業従事者(公務及び学校教育 を除く)	9.8	10.5 0.7	11.0 0.5	12.4 1.4	- -	総務省「労働力調査」 各年、年平均	48
		○	社長割合	5.7	5.8 0.1	5.9 0.1	5.9 0.0	- -	帝国データバンク「全国社長分析」	50
		○	民間企業(30名以上)における部長 相当職(3年毎)	-	3.1 -	- -	4.5 -	- -	厚生労働省「雇用均等基本調査」 各年度10月1日現在	49
		○	民間企業(30名以上)における課長 相当職(3年毎)	-	5.0 -	- -	5.5 -	- -	厚生労働省「雇用均等基本調査」 各年度10月1日現在	49
○		○	民間企業(100名以上)における課長 相当職以上	5.9	6.5 0.6	6.2 -0.3	7.2 1.0	- -	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 各年6月現在	49
		○	民間企業(100名以上)における部長 相当職(1年毎)	4.1	4.9 0.8	4.2 -0.7	5.1 -	- -	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 各年6月現在	49
		○	民間企業(100名以上)における課長 相当職(1年毎)	6.6	7.2 0.6	7.0 -0.2	8.1 -	- -	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 各年6月現在	49
(団体役員)										
	○	○	経済同友会	6.0	6.4 0.4	7.5 1.1	6.4 -1.1	7.1 0.7	経済同友会調べ 2008年8月、2009年7月、2010年9月、2011年11月、 2012年10月現在	51
	○	○	日本経済団体連合会	0.2	0.3 0.1	0.5 0.2	0.5 0.0	3.8 3.3	日本経済団体連合会調べ 2008年8月、2011年11月、その他各年10月現在	51
	○	○	業種別全国団体及び地方別経済 団体	-	- -	- -	- -	- -	日本経済団体連合会調べ	51
	○	○	日本商工会議所	0.0	0.0 0.0	- -	0.0 -	0.0 -	日本商工会議所調べ 2008年9月、2009年3月、2011年3月、2012年4月現 在	51
		○	商工会議所(514会議所)	1.4	1.4 0.0	1.6 0.2	2.0 0.4	- -	日本商工会議所調べ 各年3月現在	51
	○	○	全国商工会連合会	4.0	4.0 0.0	4.0 0.0	4.0 0.0	4.2 0.2	全国商工会連合会調べ 2008年8月、2009年6月、2010年9月、2011年6月、 2012年7月現在	51
	○	○	都道府県商工会連合会	-	5.4 -	5.7 0.3	5.5 -0.2	5.4 -0.1	全国商工会連合会調べ 2009年8月、2010年9月、その他各年4月現在	51
	○	○	全国中小企業団体中央会	1.8	1.7 -0.1	1.6 -0.1	1.6 0.0	1.7 0.1	全国中小企業団体中央会調べ 各年7月現在	51
	○	○	都道府県中央会	1.0	1.2 0.2	1.1 -0.1	1.3 0.2	1.3 0.0	全国中小企業団体中央会調べ 各年4月現在	51
	○	○	労働組合(連合)	25.0	25.0 0.0	24.5 -0.5	26.8 2.3	31.0 4.2	日本労働組合総連合会調べ 2008年6月、2009年7月、2010年9月、その他各年10 月現在	52
	○	○	連合傘下の組合における中央執 行委員	7.4	7.4 0.0	7.3 -0.1	9.3 2.0	- -	日本労働組合総連合会調べ 各年12月現在	52

成果 目標	参考 指標	FU 指標	3. 農林水産	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
			(指導農業士等)							
	○	○	指導農業士等	30.2	34.2 4.0	33.7 -0.5	- -	- -	農林水産省調べ 各年度末現在	53
	○		認定農業者数	7,845	8,791 946	9,501 710	- -	- -	農林水産省調べ 各年3月31日現在	53
	○		農村女性起業数	9,641	- -	9,757 -	- -	- -	農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」 各事業年度末現在	53
			(農業委員)							
		○	農業委員	4.6	4.9 0.3	4.9 0.0	5.7 0.8	- -	農林水産省調べ 各年10月1日現在	53
○			農業委員会(女性役員が登用されて いない組織数)	890	866 -24	826 -40	711 -115	- -	農林水産省調べ 各年度10月1日現在	53
			(団体役員等)							
	○	○	全国農業協同組合中央会	3.4	3.4 0.0	3.4 0.0	3.6 0.2	3.3 -0.3	全国農業協同組合中央会調べ 2008年8月、2009年8月、2010年9月、2011年12月、 2012年10月現在	53
	○	○	全国農業協同組合連合会	8.3	10.5 2.2	8.1 -2.4	5.4 -2.7	5.4 0.0	全国農業協同組合連合会調べ 2008年8月、2009年8月、2010年8月、2011年11月、 2012年10月現在	53
		○	農業協同組合	3.0	3.5 0.5	3.9 0.4	- -	- -	農林水産省調べ 各事業年度末現在	54
○			農業協同組合(女性役員が登用され ていない組織数)	457	402 -55	366 -36	- -	- -	農林水産省調べ 各事業年度末現在	54
	○	○	全国漁業協同組合連合会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	全国漁業協同組合連合会調べ 2008年8月、2009年8月、2010年9月、2011年11月、 2012年10月現在	53
	○	○	漁業協同組合	0.3	0.3 0.0	0.4 0.1	- -	- -	農林水産省調べ 各事業年度末現在	54
	○	○	全国森林組合連合会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	全国森林組合連合会調べ 2008年8月、2009年9月、2010年9月、2011年11月、 2012年10月現在	53
	○	○	森林組合	0.3	0.3 0.0	0.4 0.1	- -	- -	農林水産省調べ 各事業年度末現在	54

成果 目標	参考 指標	FU 指標	4. メディア	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
			(記者)							
	○	○	記者(日本新聞協会)	14.7	14.8 0.1	15.6 0.8	15.9 0.3	16.5 0.6	日本新聞協会調べ 各年4月1日現在	55
			(団体等役員)							
	○	○	日本新聞協会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	日本新聞協会調べ 2008年9月、2009年9月、2011年11月、その他各年10 月現在	55
	○	○	日本新聞協会加盟各社	2.1	2.0 -0.1	2.1 0.1	2.2 0.1	- -	日本新聞協会調べ 各年7月現在(協会会員各社について算出)	55
	○	○	日本民間放送連盟	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	日本民間放送連盟調べ 2008年8月、2009年8月、2010年9月、2011年11月、 2012年10月現在	55
	○	○	日本民間放送連盟加盟各社	1.1	- -	- -	- -	- -	日本民間放送連盟加盟各社調べ	55
	○	○	日本放送協会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	日本放送協会調べ 2008年9月、2009年8月、2010年9月、2011年11月、 2012年10月現在	55

成果 目標	参考 指標	FU 指標	5. 教育・研究等	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
			(教育委員)							
		○	教育委員	27.9	28.1 0.2	29.2 1.1	29.4 0.2	30.4 1.0	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	56
○			都道府県及び市町村教育委員会(女性委員を1人以上含む教育委員会)	-	89.6 -	- -	91.9 -	- -	文部科学省調べ (隔年)2011年は中間報告値	56
			(初等中等教育関係)							
		○	小学校教頭以上	19.7	19.9 0.2	20.1 0.2	20.2 0.1	20.3 0.1	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	57
		○	小学校校長	17.8	18.1 0.3	18.4 0.3	18.5 0.1	18.6 0.1	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	57
		○	中学校教頭以上	6.5	6.5 0.0	6.7 0.2	6.9 0.2	7.1 0.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	57
		○	中学校校長	5.2	5.2 0.0	5.3 0.1	5.5 0.2	5.6 0.1	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	57
		○	高等学校教頭以上	6.0	6.2 0.2	6.6 0.4	6.6 0.0	7.3 0.7	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	57
		○	高等学校校長	5.3	5.2 -0.1	5.6 0.4	5.6 0.0	6.5 0.9	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	57
○		○	初等中等教育機関の教頭以上	14.3	14.4 0.1	14.7 0.3	14.8 0.1	- -	文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」	58
			(高等教育関係)							
		○	高等専門学校講師以上	5.6	5.7 0.1	6.3 0.6	6.5 0.2	6.9 0.4	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	59
		○	高等専門学校校長	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	59
		○	高等専門学校教授	2.6	2.7 0.1	3.0 0.3	3.2 0.2	3.4 0.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	59
		○	短大講師以上	45.1	45.7 0.6	46.1 0.4	46.6 0.5	46.6 0.0	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	59
		○	短大学長	16.3	15.9 -0.4	14.5 -1.4	14.0 -0.5	14.6 0.6	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	59
		○	短大教授	36.0	36.6 0.6	36.9 0.3	37.5 0.6	37.7 0.2	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	59
○		○	大学教授等(講師以上)	16.2	16.7 0.5	17.3 0.6	17.8 0.5	18.3 0.5	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	60
		○	大学学長	8.1	8.5 0.4	9.0 0.5	8.5 -0.5	8.8 0.3	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	60
		○	大学教授	11.6	12.0 0.4	12.5 0.5	13.0 0.5	13.4 0.4	文部科学省「学校基本調査」 各年5月1日現在、2012年は速報値	60
	○	○	国立大学の課長相当職以上の職員	9.6	10.4 0.8	12.7 2.3	11.7 -1.0	- -	国立大学協会「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査報告書」	61

(学術会議・学会等)										
○		○	日本学術会議会員	20.5	20.5 0.0	20.5 0.0	23.3 2.8	23.3 0.0	内閣府調べ 改選時における会員数	62
○			日本学術会議連携会員	12.5	12.5 0.0	12.5 0.0	16.5 4.0	16.5 0.0	内閣府調べ 改選時における会員数	62
		○	学会の役員	12.1	- -	11.5 -	9.4 -2.1	10.2 0.8	内閣府調べ 各年10月31日現在	62
		○	学会の長	10.1	- -	7.9 -	7.7 -0.2	6.5 -1.2	内閣府調べ 各年10月31日現在	62
(研究者)										
	○	○	研究者	13.0	13.0 0.0	13.6 0.6	13.8 0.2	- -	総務省「科学技術研究調査」 各年3月31日現在	63
○			研究者の採用(自然科学系)	23.1	24.2 1.1	- -	- -	- -	文部科学省調べ	63
(PTA)										
	○	○	日本PTA全国協議会役員	5.3	8.7 3.4	4.3 -4.4	0.0 -4.3	4.5 4.5	日本PTA全国協議会調べ 各年9月現在	64
	○	○	都道府県・政令市PTA協議会役員	13.1	8.2 -4.9	6.6 -1.6	4.9 -1.7	8.2 3.3	日本PTA全国協議会調べ 各年9月現在	64
	○		単位PTA会長(小中学校)	10.0	10.2 0.2	10.5 0.3	10.9 0.4	11.2 0.3	団体調べ 各年9月現在	64
(スポーツ)										
	○	○	日本オリンピック委員会役員	10.7	3.7 -7.0	7.4 3.7	9.1 1.7	9.4 0.3	日本オリンピック委員会調べ 2008年9月、2009年9月、2011年11月、その他各年10月現在	64
		○	日本オリンピック委員会加盟競技団体における役員(59団体)	-	- -	- -	5.0 -	6.4 1.4	日本オリンピック委員会調べ 2011年11月、2012年10月現在	64
	○	○	日本体育協会役員	7.1	7.1 0.0	3.4 -3.7	13.3 9.9	13.3 0.0	日本体育協会調べ 2008年8月、2009年8月、2011年11月、その他各年10月現在	64
		○	日本体育協会加盟団体における役員	6.3	6.5 0.2	7.5 1.0	7.4 -0.1	7.9 0.5	日本体育協会調べ 2008年8月、2009年8月、2011年9月、その他各年10月現在	64

成果 目標	参考 指標	FU 指標	6. 国際	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
(在外公館の幹部職員)										
	○	○	公使・参事官以上	5.4	4.2 -1.2	4.5 0.3	4.5 0.0	4.9 0.4	外務省調べ 各年7月20日現在	65
	○	○	特命全権大使・総領事	2.0	2.0 0.0	1.4 -0.6	1.0 -0.4	0.9 -0.1	外務省調べ 各年7月20日現在	65
(国際機関等の日本人幹部職員等)										
	○	○	専門職以上	56.4	57.3 0.9	57.3 0.0	55.9 -1.4	- -	外務省調べ 各年1月現在	66
		○	幹部職員	32.8	32.3 -0.5	35.8 3.5	36.4 0.6	- -	外務省調べ 各年1月現在	66

成果 目標	参考 指標	FU 指標	7. 地域	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
○			自治会長	3.9	3.8 -0.1	4.1 0.3	4.3 0.2	4.4 0.1	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在	68
○			全国の女性消防団員数	16,690	17,879 1,189	19,103 1,224	19,577 474	- -	総務省調べ 各年4月1日現在	68

成果 目標	参考 指標	FU 指標	8. その他専門的職業	2008年	2009年 対前 年差	2010年 対前 年差	2011年 対前 年差	2012年 対前 年差	備考	該当 ページ
	○	○	医師	18.1	-	18.9	-	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在	72
		※	医師国家試験合格者	34.5	34.2 -0.3	33.2 -1.0	32.5 -0.7	31.8 -0.7	厚生労働省調べ 各年の試験合格者数	75
	○	○	歯科医師	19.9	-	20.8	-	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在	72
	○	○	薬剤師	67.0	-	66.8	-	-	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」 各年12月31日現在	72
	○	○	獣医師	23.3	-	24.9	-	-	農林水産省調べ 各年12月31日現在	72
	○	○	弁護士	14.4	15.4 1.0	16.3 0.9	16.9 0.6	17.5 0.6	日本弁護士連合会調べ 2008年3月31日、2009年7月31日現在、2011年10月 31日現在、その他各年9月30日現在	73
		※	旧司法試験合格者	27.1	17.4 -9.7	10.2 -7.2			法務省調べ 各年度の試験合格者数	74
		※	(新)司法試験合格者	27.3	26.4 -0.9	28.5 2.1	23.2 -5.3	25.9 2.7	法務省調べ 各年度の試験合格者数	74
	○	○	公認会計士	12.9	13.4 0.5	13.7 0.3	14.1 0.4	14.2 0.1	日本公認会計士協会調べ 各年7月末現在	73
		※	公認会計士試験合格者	17.5	18.0 0.5	17.7 -0.3	20.4 2.7	- -	日本公認会計士協会調べ 各年の試験合格者数	75
(職能団体役員)										
	○	○	日本医師会	0.0	0.0 0.0	3.3 3.3	3.3 0.0	3.3 0.0	日本医師会調べ 各年8月現在	76
	○	○	都道府県医師会	4.5	4.2 -0.3	4.6 0.4	4.6 0.0	5.1 0.5	日本医師会調べ 各年8月現在	76
	○	○	日本歯科医師会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	4.0 4.0	4.0 0.0	日本歯科医師会調べ 2008年9月、2009年9月、2010年9月、その他各年10 月現在	76
	○	○	都道府県歯科医師会	1.6	- -	2.6 -	2.6 0.0	1.6 -1.0	日本歯科医師会調べ 2008年9月、2009年9月、2010年9月、その他各年 10月現在	76
	○	○	日本薬剤師会	5.3	5.3 0.0	7.3 2.0	5.0 -2.3	6.1 1.1	日本薬剤師会調べ 2008年8月、2009年8月、2010年8月、2011年11月、 2012年10月現在	76
	○	○	都道府県薬剤師会	16.2	15.4 -0.8	15.3 -0.1	17.6 2.3	17.4 -0.2	日本薬剤師会調べ 2008年8月、2009年8月、2010年8月、2011年11月、 2012年10月現在	76
	○	○	日本獣医師会	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	日本獣医師会調べ 2008年8月、2009年8月、2010年9月、2011年11月、 2012年10月現在	76
	○	○	地方獣医師会	2.4	2.6 0.2	2.8 0.2	2.6 -0.2	3.4 0.8	日本獣医師会調べ 2007年7月、2008年8月、2009年8月、2010年9月、 2011年11月現在	76
	○	○	日本弁護士連合会	0.0	3.3 3.3	5.6 2.3	6.7 1.1	7.8 1.1	日本弁護士連合会調べ 2008年3月、2009年8月、2010年9月、その他各年10 月現在	76
	○	○	各弁護士会	8.2	8.1 -0.1	7.7 -0.4	7.5 -0.2	9.6 2.1	日本弁護士連合会調べ 2008年3月、2009年8月、2010年9月、その他各年10 月現在	76
	○	○	日本公認会計士協会	6.0	6.0 0.0	5.6 -0.4	5.6 0.0	5.6 0.0	日本公認会計士協会調べ 2011年10月、その他各年7月現在	76
	○	○	地域会	2.5	2.5 0.0	4.6 2.1	3.9 -0.7	5.1 1.2	日本公認会計士協会調べ 2011年10月、その他各年7月現在	76

(注) 「FU指標」は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップのための指標(平成19年2月14日男女共同参画会議決定)に挙げられた、指導的地位として考えられる分野及び項目。「※」は、直接指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。

Ⅱ 各分野における参画状況

1 国・地方公共団体

(1) 国の立法・司法・行政

ア. 立法

① 国会議員

衆 議 院

選挙回数	選挙期日	定 数	女性数	男性数	女性の割合	男性の割合
第22回	昭和21年 4 月	466 人	39 人	427 人	8.4 %	91.6 %
第23回	22年 4 月	466	15	451	3.2	96.8
第24回	24年 1 月	466	12	454	2.6	97.4
第25回	27年10月	466	9	457	1.9	98.1
第26回	28年 4 月	466	9	457	1.9	98.1
第27回	30年 2 月	467	8	459	1.7	98.3
第28回	33年 5 月	467	11	456	2.4	97.6
第29回	35年11月	467	7	460	1.5	98.5
第30回	38年11月	467	7	460	1.5	98.5
第31回	42年 1 月	486	7	479	1.4	98.6
第32回	44年12月	486	8	478	1.6	98.4
第33回	47年12月	491	7	484	1.4	98.6
第34回	51年12月	511	6	505	1.2	98.8
第35回	54年10月	511	11	500	2.2	97.8
第36回	55年 6 月	511	9	502	1.8	98.2
第37回	58年12月	511	8	503	1.6	98.4
第38回	61年 7 月	512	7	505	1.4	98.6
第39回	平成 2 年 2 月	512	12	500	2.3	97.7
第40回	5 年 7 月	511	14	497	2.7	97.3
第41回	8 年10月	500	23	477	4.6	95.4
第42回	12年 6 月	480	35	445	7.3	92.7
第43回	15年11月	480	34	446	7.1	92.9
第44回	17年 9 月	480	43	437	9.0	91.0
第45回	21年 8 月	480	54〔比例区 30〕 〔選挙区 24〕	426〔比例区 150〕 〔選挙区 276〕	11.3〔比例区16.7〕 〔選挙区 8.0〕	88.8〔比例区 83.3〕 〔選挙区 92.0〕
	24年11月 (現在員数)	479	51	428	10.6	89.4

参 議 院

選挙回数	選挙期日	定 数	女性数	男性数	女性の割合	男性の割合
第 1 回	昭和22年 4 月	250 人	10 人	240 人	4.0 %	96.0 %
第 2 回	25年 6 月	250	12	238	4.8	95.2
第 3 回	28年 4 月	250	15	235	6.0	94.0
第 4 回	31年 7 月	250	15	235	6.0	94.0
第 5 回	34年 6 月	250	13	237	5.2	94.8
第 6 回	37年 7 月	250	16	234	6.4	93.6
第 7 回	40年 7 月	250	17	233	6.8	93.2
第 8 回	43年 7 月	250	13	237	5.2	94.8
第 9 回	46年 6 月	252	13	239	5.2	94.8
第10回	49年 7 月	252	18	234	7.1	92.9
第11回	52年 7 月	252	16	236	6.3	93.7
第12回	55年 6 月	252	17	235	6.7	93.3
第13回	58年 6 月	252	18	234	7.1	92.9
第14回	61年 7 月	252	22	230	8.7	91.3
第15回	平成元年 7 月	252	33	219	13.1	86.9
第16回	4 年 7 月	252	37	215	14.7	85.3
第17回	7 年 7 月	252	34	218	13.5	86.5
第18回	10年 7 月	252	43	209	17.1	82.9
第19回	13年 7 月	247	38	209	15.4	84.6
第20回	16年 7 月	242	33	209	13.6	86.4
第21回	19年 7 月	242	42	200	17.4	82.6
第22回	22年 7 月	242	44〔比例区 21〕 〔選挙区 23〕	198〔比例区 75〕 〔選挙区 123〕	18.2〔比例区21.9〕 〔選挙区15.8〕	81.8〔比例区 78.1〕 〔選挙区 84.2〕
	24年11月	242	44	198	18.2	81.8

総務省、衆議院・参議院各事務局調べ

- (注) 1. 衆議院は各総選挙における当選人数。
 2. 参議院は通常選挙後の国会招集日における議員数。

② 選挙区・比例区別国会議員候補者

衆 議 院

		第42回 (平成12年 6 月)	第43回 (平成15年11月)	第44回 (平成17年 9 月)	第45回 (平成21年 8 月)	第46回 (平成24年12月)
候補者総数		1,404	1,159	1,131	1,374	1,504
女 性		202	149	147	229	225
男 性		1,202	1,010	984	1,145	1,279
女性候補者割合		14.4%	12.9%	13.0%	16.7%	15.0%
男性候補者割合		85.6%	87.1%	87.0%	83.3%	85.0%
選 挙 区	候補者数	1,199	1,026	989	1,139	1,294
	女性候補者	166	132	123	184	192
	男性候補者	1,033	894	866	955	1,102
	女性候補者割合	13.8%	12.9%	12.4%	16.2%	14.8%
	男性候補者割合	86.2%	87.1%	87.6%	83.8%	85.2%
比 例 区	候補者数	904 (699)	745 (612)	778 (636)	888 (653)	1117 (907)
	女性候補者	102 (66)	75 (58)	84 (60)	128 (83)	142 (109)
	男性候補者	802 (633)	670 (554)	694 (576)	760 (570)	975 (798)
	女性候補者割合	11.3%	10.1%	10.8%	14.4%	12.7%
	男性候補者割合	88.7%	89.9%	89.2%	85.6%	87.3%

資料出所：総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」
(第46回(平成24年12月)については内閣府調べによる速報値。)

参 議 院

		第18回 (平成10年 7 月)	第19回 (平成13年 7 月)	第20回 (平成16年 7 月)	第21回 (平成19年 7 月)	第22回 (平成22年 7 月)
候補者総数		474	496	320	377	437
女 性		110	137	66	91	100
男 性		364	359	254	286	337
女性候補者割合		23.2%	27.6%	20.6%	24.1%	22.9%
男性候補者割合		76.8%	72.4%	79.4%	75.9%	77.1%
選 挙 区	候補者数	316	292	192	218	251
	女性候補者	72	79	35	44	55
	男性候補者	244	213	157	174	196
	女性候補者割合	22.8%	27.1%	18.2%	20.2%	21.9%
	男性候補者割合	77.2%	72.9%	81.8%	79.8%	78.1%
比 例 区	候補者数	158	204	128	159	186
	女性候補者	38	58	31	47	45
	男性候補者	120	146	97	112	141
	女性候補者割合	24.1%	28.4%	24.2%	29.6%	24.2%
	男性候補者割合	75.9%	71.6%	75.8%	70.4%	75.8%

資料出所：総務省「参議院議員通常選挙結果調」

(注) 1. 候補者数は選挙当日における数である。

2. 衆議院比例区欄の()の数字は立候補者数中の重複立候補者数であり内書である。

3. 「候補者総数」欄の数字は小選挙区選挙の候補者数及び比例代表選挙の候補者数を加えた数から重複立候補者数を差し引いた数である。

③ 選挙区・比例区別国会議員

衆 議 院

		第41回 (平成8年10月)	第42回 (平成12年6月)	第43回 (平成15年11月)	第44回 (平成17年9月)	第45回 (平成21年8月)
当選者総数		500	480	480	480	480
女 性		23	35	34	43	54
男 性		477	445	446	437	426
女性当選者割合		4.6%	7.3%	7.1%	9.0%	11.3%
男性当選者割合		95.4%	92.7%	92.9%	91.0%	88.8%
選 挙 区	当選者数	300	300	300	300	300
	女性当選者	7	13	14	19	24
	男性当選者	293	287	286	281	276
	女性当選者割合	2.3%	4.3%	4.7%	6.3%	8.0%
	男性当選者割合	97.7%	95.7%	95.3%	93.7%	92.0%
比 例 区	当選者数	200	180	180	180	180
	女性当選者	16	22	20	24	30
	男性当選者	184	158	160	156	150
	女性当選者割合	8.0%	12.2%	11.1%	13.3%	16.7%
	男性当選者割合	92.0%	87.2%	88.9%	86.7%	83.3%

参 議 院

		第18回 (平成10年7月)	第19回 (平成13年7月)	第20回 (平成16年7月)	第21回 (平成19年7月)	第22回 (平成22年7月)
当選者総数		126	121	121	121	121
女 性		20	18	15	26	17
男 性		106	103	106	95	104
女性当選者割合		15.9%	14.9%	12.4%	21.5%	14.0%
男性当選者割合		84.1%	85.1%	87.6%	78.5%	86.0%
選 挙 区	当選者数	76	73	73	73	73
	女性当選者	10	7	7	14	8
	男性当選者	66	66	66	59	65
	女性当選者割合	13.2%	9.6%	9.6%	19.2%	11.0%
	男性当選者割合	86.8%	90.4%	90.4%	80.8%	89.0%
比 例 区	当選者数	50	48	48	48	48
	女性当選者	10	11	8	12	9
	男性当選者	40	37	40	36	39
	女性当選者割合	20.0%	22.9%	16.7%	25.0%	18.8%
	男性当選者割合	80.0%	77.1%	83.3%	75.0%	81.2%

総務省、衆議院・参議院各事務局調べ

④ 会派別国会議員

衆 議 院

会派名	所属議員数				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
民主党・無所属クラブ	247	27	220	10.9	89.1
自由民主党・無所属の会	119	8	111	6.7	93.3
国民の生活が第一・きづな	47	10	37	21.3	78.7
公明党	21	3	18	14.3	85.7
日本共産党	9	1	8	11.1	88.9
みんなの党	7	0	7	0.0	100.0
社会民主党・市民連合	6	1	5	16.7	83.3
日本維新の会	5	0	5	0.0	100.0
改革無所属の会	4	0	4	0.0	100.0
減税日本	3	1	2	33.3	66.7
新党大地・真民主	3	0	3	0.0	100.0
太陽の党	2	0	2	0.0	100.0
無所属	6	0	6	0.0	100.0
合計	479	51	428	10.6	89.4
欠員	1	－	－	－	－
定数	480	－	－	－	－

参 議 院

会派名	所属議員数				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
民主党・新緑風会・国民新党	90	13	77	14.4	85.6
自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会	87	16	71	18.4	81.6
公明党	19	3	16	15.8	84.2
国民の生活が第一	12	4	8	33.3	66.7
みんなの党	11	0	11	0.0	100.0
日本共産党	6	2	4	33.3	66.7
社会民主党・護憲連合	4	1	3	25.0	75.0
みどりの風	4	4	0	100.0	0.0
新党改革	2	0	2	0.0	100.0
新党大地・真民主	2	0	2	0.0	100.0
各派に属しない議員	5	1	4	20.0	80.0
合計	242	44	198	18.2	81.8
欠員	0	－	－	－	－
定数	242	－	－	－	－

(注) 衆議院、参議院ホームページ(平成24年11月14日現在)より内閣府において作成。

⑤ 国会における役職

	役職	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
衆議院 (H24. 10. 29現在)	議長	人 1	人 0	人 1	% 0.0	% 100.0
	副議長	1	0	1	0.0	100.0
	常任委員長	17	2	15	11.8	88.2
	特別委員長	9	0	9	0.0	100.0
参議院 (H24. 11. 13現在)	議長	人 1	人 0	人 1	% 0.0	% 100.0
	副議長	1	0	1	0.0	100.0
	常任委員長	17	4	13	23.5	76.5
	特別委員長	7	1	6	14.3	85.7

(注) 衆議院、参議院ホームページより内閣府において作成。

⑥ 国会職員採用者

	大学卒業程度					高校卒業程度				
	Ⅰ種試験、Ⅱ種試験					Ⅲ種試験等				
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)
平成16年度	80	35	45	43.8	56.3	31	18	13	58.1	41.9
平成17年度	67	35	32	52.2	47.8	32	16	16	50.0	50.0
平成18年度	44	15	29	34.1	65.9	14	9	5	64.3	35.7
平成19年度	45	16	29	35.6	64.4	7	6	1	85.7	14.3
平成20年度	46	21	25	45.7	54.3	9	6	3	66.7	33.3
平成21年度	43	18	25	41.9	58.1	12	10	2	83.3	16.7
平成22年度	43	16	27	37.2	62.8	10	7	3	70.0	30.0
平成23年度	38	14	24	36.8	63.2	13	10	3	76.9	23.1
平成24年度	49	15	34	30.6	69.4	13	11	2	84.6	15.4

衆議院・参議院事務局、衆議院・参議院法制局、国立国会図書館調べ

(注) 国会職員には、国会議員及び国会議員の秘書は含まない。

⑦ 衆参両議院選挙における有権者数、投票者数及び投票率

(千人)

			当日有権者数		投票者数		投票率	
			女性	男性	女性	男性	女性	男性
衆 議 院	第22回衆議院議員総選挙 (昭和21. 4. 10)		20,558	16,321	13,767	12,815	67.0%	78.5%
	23 (22. 4. 25)		21,330	19,578	13,139	14,658	61.6	74.9
	24 (24. 1. 23)		22,045	20,061	14,979	16,197	68.0	80.7
	25 (27. 10. 1)		24,460	22,313	17,796	17,954	72.8	80.5
	26 (28. 4. 19)		24,610	22,481	17,335	17,613	70.4	78.4
	27 (30. 2. 27)		25,679	23,557	18,505	18,833	72.1	80.0
	28 (33. 5. 22)		27,130	24,883	20,190	19,855	74.4	79.8
	29 (35. 11. 20)		28,351	25,962	20,193	19,731	71.2	76.0
	30 (38. 11. 21)		30,398	27,884	21,285	20,178	70.0	72.4
	31 (42. 1. 29)		32,748	30,245	23,997	22,609	73.3	74.8
	32 (44. 12. 27)		35,799	33,461	24,746	22,704	69.1	67.9
	33 (47. 12. 10)		38,099	35,671	27,606	25,330	72.5	71.0
	34 (51. 12. 5)		40,203	37,724	29,769	27,468	74.1	72.8
	35 (54. 10. 7)		41,368	38,802	28,363	26,159	68.6	67.4
	36 (55. 6. 22)		41,754	39,171	31,465	28,878	75.4	73.7
	37 (58. 12. 18)		43,448	40,804	29,674	27,567	68.3	67.6
	38 (61. 7. 6)		44,585	41,842	32,331	29,377	72.5	70.2
	39 (平成 2. 2. 18)		46,555	43,768	34,734	31,482	74.6	71.9
	40 (5. 7. 18)		48,650	45,828	33,124	30,424	68.1	66.4
	41 (8. 10. 20)		50,296	47,385	小30,293 比30,279	小27,970 比27,960	小60.2 比60.2	小59.0 比59.0
	42 (12. 6. 25)		小51,736 比51,761	小48,698 比48,731	小32,562 比32,558	小30,202 比30,200	小62.9 比62.9	小62.0 比62.0
	43 (15. 11. 9)		小52,727 比52,762	小49,506 比49,545	小31,652 比31,649	小29,545 比29,544	小60.0 比60.0	小59.7 比59.6
	44 (17. 9. 11)		小53,154 比53,194	小49,831 比49,874	小36,238 比36,240	小33,289 比33,292	小68.2 比68.1	小66.8 比66.8
	45 (21. 8. 30)		小53,710 比53,710	小50,240 比50,240	小37,125 比37,117	小34,895 比34,887	小69.1 比69.1	小69.5 比69.4
参 議 院 (注)	第1回参議院議員通常選挙 (昭和22. 4. 20)		21,351	19,608	11,536	13,419	54.0	68.4
	2 (25. 6. 4)		22,699	20,763	15,149	16,227	66.7	78.2
	3 (28. 4. 24)		24,583	22,454	14,484	15,234	58.9	67.8
	4 (31. 7. 8)		26,190	23,988	15,118	16,044	57.7	66.9
	5 (34. 6. 2)		27,905	25,611	15,415	16,022	55.2	62.6
	6 (37. 7. 1)		29,306	26,832	19,490	18,801	66.5	70.1
	7 (40. 7. 4)		31,044	28,500	20,530	19,371	66.1	68.0
	8 (43. 7. 7)		34,177	31,710	23,573	21,845	69.0	68.9
	9 (46. 6. 27)		36,766	34,412	21,811	20,349	59.3	59.1
	10 (49. 7. 7)		38,905	36,451	28,646	26,512	73.6	72.7
	11 (52. 7. 10)		40,410	37,911	27,987	25,648	69.3	67.7
	12 (55. 6. 22)		41,754	39,171	31,441	28,858	75.3	73.7
	13 (58. 6. 26)		43,162	40,520	24,647	23,050	57.1	56.9
	14 (61. 7. 6)		44,585	41,842	32,296	29,347	72.4	70.1
	15 (平成元. 7. 23)		46,334	43,557	30,405	28,029	65.6	64.4
	16 (4. 7. 26)		48,029	45,225	24,419	22,864	50.8	50.6
	17 (7. 7. 23)		49,802	46,957	22,091	20,969	44.4	44.7
	18 (10. 7. 12)		51,010	48,039	30,232	28,037	59.3	58.4
	19 (13. 7. 29)		比52,185 選52,151	比49,125 選49,085	比29,673 選29,663	比27,485 選27,476	比56.9 選56.9	比56.0 選56.0
	20 (16. 7. 11)		比52,922 選52,883	比49,667 選49,625	比29,907 選29,899	比28,099 選28,092	比56.5 選56.5	比56.6 選56.6
	21 (19. 7. 29)		比53,544 選53,544	比50,166 選50,166	比31,279 選31,283	比29,527 選29,531	比58.4 選58.4	比58.9 選58.9
	22 (22. 7. 11)		比53,760 選53,760	比50,269 選50,269	比30,907 選30,908	比29,344 選29,347	比57.5 選57.5	比58.4 選58.4

資料出所：総務省「衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査、参議院議員通常選挙結果調」

(注) 参議院議員通常選挙においては、第1回～第12回は全国区、第13回～第18回は比例代表、第19回～第22回は選挙区と比例代表の数字である。投票率は、小数点第2位を四捨五入している。

イ．行政

① 閣僚等

	総 数	女 性	男 性	女性割合	男性割合
内閣総理大臣 ・ 国務大臣	人 19	人 1	人 18	% 5.3	% 94.7
内閣官房副長官 ・ 副大臣	28	1	27	3.6	96.4
大臣政務官	27	2	25	7.4	92.6

内閣府調べ

(注) 平成24年10月 2 日現在。副大臣には、3 名の内閣官房副長官を含む。

② 国家公務員管理職

イ 年度別女性国家公務員登用状況

(昭和59年度以前) 人、(%)

	指 定 職			行 政 職 (一)						計		
				1 等 級			2 等 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総 数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和50年度	1, 271	1 (0. 1)	1, 270 (99. 9)	1, 146	1 (0. 1)	1, 145 (99. 9)	4, 521	18 (0. 4)	4, 503 (99. 6)	6, 938	20 (0. 3)	6, 918 (99. 7)
昭和55年度	1, 559	3 (0. 2)	1, 556 (99. 8)	1, 418	6 (0. 4)	1, 412 (99. 6)	5, 041	33 (0. 7)	5, 008 (99. 3)	8, 018	42 (0. 5)	7, 976 (99. 5)

(昭和60年度～平成17年度) 人、(%)

	指 定 職			行 政 職 (一)									計		
				11 級			10 級			9 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和60年度	1,606	4 (0.2)	1,602 (99.8)	1,385	10 (0.7)	1,375 (99.3)	1,634	9 (0.6)	1,625 (99.4)	3,493	17 (0.5)	3,476 (99.5)	8,118	40 (0.5)	8,078 (99.5)
平成2年度	1,627	9 (0.6)	1,618 (99.4)	1,438	16 (1.1)	1,422 (98.9)	1,874	12 (0.6)	1,862 (99.4)	3,850	30 (0.8)	3,820 (99.2)	8,789	67 (0.8)	8,722 (99.2)
平成7年度	1,673	10 (0.6)	1,663 (99.4)	1,560	9 (0.6)	1,551 (99.4)	2,092	23 (1.1)	2,069 (98.9)	4,027	48 (1.2)	3,979 (98.8)	9,352	90 (1.0)	9,262 (99.0)
平成12年度	1,660	6 (0.4)	1,654 (99.6)	1,644	23 (1.4)	1,621 (98.6)	2,277	26 (1.1)	2,251 (98.9)	4,158	67 (1.6)	4,091 (98.4)	9,739	122 (1.3)	9,617 (98.7)
平成13年度	1,627	11 (0.7)	1,616 (99.3)	1,706	24 (1.4)	1,682 (98.6)	2,318	35 (1.5)	2,283 (98.5)	4,155	66 (1.6)	4,089 (98.4)	9,806	136 (1.4)	9,670 (98.6)
平成14年度	1,641	13 (0.8)	1,628 (99.2)	1,774	27 (1.5)	1,747 (98.5)	2,291	31 (1.4)	2,260 (98.6)	4,161	59 (1.4)	4,102 (98.6)	9,867	130 (1.3)	9,737 (98.7)
平成15年度	1,623	13 (0.8)	1,610 (99.2)	1,734	36 (2.1)	1,698 (97.9)	2,306	30 (1.3)	2,276 (98.7)	4,142	66 (1.6)	4,076 (98.4)	9,805	145 (1.5)	9,660 (98.5)
平成16年度	861	10 (1.2)	851 (98.8)	1,717	36 (2.1)	1,681 (97.9)	2,199	28 (1.3)	2,171 (98.7)	3,679	68 (1.8)	3,611 (98.2)	8,456	142 (1.7)	8,314 (98.3)
平成17年度	887	11 (1.2)	876 (98.8)	1,703	36 (2.1)	1,667 (97.9)	2,188	43 (2.0)	2,145 (98.0)	3,674	64 (1.7)	3,610 (98.3)	8,452	154 (1.8)	8,298 (98.2)

(平成18年度以降) 人、(%)

	指 定 職			行 政 職 (一)												計		
				10 級			9 級			8 級			7 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)			
平成18年度	894	10 (1.1)	884 (98.9)	132	0 (0.0)	132 (100)	1,624	38 (2.3)	1,586 (97.7)	2,211	46 (2.1)	2,165 (97.9)	3,709	75 (2.0)	3,634 (98.0)	8,570	169 (2.0)	8,401 (98.0)
平成19年度	903	11 (1.2)	892 (98.8)	179	1 (0.6)	178 (99.4)	1,597	39 (2.4)	1,558 (97.6)	2,246	43 (1.9)	2,203 (98.1)	3,751	84 (2.2)	3,667 (97.8)	8,676	178 (2.1)	8,498 (97.9)
平成20年度	901	16 (1.8)	885 (98.2)	215	2 (0.9)	213 (99.1)	1,555	38 (2.4)	1,517 (97.6)	2,249	52 (2.3)	2,197 (97.7)	3,823	97 (2.5)	3,726 (97.5)	8,743	205 (2.3)	8,538 (97.7)
平成21年度	914	19 (2.1)	895 (97.9)	232	5 (2.2)	227 (97.8)	1,512	37 (2.4)	1,475 (97.6)	2,281	45 (2.0)	2,236 (98.0)	3,792	114 (3.0)	3,678 (97.0)	8,731	220 (2.5)	8,511 (97.5)
平成22年度	891	20 (2.2)	871 (97.8)	250	7 (2.8)	243 (97.2)	1,516	38 (2.5)	1,478 (97.5)	2,399	54 (2.3)	2,345 (97.7)	3,780	110 (2.9)	3,670 (97.1)	8,836	229 (2.6)	8,607 (97.4)
平成23年度	904	18 (2.0)	886 (98.0)	255	7 (2.7)	248 (97.3)	1,537	44 (2.9)	1,493 (97.1)	2,467	59 (2.4)	2,408 (97.6)	3,826	115 (3.0)	3,711 (97.0)	8,989	243 (2.7)	8,746 (97.3)

資料出所：人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」

(注) 1. 平成12年度までは各年度末、13年度からは各年度1月15日現在。

2. 本府省課室長相当職以上である指定職俸給表適用職員及び行政職(一)俸給表2等級(昭和50年度～昭和59年度)、9級(昭和60年度～平成17年度)または7級(平成18年度以降)以上適用職員数。

3. 調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

口 府省別女性国家公務員登用状況

(平成23年1月現在)

	行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者											
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上								
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち本省課室長相当職以上					
							総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち指定職相当		
										総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
内閣官房	603	55	9.1	300	13	4.3	117	6	5.1	27	0	0.0
内閣法制局	65	13	20.0	40	3	7.5	29	0	0.0	5	0	0.0
内閣府	2,185	354	16.2	837	57	6.8	291	18	6.2	55	4	7.3
宮内庁	713	92	12.9	138	4	2.9	47	1	2.1	8	0	0.0
公正取引委員会	733	136	18.6	192	13	6.8	69	3	4.3	12	1	8.3
国家公安委員会 (警察庁)	4,609	459	10.0	862	10	1.2	248	0	0.0	69	0	0.0
金融庁	1,292	193	14.9	514	23	4.5	135	1	0.7	15	0	0.0
消費者庁	192	57	29.7	80	10	12.5	22	1	4.5	3	0	0.0
総務省	5,228	899	17.2	1,885	54	2.9	598	5	0.8	67	1	1.5
法務省	15,166	3,975	26.2	3,170	219	6.9	424	17	4.0	31	1	3.2
外務省	5,453	1,370	25.1	2,405	228	9.5	735	33	4.5	59	0	0.0
財務省	16,096	3,008	18.7	4,906	192	3.9	922	11	1.2	86	1	1.2
文部科学省	2,044	416	20.4	853	80	9.4	377	23	6.1	32	3	9.4
厚生労働省	27,811	6,351	22.8	6,816	652	9.6	787	54	6.9	75	4	5.3
農林水産省	17,934	2,276	12.7	5,167	167	3.2	792	8	1.0	60	2	3.3
経済産業省	6,192	1,289	20.8	2,790	255	9.1	658	12	1.8	71	1	1.4
国土交通省	44,407	4,057	9.1	11,251	167	1.5	2,096	21	1.0	158	1	0.6
環境省	1,203	197	16.4	452	29	6.4	149	6	4.0	17	0	0.0
防衛省	14,383	3,366	23.4	3,140	53	1.7	561	6	1.1	53	0	0.0
人事院	618	157	25.4	310	51	16.5	98	8	8.2	19	1	5.3
会計検査院	1,219	243	19.9	577	18	3.1	190	1	0.5	21	0	0.0
合計	168,146	28,963	17.2	46,685	2,298	4.9	9,345	235	2.5	943	20	2.1

(参考) 本省係長相当職以上の登用状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
平成23年1月	134,031	18,078	13.5

- (注) 1. 「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」(平成24年9月総務省、人事院調べ)より抜粋。
2. 防衛省については当該年1月31日現在、その他の府省等については当該年1月15日現在の状況。
3. 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者の状況。
なお、防衛省については、一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額に相当する俸給を支給されている職員が対象。
4. 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)に基づく交流派遣職員を除く。
5. 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)5級相当職以上の職員をいう。
6. 「本省課室長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上の職員をいう。
7. 「指定職相当」とは、一般職給与法の指定職俸給表の適用がある職員に相当する職員をいう。
8. 「本省係長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級相当職以上の職員をいう。

③ 一般職国家公務員の在職者

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
昭和50年度	852,532	146,360	706,172	17.2	82.8
55年度	854,286	149,412	704,874	17.5	82.5
60年度	834,094	145,272	688,822	17.4	82.6
平成2年度	820,551	148,458	672,093	18.1	81.9
7年度	817,479	158,334	659,145	19.4	80.6
12年度	797,553	159,803	637,750	20.0	80.0
13年度	797,384	161,215	636,169	20.2	79.8
14年度	790,304	161,696	628,608	20.5	79.5
15年度	779,989	160,786	619,203	20.6	79.4
16年度	639,075	125,209	513,866	19.6	80.4
17年度	630,690	126,157	504,533	20.0	80.0
18年度	610,815	126,775	484,040	20.8	79.2
19年度	359,659	86,969	272,690	24.2	75.8
20年度	355,140	86,964	268,176	24.5	75.5
21年度	343,835	85,340	258,495	24.8	75.2
22年度	338,969	83,332	255,637	24.6	75.4
23年度	337,905	84,124	253,781	24.9	75.1

資料出所: 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」

(注) 平成12年度以前は各年度末、13年度以降は各年1月15日現在。

④ 平成23年度国家公務員級別在職者

イ 行政職（一）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
計(人)	9,245	18,229	45,587	34,656	17,933	17,172	3,826	2,467	1,537	255	150,907
女性(人)	2,962	5,528	10,162	4,407	1,309	810	115	59	44	7	25,403
男性(人)	6,283	12,701	35,425	30,249	16,624	16,362	3,711	2,408	1,493	248	125,504
女性割合(%)	32.0	30.3	22.3	12.7	7.3	4.7	3.0	2.4	2.9	2.7	16.8
男性割合(%)	68.0	69.7	77.7	87.3	92.7	95.3	97.0	97.6	97.1	97.3	83.2

ロ 税務職

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
計(人)	6,246	4,603	5,423	10,486	13,792	11,760	1,705	524	105	0	54,644
女性(人)	2,014	1,427	1,643	2,531	1,365	632	31	6	0	0	9,649
男性(人)	4,232	3,176	3,780	7,955	12,427	11,128	1,674	518	105	0	44,995
女性割合(%)	32.2	31.0	30.3	24.1	9.9	5.4	1.8	1.1	0.0	－	17.7
男性割合(%)	67.8	69.0	69.7	75.9	90.1	94.6	98.2	98.9	100.0	－	82.3

ハ 公安職（一）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
計(人)	6,600	6,387	4,084	2,739	1,110	939	586	320	503	150	6	23,424
女性(人)	968	539	212	132	30	34	21	8	3	0	0	1,947
男性(人)	5,632	5,848	3,872	2,607	1,080	905	565	312	500	150	6	21,477
女性割合(%)	14.7	8.4	5.2	4.8	2.7	3.6	3.6	2.5	0.6	0.0	0.0	8.3
男性割合(%)	85.3	91.6	94.8	95.2	97.3	96.4	96.4	97.5	99.4	100.0	100.0	91.7

ニ 公安職（二）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
計(人)	3,351	4,666	7,838	4,762	1,541	1,416	635	289	74	1	24,573
女性(人)	577	660	1,071	323	60	38	9	4	4	0	2,746
男性(人)	2,774	4,006	6,767	4,439	1,481	1,378	626	285	70	1	21,827
女性割合(%)	17.2	14.1	13.7	6.8	3.9	2.7	1.4	1.4	5.4	－	11.2
男性割合(%)	82.8	85.9	86.3	93.2	96.1	97.3	98.6	98.6	94.6	－	88.8

ホ 研究職

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
計(人)	11	280	352	315	470	1	1,429
女性(人)	2	64	86	57	54	0	263
男性(人)	9	216	266	258	416	1	1,166
女性割合(%)	18.2	22.9	24.4	18.1	11.5	－	18.4
男性割合(%)	81.8	77.1	75.6	81.9	88.5	－	81.6

ヘ 医療職（一）

	1級	2級	3級	4級	5級	計
計(人)	112	394	165	59	0	730
女性(人)	21	82	27	6	0	136
男性(人)	91	312	138	53	0	594
女性割合(%)	18.8	20.8	16.4	10.2	－	18.6
男性割合(%)	81.3	79.2	83.6	89.8	－	81.4

資料出所：人事院「平成23年度における一般職の国家公務員の任用状況調査」

（注）1. 平成24年1月15日現在。

2. 調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

3. 「イ．行政職（一）」には、防衛省の一般職を含む。

⑤ 防衛省職員の在職状況

イ 自衛官

	総数	女性数	男性数	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
平成2年	234,177	6,425	227,752	2.7	97.3
7年	242,693	10,264	232,429	4.2	95.8
12年	239,807	10,150	229,657	4.2	95.8
13年	239,839	10,439	229,400	4.4	95.6
14年	239,806	10,614	229,192	4.4	95.6
15年	238,579	10,898	227,681	4.6	95.4
16年	239,430	11,126	228,304	4.6	95.4
17年	240,812	11,449	229,363	4.8	95.2
18年	240,970	11,688	229,282	4.9	95.1
19年	230,291	11,240	219,051	4.9	95.1
20年	228,536	11,167	217,369	4.9	95.1
21年	229,357	11,814	217,543	5.2	94.8
22年	227,950	11,797	216,153	5.2	94.8
23年	227,848	12,242	215,606	5.4	94.6

防衛省調べ

(注) 各年度末現在。

ロ 事務官等

	総数	女性数	男性数	女性割合	男性割合
	人	人	人	%	%
平成12年	24,103	5,341	18,762	22.2	77.8
13年	23,879	5,327	18,552	22.3	77.7
14年	23,723	5,325	18,398	22.4	77.6
15年	23,501	5,289	18,212	22.5	77.5
16年	23,276	5,265	18,011	22.6	77.4
17年	22,996	5,226	17,770	22.7	77.3
18年	22,614	5,028	17,586	22.2	77.8
19年	22,348	5,010	17,338	22.4	77.6
20年	22,180	5,078	17,102	22.9	77.1
21年	21,910	4,982	16,928	22.7	77.3
22年	21,863	5,108	16,755	23.4	76.6
23年	21,520	5,054	16,466	23.5	76.5

防衛省調べ

(注) 各年度末現在。

⑥ 国家公務員採用試験区分別採用等の状況

イ 国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験合格者及び採用者

人、(%)

試験 年度	採用 年度		Ⅰ種				Ⅱ種				Ⅲ種			
			申込者	合格者 (A)	採用者 (B)	B/A(%)	申込者	合格者 (A)	採用者 (B)	B/A(%)	申込者	合格者 (A)	採用者 (B)	B/A(%)
昭和 60 年度	昭和 61 年度	総数	36,072	1,655	834	50.4	51,665	5,133	2,113	41.2	134,257	20,154	12,071	59.9
		女性	3,378	105	53	50.5	10,233	602	224	37.2	54,360	6,894	3,469	50.3
		男性	32,694	1,550	781	50.4	41,432	4,531	1,889	41.7	79,897	13,260	8,602	64.9
		(女性割合)	(9.4)	(6.3)	(6.4)	－	(19.8)	(11.7)	(10.6)	－	(40.5)	(34.2)	(28.7)	－
		(男性割合)	(90.6)	(93.7)	(93.6)	－	(80.2)	(88.3)	(89.4)	－	(59.5)	(65.8)	(71.3)	－
平成 2 年度	平成 3 年度	総数	31,422	2,047	969	47.3	38,626	7,520	3,232	43.0	93,202	23,532	13,941	59.2
		女性	4,533	199	83	41.7	9,021	1,514	583	38.5	39,876	8,839	4,747	53.7
		男性	26,889	1,848	886	47.9	29,605	6,006	2,649	44.1	53,326	14,693	9,194	62.6
		(女性割合)	(14.4)	(9.7)	(8.6)	－	(23.4)	(20.1)	(18.0)	－	(42.8)	(37.6)	(34.1)	－
		(男性割合)	(85.6)	(90.3)	(91.4)	－	(76.6)	(79.9)	(82.0)	－	(57.2)	(62.4)	(65.9)	－
平成 7 年度	平成 8 年度	総数	43,431	1,636	780	47.7	80,211	5,847	2,881	49.3	149,737	12,540	9,030	72.0
		女性	10,102	216	108	50.0	26,593	1,637	751	45.9	67,270	5,211	3,612	69.3
		男性	33,329	1,420	672	47.3	53,618	4,210	2,130	50.6	82,467	7,329	5,418	73.9
		(女性割合)	(23.3)	(13.2)	(13.8)	－	(33.2)	(28.0)	(26.1)	－	(44.9)	(41.6)	(40.0)	－
		(男性割合)	(76.7)	(86.8)	(86.2)	－	(66.8)	(72.0)	(73.9)	－	(55.1)	(58.4)	(60.0)	－
平成 12 年度	平成 13 年度	総数	38,841	1,228	569	46.3	71,891	6,123	3,469	56.7	99,589	6,293	4,605	73.2
		女性	10,054	182	89	48.9	22,797	1,638	883	53.9	40,651	2,413	1,695	70.2
		男性	28,787	1,046	480	45.9	49,094	4,485	2,586	57.7	58,938	3,880	2,910	75.0
		(女性割合)	(25.9)	(14.8)	(15.6)	－	(31.7)	(26.8)	(25.5)	－	(40.8)	(38.3)	(36.8)	－
		(男性割合)	(74.1)	(85.2)	(84.4)	－	(68.3)	(73.2)	(74.5)	－	(59.2)	(61.7)	(63.2)	－
平成 17 年度	平成 18 年度	総数	31,112	1,674	593	35.4	61,621	5,300	2,765	52.2	26,370	2,002	1,274	63.6
		女性	9,011	282	125	44.3	18,889	1,422	726	51.1	9,144	657	442	67.3
		男性	22,101	1,392	468	33.6	42,732	3,878	2,039	52.6	17,226	1,345	832	61.9
		(女性割合)	(29.0)	(16.8)	(21.1)	－	(30.7)	(26.8)	(26.3)	－	(34.7)	(32.8)	(34.7)	－
		(男性割合)	(71.0)	(83.2)	(78.9)	－	(69.3)	(73.2)	(73.7)	－	(65.3)	(67.2)	(65.3)	－
平成 18 年度	平成 19 年度	総数	26,268	1,592	590	37.1	47,709	3,989	1,822	45.7	21,358	1,759	1,073	61.0
		女性	7,796	282	125	44.3	14,904	1,108	490	44.2	7,137	640	409	63.9
		男性	18,472	1,310	465	35.5	32,805	2,881	1,332	46.2	14,221	1,119	664	59.3
		(女性割合)	(29.7)	(17.7)	(21.2)	－	(31.2)	(27.8)	(26.9)	－	(33.4)	(36.4)	(38.1)	－
		(男性割合)	(70.3)	(82.3)	(78.8)	－	(68.8)	(72.2)	(73.1)	－	(66.6)	(63.6)	(61.9)	－
平成 19 年度	平成 20 年度	総数	22,435	1,581	570	36.1	38,659	4,898	2,048	41.8	17,313	1,785	1,028	57.6
		女性	6,609	257	124	48.2	11,974	1,304	514	39.4	5,617	619	356	57.5
		男性	15,826	1,324	446	33.7	26,685	3,594	1,534	42.7	11,696	1,166	672	57.6
		(女性割合)	(29.5)	(16.3)	(21.8)	－	(31.0)	(26.6)	(25.1)	－	(32.4)	(34.7)	(34.6)	－
		(男性割合)	(70.5)	(83.7)	(78.2)	－	(69.0)	(73.4)	(74.9)	－	(67.6)	(65.3)	(65.4)	－
平成 20 年度	平成 21 年度	総数	21,200	1,545	605	39.2	35,546	5,299	2,156	40.7	16,119	2,191	1,270	58.0
		女性	6,461	297	154	51.9	11,195	1,417	549	38.7	5,308	799	468	58.6
		男性	14,739	1,248	451	36.1	24,351	3,882	1,607	41.4	10,811	1,392	802	57.6
		(女性割合)	(30.5)	(19.2)	(25.5)	－	(31.5)	(26.7)	(25.5)	－	(32.9)	(36.5)	(36.9)	－
		(男性割合)	(69.5)	(80.8)	(74.5)	－	(68.5)	(73.3)	(74.5)	－	(67.1)	(63.5)	(63.1)	－
平成 21 年度	平成 22 年度	総数	22,186	1,494	604	40.4	39,940	5,199	2,022	38.9	16,417	1,938	984	50.8
		女性	6,903	300	125	41.7	12,685	1,539	566	36.8	5,821	736	362	49.2
		男性	15,283	1,194	479	40.1	27,255	3,660	1,456	39.8	10,596	1,202	622	51.7
		(女性割合)	(31.1)	(20.1)	(20.7)	－	(31.8)	(29.6)	(28.0)	－	(35.5)	(38.0)	(36.8)	－
		(男性割合)	(68.9)	(79.9)	(79.3)	－	(68.2)	(70.4)	(72.0)	－	(64.5)	(62.0)	(63.2)	－
平成 22 年度	平成 23 年度	総数	26,888	1,314	487	37.1	48,040	4,076	1,624	39.8	17,311	1,399	718	51.3
		女性	8,212	272	120	44.1	14,799	1,159	435	37.5	6,094	577	276	47.8
		男性	18,676	1,042	367	35.2	33,241	2,917	1,189	40.8	11,217	822	442	53.8
		(女性割合)	(30.5)	(20.7)	(24.6)	－	(30.8)	(28.4)	(26.8)	－	(35.2)	(41.2)	(38.4)	－
		(男性割合)	(69.5)	(79.3)	(75.4)	－	(69.2)	(71.6)	(73.2)	－	(64.8)	(58.8)	(61.6)	－
平成 23 年度	平成 24 年度	総数	27,567	1,390	546	39.3	46,450	4,421	1,719	38.9	19,667	1,579	771	48.8
		女性	8,567	274	137	50.0	14,265	1,146	421	36.7	6,354	575	277	48.2
		男性	19,000	1,116	409	36.6	32,185	3,275	1,298	39.6	13,313	1,004	494	49.2
		(女性割合)	(31.1)	(19.7)	(25.1)	－	(30.7)	(25.9)	(24.5)	－	(32.3)	(36.4)	(35.9)	－
		(男性割合)	(68.9)	(80.3)	(74.9)	－	(69.3)	(74.1)	(75.5)	－	(67.7)	(63.6)	(64.1)	－

人事院調べ

(注)1. 試験年度は採用の前年度。

2. 採用者は、国家公務員Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験に合格し、一般職国家公務員として採用された者。

3. 平成23年度の試験の採用者は、Ⅰ種は平成24年4月1日、Ⅱ種は名簿有効期間満了時、Ⅲ種は平成24年7月31日現在の採用者数。

□ 国家公務員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験等採用者

(～平成22年度)

		大学卒業程度				高校卒業程度
		国家公務員採用Ⅰ種試験等		国家公務員採用Ⅱ種試験等		国家公務員採用Ⅲ種試験等
		総数	うち事務系 区分（行政・ 法律・経済）	総数	うち行政区分	総数
平成 17 年度	総数（人）	647	298	3,158	2,375	1,535
	女性（人）	132	64	818	668	503
	男性（人）	515	234	2,340	1,707	1,032
	女性割合（％）	20.4	21.5	25.9	28.1	32.8
	男性割合（％）	79.6	78.5	74.1	71.9	67.2
平成 18 年度	総数（人）	634	295	2,711	2,152	1,311
	女性（人）	134	66	715	592	459
	男性（人）	500	229	1,996	1,560	852
	女性割合（％）	21.1	22.4	26.4	27.5	35.0
	男性割合（％）	78.9	77.6	73.6	72.5	65.0
平成 19 年度	総数（人）	625	295	1,818	1,334	1,228
	女性（人）	137	74	506	418	457
	男性（人）	488	221	1,312	916	771
	女性割合（％）	21.9	25.1	27.8	31.3	37.2
	男性割合（％）	78.1	74.9	72.2	68.7	62.8
平成 20 年度	総数（人）	617	293	2,025	1,471	1,324
	女性（人）	134	71	513	417	472
	男性（人）	483	222	1,512	1,054	852
	女性割合（％）	21.7	24.2	25.3	28.3	35.6
	男性割合（％）	78.3	75.8	74.7	71.7	64.4
平成 21 年度	総数（人）	660	304	2,176	1,564	1,552
	女性（人）	170	93	576	468	560
	男性（人）	490	211	1,600	1,096	992
	女性割合（％）	25.8	30.6	26.5	29.9	36.1
	男性割合（％）	74.2	69.4	73.5	70.1	63.9
平成 22 年度	総数（人）	647	315	2,051	1,445	1,159
	女性（人）	137	81	597	474	395
	男性（人）	510	234	1,454	971	764
	女性割合（％）	21.2	25.7	29.1	32.8	34.1
	男性割合（％）	78.8	74.3	70.9	67.2	65.9

総務省、人事院調べ

(注) 1. 特定独立行政法人職員、検察官は含まない。

- 「国家公務員採用Ⅰ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験及び防衛省職員採用Ⅰ種試験その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。
- 「国家公務員採用Ⅱ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験及び防衛省職員採用Ⅱ種試験その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。
- 「国家公務員採用Ⅲ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験並びに国家公務員中途採用者選考試験をいう。
- 「国家公務員採用Ⅰ種試験等」の採用者数は、採用年度の4月1日から同月30日までに採用されたものの数。
- 「国家公務員採用Ⅱ種試験等」及び「国家公務員採用Ⅲ種試験等」の採用者数は、採用年度の前年度に実施された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載されたもののうち、採用年度の4月30日までに採用（又は内定）されたものの数。
なお、国家公務員中途採用者選考試験の採用者数は、採用年度の4月30日までに採用されたもの（皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。）の数。

(平成23年度～)

		Ⅰ種等		Ⅱ種等	Ⅲ種等	国税専門官・ 労働基準監督官	合計
		総数	うち事務系 区分（行政・ 法律・経済）				
平成 23 年度	総数（人）	509	263	1,879	1,927	786	5,101
	女性（人）	122	69	519	545	173	1,359
	男性（人）	387	194	1,360	1,382	613	3,742
	女性割合（%）	24.0	26.2	27.6	28.3	22.0	26.6
	男性割合（%）	76.0	73.8	72.4	71.7	78.0	73.4
平成 24 年度	総数（人）	579	294	1,903	1,922	820	5,224
	女性（人）	141	84	491	532	185	1,349
	男性（人）	438	210	1,412	1,390	635	3,875
	女性割合（%）	24.4	28.6	25.8	27.7	22.6	25.8
	男性割合（%）	75.6	71.4	74.2	72.3	77.4	74.2

総務省、人事院調べ

- (注) 1. 特定独立行政法人職員、検察官は含まない。
2. 「Ⅰ種等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験及び防衛省職員採用Ⅰ種試験をいう。
3. 「Ⅱ種等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験及び防衛省職員採用Ⅱ種試験をいう。
4. 「Ⅲ種等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験（特別を含む。）、気象大学校学生採用試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験をいう。
5. 「国税専門官・労働基準監督官」とは、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験をいう。
6. 「Ⅰ種等」及び「国税専門官・労働基準監督官」の採用者数は、採用年度の4月1日から同月30日までに採用されたものの数。
7. 「Ⅱ種等」及び「Ⅲ種等」の採用者数は、採用年度の前年度に実施された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載されたもののうち、採用年度の4月30日までに採用（又は内定）されたものの数。
8. 採用者数には、職員が他の試験に合格したことによる転任等を含む（国家公務員採用Ⅰ種試験を除く。）。

八 平成24年度府省別国家公務員採用試験採用者

	Ⅰ種等										Ⅱ種等						Ⅲ種等						国税専門官・労働基準監督官						合計			
	総数				うち事務系区分(行政・法律・経済)						総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	女性	男性	女性割合	男性割合	女性	男性	女性割合	男性割合				
	女性	男性	女性割合	男性割合	女性	男性	女性割合	男性割合	女性	男性																			女性割合	男性割合		
																															女性	男性
内閣官房	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%			
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0	6	0.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0	6	0.0	100.0		
内閣府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	50.0	50.0		
宮内庁	13	5	8	38.5	61.5	12	5	7	41.7	58.3	11	3	8	27.3	72.7	13	5	8	38.5	61.5	-	-	-	-	-	37	13	24	35.1	64.9		
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	3	5	37.5	62.5	12	3	9	25.0	75.0	-	-	-	-	-	-	20	6	14	30.0	70.0		
国家公安委員会 (警察庁)	4	1	3	25.0	75.0	4	1	3	25.0	75.0	20	8	12	40.0	60.0	3	0	3	0.0	100.0	-	-	-	-	-	27	9	18	33.3	66.7		
金融庁	24	5	19	20.8	79.2	16	2	14	12.5	87.5	80	7	73	8.8	91.3	40	14	26	35.0	65.0	-	-	-	-	-	144	26	118	18.1	81.9		
消費庁	15	6	9	40.0	60.0	15	6	9	40.0	60.0	24	11	13	45.8	54.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	17	22	43.6	56.4		
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法務省	45	8	37	17.8	82.2	34	6	28	17.6	82.4	62	18	44	29.0	71.0	7	3	4	42.9	57.1	-	-	-	-	-	114	29	85	25.4	74.6		
外務省	30	18	12	60.0	40.0	16	8	8	50.0	50.0	521	126	395	24.2	75.8	681	179	502	26.3	73.7	-	-	-	-	-	1,232	323	909	26.2	73.8		
財務省	25	6	19	24.0	76.0	25	6	19	24.0	76.0	42	16	26	38.1	61.9	39	18	21	46.2	53.8	-	-	-	-	-	106	40	66	37.7	62.3		
文部科学省	41	10	31	24.4	75.6	36	8	28	22.2	77.8	194	56	138	28.9	71.1	403	139	264	34.5	65.5	728	163	565	22.4	77.6	1,366	368	998	26.9	73.1		
厚生労働省	30	11	19	36.7	63.3	17	7	10	41.2	58.8	22	9	13	40.9	59.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	20	32	38.5	61.5		
農林水産省	43	12	31	27.9	72.1	27	9	18	33.3	66.7	222	68	154	30.6	69.4	6	2	4	33.3	66.7	92	22	70	23.9	76.1	363	104	259	28.7	71.3		
経済産業省	68	20	48	29.4	70.6	17	4	13	23.5	76.5	102	28	74	27.5	72.5	39	9	30	23.1	76.9	-	-	-	-	-	209	57	152	27.3	72.7		
国土交通省	73	13	60	17.8	82.2	24	4	20	16.7	83.3	81	25	56	30.9	69.1	8	4	4	50.0	50.0	-	-	-	-	-	162	42	120	25.9	74.1		
環境省	104	13	91	12.5	87.5	25	8	17	32.0	68.0	319	46	273	14.4	85.6	570	118	452	20.7	79.3	-	-	-	-	-	993	177	816	17.8	82.2		
防衛省	19	5	14	26.3	73.7	5	2	3	40.0	60.0	19	4	15	21.1	78.9	5	2	3	40.0	60.0	-	-	-	-	-	43	11	32	25.6	74.4		
人事院	34	4	30	11.8	88.2	11	4	7	36.4	63.6	137	50	87	36.5	63.5	93	33	60	35.5	64.5	-	-	-	-	-	264	87	177	33.0	67.0		
会計検査院	5	2	3	40.0	60.0	5	2	3	40.0	60.0	7	3	4	42.9	57.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	7	41.7	58.3		
合計	579	141	438	24.4	75.6	294	84	210	28.6	71.4	1,903	491	1,412	25.8	74.2	1,922	532	1,390	27.7	72.3	820	185	635	22.6	77.4	5,224	1,349	3,875	25.8	74.2		

(注) 1. 特定独立行政法人職員、検察官は含まない。

2. 「I 種等」とは、国家公務員採用 I 種試験及び防衛省職員採用 I 種試験をいう。

3. 「Ⅱ種等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験、防衛省職員採用Ⅱ種試験をいう。

4. 「Ⅲ種等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、海上保安大学校学生採用試験（特別を含む。）、気象大学校学生採用試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験をいう。

5. 「国税専門官・労働基準監督官」とは、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験をいう。

6. 「I種等」及び「国税専門官・労働基準監督官」の採用年度は、採用年度の4月1日から同月30日までに採用されたものの数。

7. 「Ⅱ種等」及び「Ⅲ種等」の採用者数は、採用年度の前年度に実施された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載されたもののうち、採用年度の4月30日までに採用（又は内定）されたものの数。

8. 採用者数には、職員が他の試験に合格したことによる転任等を含む（国家公務員採用Ⅰ種試験を除く。）。

総務省、人事院調へ

二 その他の試験における採用者

試験年度		労働基準監督官			外務省専門職員		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年度	総数(人)	4,058	323	146	1,659	41	37
	女性(人)	304	22	11	451	8	7
	男性(人)	4,051	316	139	1,632	22	18
	女性割合(%)	7.5	6.8	7.5	27.2	19.5	18.9
	男性割合(%)	92.5	93.2	92.5	72.8	80.5	81.1
平成2年度	総数(人)	2,127	234	130	996	49	48
	女性(人)	254	22	13	406	16	16
	男性(人)	1,873	212	117	590	33	32
	女性割合(%)	11.9	9.4	10.0	40.8	32.7	33.3
	男性割合(%)	88.1	90.6	90.0	59.2	67.3	66.7
平成7年度	総数(人)	4,197	157	101	1,682	60	59
	女性(人)	863	21	13	775	30	29
	男性(人)	3,334	136	88	907	30	30
	女性割合(%)	20.6	13.4	12.9	46.1	50.0	49.2
	男性割合(%)	79.4	86.6	87.1	53.9	50.0	50.8
平成12年度	総数(人)	5,290	142	86	1,513	42	40
	女性(人)	1,199	17	12	816	21	21
	男性(人)	4,091	125	74	697	21	19
	女性割合(%)	22.7	12.0	14.0	53.9	50.0	52.5
	男性割合(%)	77.3	88.0	86.0	46.1	50.0	47.5
平成20年度	総数(人)	3,102	192	98	676	45	45
	女性(人)	929	50	20	370	19	19
	男性(人)	2,173	142	78	306	26	26
	女性割合(%)	29.9	26.0	20.4	54.7	42.2	42.2
	男性割合(%)	70.1	74.0	79.6	45.3	57.8	57.8
平成21年度	総数(人)	3,490	216	101	719	39	39
	女性(人)	1,024	59	26	365	15	15
	男性(人)	2,466	157	75	354	24	24
	女性割合(%)	29.3	27.3	25.7	50.8	38.5	38.5
	男性割合(%)	70.7	72.7	74.3	49.2	61.5	61.5
平成22年度	総数(人)	4,167	177	73	762	34	34
	女性(人)	1,222	47	18	407	11	11
	男性(人)	2,945	130	55	355	23	23
	女性割合(%)	29.3	26.6	24.7	53.4	32.4	32.4
	男性割合(%)	70.7	73.4	75.3	46.6	67.6	67.6
平成23年度	総数(人)	4,175	213	92	635	40	40
	女性(人)	1,233	50	22	337	16	16
	男性(人)	2,942	163	70	298	24	24
	女性割合(%)	29.5	23.5	23.9	53.1	40.0	40.0
	男性割合(%)	70.5	76.5	76.1	46.9	60.0	60.0

試験年度		刑務官			法務教官		
		申込者数	合格者数	採用者数	申込者数	合格者数	採用者数
昭和60年度	A(男性)(人)	4,429	1,202	624			
	B(女性)(人)	441	114	69			
平成2年度	A(男性)(人)	3,326	575	255	1,005	170	118
	B(女性)(人)	808	104	44	489	41	23
平成7年度	A(男性)(人)	10,465	607	270	2,165	215	117
	B(女性)(人)	2,479	98	39	1,532	37	20
平成12年度	A(男性)(人)	8,038	557	342	2,787	171	105
	B(女性)(人)	1,937	116	73	1,781	65	35
平成17年度	A(男性)(人)	6,531	773	525	2,128	108	73
	B(女性)(人)	1,424	176	92	1,337	31	18
平成21年度	A(男性)(人)	5,289	893	615	1,294	148	94
	B(女性)(人)	984	253	150	763	58	30
平成22年度	A(男性)(人)	5,770	843	455	1,450	185	112
	B(女性)(人)	1,266	257	142	842	48	24
平成23年度	A(男性)(人)	5,819	751	461	2,395	224	126
	B(女性)(人)	1,148	239	134	778	28	16

(注) 1. 刑務官A及びBの採用試験内容は同一であるが、刑務官Bは女子収容施設に配置される。

2. 法務教官A及びBの採用試験内容は同一であるが、教官Aは主として男子収容施設、教官Bは主として女子収容施設に配置される。

※前ページの続き

試験年度		海上保安学校学生（特別）			海上保安学校学生			海上保安大学校学生		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年度	総数（人）	615	165	126	1,858	229	152	932	97	45
	女性（人）	48	7	4	133	8	2	54	2	0
	男性（人）	567	158	122	1,725	221	150	878	95	45
	女性割合（%）	7.8	4.2	3.2	7.2	3.5	1.3	5.8	2.1	0.0
	男性割合（%）	92.2	95.8	96.8	92.8	96.5	98.7	94.2	97.9	100.0
平成2年度	総数（人）	488	116	87	1,283	299	217	601	92	48
	女性（人）	69	8	6	184	47	24	74	9	4
	男性（人）	419	108	81	1,099	252	193	527	83	44
	女性割合（%）	14.1	6.9	6.9	14.3	15.7	11.1	12.3	9.8	8.3
	男性割合（%）	85.9	93.1	93.1	85.7	84.3	88.9	87.7	90.2	91.7
平成7年度	総数（人）	2,862	191	118	3,412	290	172	1,187	81	44
	女性（人）	619	18	13	793	39	15	227	9	5
	男性（人）	2,243	173	105	2,619	251	157	960	72	39
	女性割合（%）	21.6	9.4	11.0	23.2	13.4	8.7	19.1	11.1	11.4
	男性割合（%）	78.4	90.6	89.0	76.8	86.6	91.3	80.9	88.9	88.6
平成12年度	総数（人）	3,593	83	33	1,800	112	67	940	66	41
	女性（人）	1,021	15	5	325	16	10	212	6	3
	男性（人）	2,572	68	28	1,475	96	57	728	60	38
	女性割合（%）	28.4	18.1	15.2	18.1	14.3	14.9	22.6	9.1	7.3
	男性割合（%）	71.6	81.9	84.8	81.9	85.7	85.1	77.4	90.9	92.7
平成17年度	総数（人）	4,489	273	116	3,195	198	111	952	76	48
	女性（人）	1,028	32	7	416	18	12	159	8	5
	男性（人）	3,461	241	109	2,779	180	99	793	68	43
	女性割合（%）	22.9	11.7	6.0	13.0	9.1	10.8	16.7	10.5	10.4
	男性割合（%）	77.1	88.3	94.0	87.0	90.9	89.2	83.3	89.5	89.6
平成21年度	総数（人）	5,084	723	241	2,368	235	152	520	67	49
	女性（人）	975	129	23	325	31	21	70	8	4
	男性（人）	4,109	594	218	2,043	204	131	450	59	45
	女性割合（%）	19.2	17.8	9.5	13.7	13.2	13.8	13.5	11.9	8.2
	男性割合（%）	80.8	82.2	90.5	86.3	86.8	86.2	86.5	88.1	91.8
平成22年度	総数（人）	6,438	755	247	2,968	258	186	646	64	42
	女性（人）	1,259	189	37	456	47	31	105	14	8
	男性（人）	5,179	566	210	2,512	211	155	541	50	34
	女性割合（%）	19.6	25.0	15.0	15.4	18.2	16.7	16.3	21.9	19.0
	男性割合（%）	80.4	75.0	85.0	84.6	81.8	83.3	83.7	78.1	81.0
平成23年度	総数（人）	7,292	612	213	3,064	311	195	625	69	48
	女性（人）	1,308	167	39	498	68	44	108	11	8
	男性（人）	5,984	445	174	2,566	243	151	517	58	40
	女性割合（%）	17.9	27.3	18.3	16.3	21.9	22.6	17.3	15.9	16.7
	男性割合（%）	82.1	72.7	81.7	83.7	78.1	77.4	82.7	84.1	83.3

試験年度		航空管制官			航空保安大学校学生			気象大学校学生		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年度	総数（人）	743	19	15	2,712	228	59	1,680	107	17
	女性（人）	126	6	3	327	27	11	160	6	0
	男性（人）	617	13	12	2,385	201	48	1,520	101	17
	女性割合（%）	17.0	31.6	20.0	12.1	11.8	18.6	9.5	5.6	0.0
	男性割合（%）	83.0	68.4	80.0	87.9	88.2	81.4	90.5	94.4	100.0
平成2年度	総数（人）	496	50	45	1,470	277	90	980	74	15
	女性（人）	117	11	11	280	46	23	164	7	0
	男性（人）	379	39	34	1,190	231	67	816	67	15
	女性割合（%）	23.6	22.0	24.4	19.0	16.6	25.6	16.7	9.5	0.0
	男性割合（%）	76.4	78.0	75.6	81.0	83.4	74.4	83.3	90.5	100.0
平成7年度	総数（人）	2,167	23	20	2,022	255	90	876	66	17
	女性（人）	840	9	7	837	91	46	213	8	0
	男性（人）	1,327	14	13	1,185	164	44	663	58	17
	女性割合（%）	38.8	39.1	35.0	41.4	35.7	51.1	24.3	12.1	0.0
	男性割合（%）	61.2	60.9	65.0	58.6	64.3	48.9	75.7	87.9	100.0
平成12年度	総数（人）	1,189	22	20	1,320	133	70	825	66	18
	女性（人）	435	8	7	457	39	22	204	5	1
	男性（人）	754	14	13	863	94	48	621	61	17
	女性割合（%）	36.6	36.4	35.0	34.6	29.3	31.4	24.7	7.6	5.6
	男性割合（%）	63.4	63.6	65.0	65.4	70.7	68.6	75.3	92.4	94.4
平成17年度	総数（人）	1,424	71	63	950	168	71	541	42	10
	女性（人）	440	18	17	276	47	23	136	4	1
	男性（人）	984	53	46	674	121	48	405	38	9
	女性割合（%）	30.9	25.4	27.0	29.1	28.0	32.4	25.1	9.5	10.0
	男性割合（%）	69.1	74.6	73.0	70.9	72.0	67.6	74.9	90.5	90.0
平成21年度	総数（人）	1,425	82	70	596	132	55	417	33	10
	女性（人）	508	31	28	109	32	20	96	6	3
	男性（人）	917	51	42	487	100	35	321	27	7
	女性割合（%）	35.6	37.8	40.0	18.3	24.2	36.4	23.0	18.2	30.0
	男性割合（%）	64.4	62.2	60.0	81.7	75.8	63.6	77.0	81.8	70.0
平成22年度	総数（人）	1,708	63	60	610	80	35	363	48	15
	女性（人）	540	19	19	149	21	9	71	5	0
	男性（人）	1,168	44	41	461	59	26	292	43	15
	女性割合（%）	31.6	30.2	31.7	24.4	26.3	25.7	19.6	10.4	0.0
	男性割合（%）	68.4	69.8	68.3	75.6	73.8	74.3	80.4	89.6	100.0
平成23年度	総数（人）	1,609	76	65	549	110	47	339	42	11
	女性（人）	498	30	26	128	33	14	80	8	3
	男性（人）	1,111	46	39	421	77	33	259	34	8
	女性割合（%）	31.0	39.5	40.0	23.3	30.0	29.8	23.6	19.0	27.3
	男性割合（%）	69.0	60.5	60.0	76.7	70.0	70.2	76.4	81.0	72.7

※前ページの続き

試験年度		国税専門官			皇宮護衛官			Ⅲ種（税務国家公務員）		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年度	総数（人）	10,425	1,507	642	616	39	25	14,994	2,348	1,573
	女性（人）	832	97	49	125	2	1	6,562	430	292
	男性（人）	9,593	1,410	593	491	37	24	8,432	1,918	1,281
	女性割合（%）	8.0	6.4	7.6	20.3	5.1	4.0	43.8	18.3	18.6
	男性割合（%）	92.0	93.6	92.4	79.7	94.9	96.0	56.2	81.7	81.4
平成2年度	総数（人）	7,897	1,553	934	275	35	19	10,447	2,590	1,765
	女性（人）	1,315	183	130	58	2	1	4,642	843	587
	男性（人）	6,582	1,370	804	217	33	18	5,805	1,747	1,178
	女性割合（%）	16.7	11.8	13.9	21.1	5.7	5.3	44.4	32.5	33.3
	男性割合（%）	83.3	88.2	86.1	78.9	94.3	94.7	55.6	67.5	66.7
平成7年度	総数（人）	12,092	925	582	858	33	16	7,692	646	510
	女性（人）	3,228	141	103	222	7	1	3,939	233	182
	男性（人）	8,864	784	479	636	26	15	3,753	413	328
	女性割合（%）	26.7	15.2	17.7	25.9	21.2	6.3	51.2	36.1	35.7
	男性割合（%）	73.3	84.8	82.3	74.1	78.8	93.7	48.8	63.9	64.3
平成12年度	総数（人）	14,283	659	400	1,388	50	28	4,306	329	271
	女性（人）	3,769	147	98	345	15	5	2,049	139	110
	男性（人）	10,514	512	302	1,043	35	23	2,257	190	161
	女性割合（%）	26.4	22.3	24.5	24.9	30.0	17.9	47.6	42.2	40.6
	男性割合（%）	73.6	77.7	75.5	75.1	70.0	82.1	52.4	57.8	59.4
平成17年度	総数（人）	18,129	1,536	915	1,175	35	27	7,567	688	529
	女性（人）	5,554	441	264	306	6	5	2,877	265	208
	男性（人）	12,575	1,095	651	869	29	22	4,690	423	321
	女性割合（%）	30.6	28.7	28.9	26.0	17.1	18.5	38.0	38.5	39.3
	男性割合（%）	69.4	71.3	71.1	74.0	82.9	81.5	62.0	61.5	60.7
平成21年度	総数（人）	16,833	2,307	905	808	20	16	7,690	914	532
	女性（人）	5,295	748	228	225	4	3	2,560	341	196
	男性（人）	11,538	1,559	677	583	16	13	5,130	573	336
	女性割合（%）	31.5	32.4	25.2	27.8	20.0	18.8	33.3	37.3	36.8
	男性割合（%）	68.5	67.6	74.8	72.2	80.0	81.2	66.7	62.7	63.2
平成22年度	総数（人）	20,022	1,988	746	894	25	18	8,152	679	346
	女性（人）	6,231	588	161	266	4	4	2,662	267	126
	男性（人）	13,791	1,400	585	628	21	14	5,490	412	220
	女性割合（%）	31.1	29.6	21.6	29.8	16.0	22.2	32.7	39.3	36.4
	男性割合（%）	68.9	70.4	78.4	70.2	84.0	81.2	67.3	60.7	63.6
平成23年度	総数（人）	19,616	1,916	728	795	29	22	9,663	682	366
	女性（人）	6,183	570	163	237	6	5	2,913	251	126
	男性（人）	13,433	1,346	565	558	23	17	6,750	431	240
	女性割合（%）	31.5	29.7	22.4	29.8	20.7	22.7	30.1	36.8	34.4
	男性割合（%）	68.5	70.3	77.6	70.2	79.3	81.2	69.9	63.2	65.6

試験年度		入国警備官			防衛医科大学校学生			防衛大学校学生		
		申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者	申込者	合格者	採用者
昭和60年度	総数（人）	2,663	89	44	4,666	384	72			
	女性（人）	505	13	8	583	36	6			
	男性（人）	2,158	76	36	4,083	348	66			
	女性割合（%）	19.0	14.6	18.2	12.5	9.4	8.3			
	男性割合（%）	81.0	85.4	81.8	87.5	90.6	91.7			
平成2年度	総数（人）	1,092	127	65	3,654	351	63			
	女性（人）	278	38	14	608	57	6			
	男性（人）	814	89	51	3,046	294	57			
	女性割合（%）	25.5	29.9	21.5	16.6	16.2	9.5			
	男性割合（%）	74.5	70.1	78.5	83.4	83.8	90.5			
平成7年度	総数（人）	8,130	134	67	5,970	331	65	17,204	1,284	455
	女性（人）	2,666	49	25	1,460	63	13	2,913	84	32
	男性（人）	5,464	85	42	4,510	268	52	14,291	1,200	423
	女性割合（%）	32.8	36.6	37.3	24.5	19.0	20.0	16.9	6.5	7.0
	男性割合（%）	67.2	63.4	62.7	75.5	81.0	80.0	83.1	93.5	93.0
平成12年度	総数（人）	3,129	92	65	6,242	182	64	17,115	976	425
	女性（人）	893	15	12	1,838	34	13	3,402	89	34
	男性（人）	2,236	77	53	4,404	148	51	13,713	887	391
	女性割合（%）	28.5	16.3	18.5	29.4	18.7	20.3	19.9	9.1	8.0
	男性割合（%）	71.5	83.7	81.5	70.6	81.3	79.7	80.1	90.9	92.0
平成17年度	総数（人）	3,468	197	129	5,709	248	76	14,258	1,420	426
	女性（人）	869	57	37	1,574	53	24	3,132	144	34
	男性（人）	2,599	140	92	4,135	195	52	11,126	1,276	392
	女性割合（%）	25.1	28.9	28.7	27.6	21.4	31.6	22.0	10.1	8.0
	男性割合（%）	74.9	71.1	71.3	72.4	78.6	68.4	78.0	89.9	92.0
平成21年度	総数（人）	2,513	72	47	5,791	285	82	15,009	1,624	538
	女性（人）	681	24	12	1,682	62	26	3,795	193	40
	男性（人）	1,832	48	35	4,109	223	56	11,214	1,431	498
	女性割合（%）	27.1	33.3	25.5	29.0	21.8	31.7	25.3	11.9	7.4
	男性割合（%）	72.9	66.7	74.5	71.0	78.2	68.3	74.7	88.1	92.6
平成22年度	総数（人）	2,145	79	57	6,471	287	85	16,384	1,607	563
	女性（人）	684	31	21	1,856	66	27	4,143	217	58
	男性（人）	1,461	48	36	4,615	221	58	12,241	1,390	505
	女性割合（%）	31.9	39.2	36.8	28.7	23.0	31.8	25.3	13.5	10.3
	男性割合（%）	68.1	60.8	63.2	71.3	77.0	68.2	74.7	86.5	89.7
平成23年度	総数（人）	1,597	52	35	7,037	285	88	16,115	1,460	502
	女性（人）	457	15	13	2,036	62	25	4,178	190	44
	男性（人）	1,140	37	22	5,001	223	63	11,937	1,270	458
	女性割合（%）	28.6	28.8	37.1	28.9	21.8	28.4	25.9	13.0	8.8
	男性割合（%）	71.4	71.2	62.9	71.1	78.2	71.6	74.1	87.0	91.2

人事院及び防衛省（防衛医科大学校学生・防衛大学校学生）調べ
（注）平成23年度の採用者は、Ⅲ種（税務国家公務員）は平成24年7月31日現在、航空管制官は平成24年10月1日現在、海上保安学校学生は平成24年11月14日現在、外務省専門職員、刑務官、法務教官、海上保安学校学生（特別）、皇宮護衛官及び入国警備官は名簿有効期間満了時、それ以外は平成24年4月1日現在の採用者数。

ウ. 審議会

① 年度別状況

○ 審議会等委員

	審議会等 総数	女性委員を 含む審議会 等数	女性委員を 含む審議会 等の割合	総委員数	女 性 委 員 数	男 性 委 員 数	女性委員 の 割 合	男性委員 の 割 合
			%	人	人	人	%	%
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	5,303	2.4	97.6
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4,318	4.1	95.9
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	4,409	5.5	94.5
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	4,200	7.9	92.1
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	3,853	14.1	85.9
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	3,154	20.9	79.1
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	1,293	24.7	75.3
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	1,286	25.0	75.0
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	1,269	26.8	73.2
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	1,268	28.2	71.8
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	1,238	30.9	69.1
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	1,239	31.3	68.7
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	1,268	32.3	67.7
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	1,266	32.4	67.6
21年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	1,188	33.2	66.8
22年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	1,131	33.8	66.2
23年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	1,151	33.2	66.8
24年9月30日	109	106	97.2	1,778	585	1,193	32.9	67.1

○ 臨時委員、特別委員及び専門委員

	専門委員等 総数(人)	女性委員数 (人)	男性委員数 (人)	女性委員 割合(%)	男性委員 割合(%)
平成13年9月30日	7,201	763	6,438	10.6	89.4
14年9月30日	8,114	935	7,179	11.5	88.5
15年9月30日	8,815	1,091	7,724	12.4	87.6
16年9月30日	9,885	1,180	8,705	11.9	88.1
17年9月30日	9,039	1,165	7,874	12.9	87.1
18年9月30日	9,921	1,304	8,617	13.1	86.9
19年9月30日	9,446	1,314	8,132	13.9	86.1
20年9月30日	9,706	1,461	8,245	15.1	84.9
21年9月30日	8,646	1,425	7,221	16.5	83.5
22年9月30日	8,752	1,514	7,238	17.3	82.7
23年9月30日	8,412	1,550	6,862	18.4	81.6
24年9月30日	8,100	1,571	6,529	19.4	80.6

内閣府調べ

- (注) 1. 国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等を対象としている。
2. 委員数は、調査時点において、実際に任命されている委員の数である。
3. 専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものをいう。
4. 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

② 府省別一覧

府 省 名	審議会数		委 員 数										職務指定						団体推薦				臨時委員・特別委員・専門委員				
	総数	女性 含む	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合	総数	女性	男性	女性の 割合	男性の 割合
内 閣 府	16	16	197	69	128	35.0	65.0	14	0	14	0.0	100.0	8	3	5	37.5	62.5	350	83	267	23.7	76.3					
金 融 庁	6	5	64	19	45	29.7	70.3	-	-	-	-	-	7	0	7	0.0	100.0	103	11	92	10.7	89.3					
総 務 省	12	12	146	51	95	34.9	65.1	1	0	1	0.0	100.0	6	3	3	50.0	50.0	406	119	287	29.3	70.7					
法 務 省	6	5	64	18	46	28.1	71.9	16	0	16	0.0	100.0	12	3	9	25.0	75.0	60	6	54	10.0	90.0					
外 務 省	2	2	20	6	14	30.0	70.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	100.0	0.0					
財 務 省	5	5	108	39	69	36.1	63.9	6	0	6	0.0	100.0	-	-	-	-	-	84	21	63	25.0	75.0					
文部科学省	9	9	220	69	151	31.4	68.6	-	-	-	-	-	31	6	25	19.4	80.6	2,191	510	1,681	23.3	76.7					
厚生労働省	14	14	303	96	207	31.7	68.3	2	0	2	0.0	100.0	20	5	15	25.0	75.0	1,597	368	1,229	23.0	77.0					
農林水産省	8	8	166	61	105	36.7	63.3	4	0	4	0.0	100.0	1	0	1	0.0	100.0	304	47	257	15.5	84.5					
経済産業省	10	10	188	56	132	29.8	70.2	7	0	7	0.0	100.0	7	2	5	28.6	71.4	1,331	158	1,173	11.9	88.1					
国土交通省	12	11	199	65	134	32.7	67.3	30	2	28	6.7	93.3	7	0	7	0.0	100.0	892	149	743	16.7	83.3					
環 境 省	4	4	63	22	41	34.9	65.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	781	98	683	12.5	87.5					
防 衛 省	5	5	40	14	26	35.0	65.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
合 計	109	106	1,778	585	1,193	32.9	67.1	80	2	78	2.5	97.5	99	22	77	22.2	77.8	8,100	1,571	6,529	19.4	80.6					

(注) 平成24年9月30日現在

内閣府調べ

エ. 司法

① 裁判官

	合 計					判 事					判 事 補				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
55年 6月	2,747	76	2,671	2.8	97.2	2,134	43	2,091	2.0	98.0	613	33	580	5.4	94.6
60年 6月	2,792	93	2,699	3.3	96.7	2,183	49	2,134	2.2	97.8	609	44	565	7.2	92.8
平成2年6月	2,823	141	2,682	5.0	95.0	2,214	68	2,146	3.1	96.9	609	73	536	12.0	88.0
7 年 4月	2,864	236	2,628	8.2	91.8	2,214	97	2,117	4.4	95.6	650	139	511	21.4	78.6
12年 4月	3,019	328	2,691	10.9	89.1	2,214	156	2,058	7.0	93.0	805	172	633	21.4	78.6
17年 4月	3,266	449	2,817	13.7	86.3	2,386	234	2,152	9.8	90.2	880	215	665	24.4	75.6
18年 4月	3,341	474	2,867	14.2	85.8	2,426	251	2,175	10.3	89.7	915	223	692	24.4	75.6
19年 4月	3,416	499	2,917	14.6	85.4	2,466	269	2,197	10.9	89.1	950	230	720	24.2	75.8
20年 4月	3,491	537	2,954	15.4	84.6	2,506	271	2,235	10.8	89.2	985	266	719	27.0	73.0
21年 4月	3,566	570	2,996	16.0	84.0	2,546	280	2,266	11.0	89.0	1,020	290	730	28.4	71.6
22年 4月	3,611	596	3,015	16.5	83.5	2,611	292	2,319	11.2	88.8	1,000	304	696	30.4	69.6
23年 4月	3,656	620	3,036	17.0	83.0	2,656	313	2,343	11.8	88.2	1,000	307	693	30.7	69.3
24年 4月	3,656	648	3,008	17.7	82.3	2,656	336	2,320	12.7	87.3	1,000	312	688	31.2	68.8

最高裁判所調べ

(注) 判事には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、簡易裁判所判事を含む。

② 指定職相当以上の判事、最高裁判所判事・高等裁判所長官

	指定職相当以上の判事					最高裁判所判事・高等裁判所長官				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
平成17年4月	1,557	189	1,368	12.1	87.9	23	1	22	4.3	95.7
18年4月	1,597	204	1,393	12.8	87.2	23	1	22	4.3	95.7
19年4月	1,637	222	1,415	13.6	86.4	23	1	22	4.3	95.7
20年4月	1,677	232	1,445	13.8	86.2	23	1	22	4.3	95.7
21年4月	1,717	249	1,468	14.5	85.5	23	1	22	4.3	95.7
22年4月	1,782	264	1,518	14.8	85.2	23	2	21	8.7	91.3
23年4月	1,827	287	1,540	15.7	84.3	23	3	20	13.0	87.0
24年4月	1,827	310	1,517	17.0	83.0	23	3	20	13.0	87.0

最高裁判所調べ

(注) 指定職相当以上の判事とは、一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取り扱いを受ける判事を示す。

③ 検 察 官

	合 計					検 事					副 検 事				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
55年3月31日	2,129	25	2,104	1.2	98.8	1,238	24	1,214	1.9	98.1	891	1	890	0.1	99.9
60年3月31日	2,104	27	2,077	1.3	98.7	1,230	26	1,204	2.1	97.9	873	1	872	0.1	99.9
平成2年3月31日	2,059	44	2,015	2.1	97.9	1,187	42	1,145	3.5	96.5	872	2	870	0.2	99.8
7年3月31日	2,057	77	1,980	3.7	96.3	1,229	70	1,159	5.7	94.3	828	7	821	0.8	99.2
12年3月31日	2,231	135	2,096	6.1	93.9	1,375	127	1,248	9.2	90.8	856	8	848	0.9	99.1
17年3月31日	2,473	234	2,239	9.5	90.5	1,627	225	1,402	13.8	86.2	846	9	837	1.1	98.9
18年3月31日	2,479	253	2,226	10.2	89.8	1,648	244	1,404	14.8	85.2	831	9	822	1.1	98.9
19年3月31日	2,490	271	2,219	10.9	89.1	1,667	260	1,407	15.6	84.4	823	11	812	1.3	98.7
20年3月31日	2,556	311	2,245	12.2	87.8	1,739	299	1,440	17.2	82.8	817	12	805	1.5	98.5
21年3月31日	2,601	336	2,265	12.9	87.1	1,779	323	1,456	18.2	81.8	822	13	809	1.6	98.4
22年3月31日	2,621	357	2,264	13.6	86.4	1,806	343	1,463	19.0	81.0	815	14	801	1.7	98.3
23年3月31日	2,633	372	2,261	14.1	85.9	1,816	357	1,459	19.7	80.3	817	15	802	1.8	98.2
24年3月31日	2,641	380	2,261	14.4	85.6	1,839	365	1,474	19.8	80.2	802	15	787	1.9	98.1

法務省調べ

④ 指定職相当以上の検事、検事総長・次長検事・検事長

	指定職相当以上の検事					検事総長・次長検事・検事長				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
平成 17年7月1日	824	66	758	8.0	92.0	10	0	10	0.0	100.0
18年7月1日	847	70	777	8.3	91.7	10	0	10	0.0	100.0
19年7月1日	868	85	783	9.8	90.2	10	0	10	0.0	100.0
20年7月1日	901	91	810	10.1	89.9	10	0	10	0.0	100.0
21年7月1日	932	106	826	11.4	88.6	10	0	10	0.0	100.0
22年7月1日	945	108	837	11.4	88.6	10	0	10	0.0	100.0
23年7月1日	964	110	854	11.4	88.6	10	0	10	0.0	100.0
24年7月1日	998	124	874	12.4	87.6	10	0	10	0.0	100.0

法務省調べ

(注) 指定職相当以上の検事とは、一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取り扱いを受ける検事を示す。

⑤ 平成22年度司法修習生の男女別採用者数及びその後の進路状況

人、(%)

	採用者数	終了者数	進路区分			
			裁判官	検察官	弁護士	その他
総 数	2,124	2,152	102	71	1,515	464
女 性	588 (27.7)	597 (27.7)	34 (33.3)	24 (33.8)	418 (27.6)	121 (26.1)
男 性	1,536 (72.3)	1,555 (72.3)	68 (66.7)	47 (66.2)	1,097 (72.4)	343 (73.9)

最高裁判所調べ

- (注) 1. 採用者は、採用時の数字による。
 2. 終了者数及び進路区分別人員は、修習終了直後の数による。
 3. ()内は男女比。

⑥ 裁判所職員採用者

	大学卒業程度					高校卒業程度				
	Ⅰ種試験、Ⅱ種試験					Ⅲ種試験等				
	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性 割合 (%)	男性 割合 (%)
平成16年度	454	259	195	57.0	43.0	83	57	26	68.7	31.3
平成17年度	407	225	182	55.3	44.7	81	56	25	69.1	30.9
平成18年度	338	176	162	52.1	47.9	43	26	17	60.5	39.5
平成19年度	439	236	203	53.8	46.2	47	29	18	61.7	38.3
平成20年度	639	333	306	52.1	47.9	71	40	31	56.3	43.7
平成21年度	543	298	245	54.9	45.1	47	31	16	66.0	34.0
平成22年度	499	303	196	60.7	39.3	50	31	19	62.0	38.0
平成23年度	521	279	242	53.6	46.4	32	20	12	62.5	37.5
平成24年度	466	250	216	53.6	46.4	36	22	14	61.1	38.9

最高裁判所調べ

- (注) 1. 裁判官は含まない。
 2. 平成16年度は年度内採用者数、17年度以降は4月30日時点の採用者数。

オ. 政党

○ 党員及び党役員

人、(%)

政 党 名	党 員 数			党 役 員 数		
	総 数	女性 (割合)	男性 (割合)	総 数	女性 (割合)	男性 (割合)
民 主 党	345,000	110,000 (31.9)	235,000 (68.1)	266	36 (13.5)	230 (86.5)
自由民主党	1,056,263 (H21.3.6現在)	388,663 (36.8)	667,600 (63.2)	198	23 (11.6)	175 (88.4)
国民の生活 が第一	－	－	－	11	3 (27.3)	8 (72.7)
公 明 党	400,000	210,000 (52.5)	190,000 (47.5)	38	4 (10.5)	34 (89.5)
みんなの党	－	－ (28.5)	－ (71.5)	14	0 (0.0)	14 (100.0)
日本共産党	321,000	148,300 (46.2)	172,700 (53.8)	198	40 (20.2)	158 (79.8)
社会民主党	28,800	4,200 (14.6)	24,600 (85.4)	11	2 (18.2)	9 (81.8)
新党きづな	－	－	－	9	1 (11.1)	8 (88.9)
日本維新の会	－	－	－	－	－	－
国民新党	－	－	－	6	0 (0.0)	6 (100.0)
新党大地・ 真民主	6	0 (0.0)	6 (100.0)	4	0 (0.0)	4 (100.0)
たちあがれ 日本	2,033 (H22.9現在)	570 (28.0)	1,463 (72.0)	5	1 (20.0)	4 (80.0)
新党改革	－	－	－	2	0 (0.0)	2 (100.0)
新党日本	－	－	－	1	0 (0.0)	1 (100.0)

各政党事務局調べ

(注) 1. 平成24年10月1日現在。

2. () 内は、総数に対する割合である。小数点第2位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合がある。

3. 「－」については、非公表とされている又は党員がいないものである。

4. 新党きづな及び新党改革については、党員を募集していない。

(2) 地方公共団体

ア. 地方議会

① 年度別状況

	都道府県議会					市議会					政令指定都市議会				
	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
昭和51年12月	2,807	35	2,772	1.2	98.8	20,062	397	19,665	2.0	98.0	－	－	－	－	－
昭和55年12月	2,833	34	2,799	1.2	98.8	20,080	441	19,639	2.2	97.8	－	－	－	－	－
昭和60年12月	2,857	38	2,819	1.3	98.7	19,729	601	19,128	3.0	97.0	－	－	－	－	－
平成2年12月	2,798	72	2,726	2.6	97.4	19,070	862	18,208	4.5	95.5	－	－	－	－	－
平成7年12月	2,927	92	2,835	3.1	96.9	19,050	1,392	17,658	7.3	92.7	848	89	759	10.5	89.5
平成12年12月	2,888	159	2,729	5.5	94.5	18,379	1,855	16,524	10.1	89.9	837	120	717	14.3	85.7
平成13年12月	2,859	163	2,696	5.7	94.3	18,346	1,925	16,421	10.5	89.5	834	125	709	15.0	85.0
平成14年12月	2,827	165	2,662	5.8	94.2	18,331	1,976	16,355	10.8	89.2	834	124	710	14.9	85.1
平成15年12月	2,849	197	2,652	6.9	93.1	18,355	2,180	16,175	11.9	88.1	886	142	744	16.0	84.0
平成16年12月	2,815	194	2,621	6.9	93.1	20,024	2,306	17,718	11.5	88.5	884	144	740	16.3	83.7
平成17年12月	2,790	200	2,590	7.2	92.8	23,574	2,505	21,069	10.6	89.4	947	154	793	16.3	83.7
平成18年12月	2,758	200	2,558	7.3	92.7	23,736	2,562	21,174	10.8	89.2	1,021	159	862	15.6	84.4
平成19年12月	2,773	223	2,550	8.0	92.0	21,254	2,508	18,746	11.8	88.2	1,101	189	912	17.2	82.8
平成20年12月	2,744	225	2,519	8.2	91.8	20,935	2,535	18,400	12.1	87.9	1,095	189	906	17.3	82.7
平成21年12月	2,708	220	2,488	8.1	91.9	20,430	2,532	17,898	12.4	87.6	1,140	198	942	17.4	82.6
平成22年12月	2,681	217	2,464	8.1	91.9	20,142	2,557	17,585	12.7	87.3	1,187	209	978	17.6	82.4
平成23年12月	2,725	233	2,492	8.6	91.4	19,448	2,482	16,966	12.8	87.2	1,211	199	1,012	16.4	83.6

※次ページに続く

(注) 各年12月31日現在

※前ページの続き

	町村議会					特別区議会					合 計				
	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合	総数	女性議員数	男性議員数	女性議員の割合	男性議員の割合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
昭和51年12月	48,010	232	47,778	0.5	99.5	1,073	71	1,002	6.6	93.4	71,952	735	71,217	1.0	99.0
昭和55年12月	47,221	274	46,947	0.6	99.4	1,073	73	1,000	6.8	93.2	71,207	822	70,385	1.2	98.8
昭和60年12月	45,293	390	44,903	0.9	99.1	1,032	73	959	7.1	92.9	68,911	1,102	67,809	1.6	98.4
平成2年12月	42,728	608	42,120	1.4	98.6	1,020	91	929	8.9	91.1	65,616	1,633	63,983	2.5	97.5
平成7年12月	41,653	1,128	40,525	2.7	97.3	1,012	145	867	14.3	85.7	64,642	2,757	61,885	4.3	95.7
平成12年12月	39,707	1,777	37,930	4.5	95.5	967	191	776	19.8	80.2	61,941	3,982	57,959	6.4	93.6
平成13年12月	39,205	1,871	37,334	4.8	95.2	941	188	753	20.0	80.0	61,351	4,147	57,204	6.8	93.2
平成14年12月	38,694	1,901	36,793	4.9	95.1	936	189	747	20.2	79.8	60,788	4,231	56,557	7.0	93.0
平成15年12月	37,325	2,093	35,232	5.6	94.4	932	200	732	21.5	78.5	59,461	4,670	54,791	7.9	92.1
平成16年12月	33,189	1,936	31,253	5.8	94.2	925	199	726	21.5	78.5	56,953	4,635	52,318	8.1	91.9
平成17年12月	21,376	1,359	20,017	6.4	93.6	912	199	713	21.8	78.2	48,652	4,263	44,389	8.8	91.2
平成18年12月	15,991	1,110	14,881	6.9	93.1	904	198	706	21.9	78.1	43,389	4,070	39,319	9.4	90.6
平成19年12月	13,849	1,062	12,787	7.7	92.3	911	225	686	24.7	75.3	38,787	4,018	34,769	10.4	89.6
平成20年12月	13,324	1,045	12,279	7.8	92.2	906	226	680	24.9	75.1	37,909	4,031	33,878	10.6	89.4
平成21年12月	12,884	1,044	11,840	8.1	91.9	887	220	667	24.8	75.2	36,909	4,016	32,893	10.9	89.1
平成22年12月	12,125	981	11,144	8.1	91.9	889	219	670	24.6	75.4	35,837	3,974	31,863	11.1	88.9
平成23年12月	11,719	990	10,729	8.4	91.6	903	234	669	25.9	74.1	34,795	3,939	30,856	11.3	88.7

総務省調べ

② 都道府県別状況

人、(%)

	都道府県議会					市区議会					町村議会					合 計				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
北海道	104	8	96	(7.7)	(92.3)	765	113	652	(14.8)	(85.2)	1,637	129	1,508	(7.9)	(92.1)	2,506	250	2,256	(10.0)	(90.0)
青森県	48	3	45	(6.3)	(93.8)	265	25	240	(9.4)	(90.6)	372	14	358	(3.8)	(96.2)	685	42	643	(6.1)	(93.9)
岩手県	48	4	44	(8.3)	(91.7)	349	25	324	(7.2)	(92.8)	292	21	271	(7.2)	(92.8)	689	50	639	(7.3)	(92.7)
宮城県	59	5	54	(8.5)	(91.5)	342	40	302	(11.7)	(88.3)	341	27	314	(7.9)	(92.1)	742	72	670	(9.7)	(90.3)
秋田県	45	6	39	(13.3)	(86.7)	330	25	305	(7.6)	(92.4)	160	11	149	(6.9)	(93.1)	535	42	493	(7.9)	(92.1)
山形県	44	2	42	(4.5)	(95.5)	281	31	250	(11.0)	(89.0)	263	18	245	(6.8)	(93.2)	588	51	537	(8.7)	(91.3)
福島県	58	8	50	(13.8)	(86.2)	360	32	328	(8.9)	(91.1)	580	29	551	(5.0)	(95.0)	998	69	929	(6.9)	(93.1)
茨城県	64	4	60	(6.3)	(93.8)	730	84	646	(11.5)	(88.5)	175	18	157	(10.3)	(89.7)	969	106	863	(10.9)	(89.1)
栃木県	50	3	47	(6.0)	(94.0)	374	46	328	(12.3)	(87.7)	173	18	155	(10.4)	(89.6)	597	67	530	(11.2)	(88.8)
群馬県	50	4	46	(8.0)	(92.0)	324	31	293	(9.6)	(90.4)	300	19	281	(6.3)	(93.7)	674	54	620	(8.0)	(92.0)
埼玉県	93	4	89	(4.3)	(95.7)	978	209	769	(21.4)	(78.6)	328	57	271	(17.4)	(82.6)	1,399	270	1,129	(19.3)	(80.7)
千葉県	95	7	88	(7.4)	(92.6)	962	159	803	(16.5)	(83.5)	260	22	238	(8.5)	(91.5)	1,317	188	1,129	(14.3)	(85.7)
東京都	125	25	100	(20.0)	(80.0)	1,550	401	1,149	(25.9)	(74.1)	137	14	123	(10.2)	(89.8)	1,812	440	1,372	(24.3)	(75.7)
神奈川県	107	14	93	(13.1)	(86.9)	605	120	485	(19.8)	(80.2)	194	45	149	(23.2)	(76.8)	906	179	727	(19.8)	(80.2)
新潟県	53	4	49	(7.5)	(92.5)	530	44	486	(8.3)	(91.7)	126	13	113	(10.3)	(89.7)	709	61	648	(8.6)	(91.4)
富山県	40	3	37	(7.5)	(92.5)	228	16	212	(7.0)	(93.0)	55	6	49	(10.9)	(89.1)	323	25	298	(7.7)	(92.3)
石川県	43	1	42	(2.3)	(97.7)	232	16	216	(6.9)	(93.1)	117	7	110	(6.0)	(94.0)	392	24	368	(6.1)	(93.9)
福井県	35	2	33	(5.7)	(94.3)	194	19	175	(9.8)	(90.2)	120	8	112	(6.7)	(93.3)	349	29	320	(8.3)	(91.7)
山梨県	38	3	35	(7.9)	(92.1)	263	29	234	(11.0)	(89.0)	178	12	166	(6.7)	(93.3)	479	44	435	(9.2)	(90.8)
長野県	58	6	52	(10.3)	(89.7)	421	65	356	(15.4)	(84.6)	657	76	581	(11.6)	(88.4)	1,136	147	989	(12.9)	(87.1)
岐阜県	46	2	44	(4.3)	(95.7)	443	44	399	(9.9)	(90.1)	216	23	193	(10.6)	(89.4)	705	69	636	(9.8)	(90.2)
静岡県	68	5	63	(7.4)	(92.6)	545	59	486	(10.8)	(89.2)	153	9	144	(5.9)	(94.1)	766	73	693	(9.5)	(90.5)
愛知県	103	9	94	(8.7)	(91.3)	965	129	836	(13.4)	(86.6)	238	27	211	(11.3)	(88.7)	1,306	165	1,141	(12.6)	(87.4)
三重県	51	3	48	(5.9)	(94.1)	348	46	302	(13.2)	(86.8)	205	23	182	(11.2)	(88.8)	604	72	532	(11.9)	(88.1)
滋賀県	47	7	40	(14.9)	(85.1)	312	47	265	(15.1)	(84.9)	77	9	68	(11.7)	(88.3)	436	63	373	(14.4)	(85.6)
京都府	60	8	52	(13.3)	(86.7)	390	71	319	(18.2)	(81.8)	143	19	124	(13.3)	(86.7)	593	98	495	(16.5)	(83.5)
大阪府	108	7	101	(6.5)	(93.5)	847	169	678	(20.0)	(80.0)	124	21	103	(16.9)	(83.1)	1,079	197	882	(18.3)	(81.7)
兵庫県	89	12	77	(13.5)	(86.5)	733	100	633	(13.6)	(86.4)	182	18	164	(9.9)	(90.1)	1,004	130	874	(12.9)	(87.1)
奈良県	43	6	37	(14.0)	(86.0)	244	29	215	(11.9)	(88.1)	256	24	232	(9.4)	(90.6)	543	59	484	(10.9)	(89.1)
和歌山県	42	3	39	(7.1)	(92.9)	193	17	176	(8.8)	(91.2)	254	21	233	(8.3)	(91.7)	489	41	448	(8.4)	(91.6)
鳥取県	35	4	31	(11.4)	(88.6)	101	16	85	(15.8)	(84.2)	199	22	177	(11.1)	(88.9)	335	42	293	(12.5)	(87.5)
島根県	37	3	34	(8.1)	(91.9)	209	13	196	(6.2)	(93.8)	136	6	130	(4.4)	(95.6)	382	22	360	(5.8)	(94.2)
岡山県	56	6	50	(10.7)	(89.3)	390	36	354	(9.2)	(90.8)	143	9	134	(6.3)	(93.7)	589	51	538	(8.7)	(91.3)
広島県	66	3	63	(4.5)	(95.5)	398	34	364	(8.5)	(91.5)	141	10	131	(7.1)	(92.9)	605	47	558	(7.8)	(92.2)
山口県	49	5	44	(10.2)	(89.8)	341	38	303	(11.1)	(88.9)	74	9	65	(12.2)	(87.8)	464	52	412	(11.2)	(88.8)
徳島県	41	3	38	(7.3)	(92.7)	185	14	171	(7.6)	(92.4)	201	16	185	(8.0)	(92.0)	427	33	394	(7.7)	(92.3)
香川県	41	1	40	(2.4)	(97.6)	195	18	177	(9.2)	(90.8)	121	10	111	(8.3)	(91.7)	357	29	328	(8.1)	(91.9)
愛媛県	47	2	45	(4.3)	(95.7)	290	28	262	(9.7)	(90.3)	139	6	133	(4.3)	(95.7)	476	36	440	(7.6)	(92.4)
高知県	39	2	37	(5.1)	(94.9)	209	27	182	(12.9)	(87.1)	263	15	248	(5.7)	(94.3)	511	44	467	(8.6)	(91.4)
福岡県	86	4	82	(4.7)	(95.3)	676	91	585	(13.5)	(86.5)	434	43	391	(9.9)	(90.1)	1,196	138	1,058	(11.5)	(88.5)
佐賀県	38	1	37	(2.6)	(97.4)	238	14	224	(5.9)	(94.1)	132	10	122	(7.6)	(92.4)	408	25	383	(6.1)	(93.9)
長崎県	46	3	43	(6.5)	(93.5)	327	14	313	(4.3)	(95.7)	119	11	108	(9.2)	(48.0)	492	28	464	(5.7)	(94.3)
熊本県	49	2	47	(4.1)	(95.9)	354	32	322	(9.0)	(91.0)	399	19	380	(4.8)	(95.2)	802	53	749	(6.6)	(93.4)
大分県	43	3	40	(7.0)	(93.0)	339	20	319	(5.9)	(94.1)	52	3	49	(5.8)	(94.2)	434	26	408	(6.0)	(94.0)
宮崎県	39	3	36	(7.7)	(92.3)	233	16	217	(6.9)	(93.1)	194	16	178	(8.2)	(91.8)	466	35	431	(7.5)	(92.5)
鹿児島県	51	3	48	(5.9)	(94.1)	459	37	422	(8.1)	(91.9)	309	11	298	(3.6)	(96.4)	819	51	768	(6.2)	(93.8)
沖縄県	48	7	41	(14.6)	(85.4)	304	27	277	(8.9)	(91.1)	350	16	334	(4.6)	(95.4)	702	50	652	(7.1)	(92.9)
合計	2,725	233	2,492	(8.6)	(91.4)	20,351	2,716	17,635	(13.3)	(86.7)	11,719	990	10,729	(8.4)	(91.6)	34,795	3,939	30,856	(11.3)	(88.7)

総務省調べ

(注) 1. 平成23年12月31日現在。

2. 市議会には政令指定都市が含まれる。

③市(区)町村議会における状況

(平成23年12月31日現在)

都道府県	市(区)議会の女性議員割合(該当議会数)									町村議会の女性議員割合(該当議会数)								
	議会 総数	0%	5%未満 (除く 0%)	5%以上 10% 未満	10%以 上15% 未満	15%以 上20% 未満	20%以 上25% 未満	25%以 上30% 未満	30% 以上	議会 総数	0%	5%未満 (除く 0%)	5%以上 10% 未満	10%以 上15% 未満	15%以 上20% 未満	20%以 上25% 未満	25%以 上30% 未満	30% 以上
北海道	35	2	2	7	11	5	5	1	2	144	58	0	36	30	8	7	2	3
青森県	10	1	1	4	2	2	0	0	0	30	17	1	9	2	1	0	0	0
岩手県	13	3	2	5	2	1	0	0	0	20	6	0	8	4	1	1	0	0
宮城県	13	0	2	5	3	0	3	0	0	22	9	0	7	2	2	0	1	1
秋田県	13	1	2	6	4	0	0	0	0	12	4	0	3	4	1	0	0	0
山形県	13	0	1	3	7	1	0	1	0	22	10	0	2	8	1	1	0	0
福島県	13	1	4	3	3	2	0	0	0	46	25	0	12	7	0	0	2	0
茨城県	32	2	4	12	7	4	0	1	2	12	2	0	6	1	0	3	0	0
栃木県	14	0	0	3	9	1	1	0	0	12	0	0	7	3	2	0	0	0
群馬県	12	2	1	4	4	1	0	0	0	23	9	0	7	4	3	0	0	0
埼玉県	39	1	0	2	4	7	8	14	3	24	1	0	2	8	5	4	2	2
千葉県	36	1	2	8	4	9	7	3	2	18	5	0	7	2	2	2	0	0
東京都	49	0	0	0	1	9	8	18	13	13	5	0	2	2	2	2	0	0
神奈川県	19	0	0	0	5	3	7	2	2	14	1	0	3	1	2	1	3	3
新潟県	20	1	4	7	6	2	0	0	0	10	2	0	4	3	0	0	1	0
富山県	10	1	1	5	2	1	0	0	0	5	1	0	1	2	1	0	0	0
石川県	11	3	2	3	3	0	0	0	0	8	4	0	2	1	1	0	0	0
福井県	9	0	0	4	5	0	0	0	0	8	2	0	4	2	0	0	0	0
山梨県	13	1	1	3	4	3	1	0	0	14	4	0	5	4	0	1	0	0
長野県	19	0	0	3	5	8	2	1	0	58	19	0	10	10	6	6	4	3
岐阜県	21	1	3	7	6	3	1	0	0	21	8	0	1	4	2	5	1	0
静岡県	23	1	0	9	10	1	2	0	0	12	5	0	5	1	1	0	0	0
愛知県	37	0	3	8	12	6	6	1	1	17	3	0	5	4	2	1	2	0
三重県	14	0	0	6	3	3	1	0	1	15	2	0	6	2	3	1	1	0
滋賀県	13	1	0	3	2	3	1	2	1	6	2	0	1	1	1	0	1	0
京都府	15	0	1	3	1	3	4	1	2	11	2	0	1	3	3	2	0	0
大阪府	33	0	0	3	5	5	9	8	3	10	2	0	0	2	2	3	0	1
兵庫県	29	5	1	6	4	6	5	1	1	12	4	0	3	3	1	0	0	1
奈良県	12	2	0	3	3	3	0	1	0	27	14	0	2	4	4	0	3	0
和歌山県	9	4	1	0	2	1	1	0	0	21	6	0	4	7	3	1	0	0
鳥取県	4	0	0	1	1	1	1	0	0	15	0	0	6	6	2	0	0	1
島根県	8	1	3	3	1	0	0	0	0	11	6	0	3	2	0	0	0	0
岡山県	15	2	3	4	4	2	0	0	0	12	5	0	2	4	1	0	0	0
広島県	14	2	0	7	5	0	0	0	0	9	4	0	2	2	0	1	0	0
山口県	13	0	1	4	5	3	0	0	0	6	0	0	2	1	2	1	0	0
徳島県	8	2	1	2	3	0	0	0	0	16	5	0	4	5	1	1	0	0
香川県	8	2	0	2	2	2	0	0	0	9	3	0	1	3	1	1	0	0
愛媛県	11	2	2	1	3	3	0	0	0	9	4	0	4	1	0	0	0	0
高知県	11	1	1	3	1	4	1	0	0	23	11	0	6	6	0	0	0	0
福岡県	28	2	2	7	4	4	4	4	1	32	9	0	10	5	5	1	2	0
佐賀県	10	2	2	5	1	0	0	0	0	10	5	0	1	2	1	0	0	1
長崎県	13	5	3	4	1	0	0	0	0	8	3	0	1	2	2	0	0	0
熊本県	14	1	3	5	2	3	0	0	0	31	17	0	9	4	0	0	1	0
大分県	14	1	7	3	3	0	0	0	0	4	1	0	3	0	0	0	0	0
宮崎県	9	1	4	1	3	0	0	0	0	17	6	0	3	5	1	1	1	0
鹿児島県	19	2	4	7	5	0	1	0	0	24	15	0	3	5	1	0	0	0
沖縄県	11	1	2	3	4	1	0	0	0	30	21	0	2	5	2	0	0	0
計	809	61	76	197	187	116	79	59	34	933	347	1	227	189	79	47	27	16
割合(%)		7.5	9.4	24.4	23.1	14.3	9.8	7.3	4.2		37.2	0.1	24.3	20.3	8.5	5.0	2.9	1.7

総務省調べ

(注) 1. 市(区)町村には政令指定都市を含む。

④ 統一地方選挙における当選者

人、(%)

	第14回(平成11年)			第15回(平成15年)			第16回(平成19年)		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
知事	12	0 (0)	12 (100)	11	1 (9.1)	10 (90.9)	13	1 (7.7)	12 (92.3)
都道府県議会 議員	2,669	136 (5.1)	2,533 (94.9)	2,634	164 (6.2)	2,470 (93.8)	2,544	190 (7.5)	2,354 (92.5)
政令指定都市 市長	1	0 (0)	1 (100)	1	0 (0)	1 (100)	4	0 (0)	4 (100)
政令指定都市 市議会議員	779	117 (15.0)	662 (85.0)	831	134 (16.1)	697 (83.9)	984	176 (17.9)	808 (82.1)
市長	122	2 (1.6)	120 (98.4)	118	3 (2.5)	115 (97.5)	96	3 (3.1)	93 (96.9)
市議会議員	10,697	1,084 (10.1)	9,613 (89.9)	10,218	1,233 (12.1)	8,985 (87.9)	8,034	1,122 (14.0)	6,912 (86.0)
特別区長	15	0 (0)	15 (100)	14	0 (0)	14 (100)	13	0 (0)	13 (100)
特別区議会 議員	877	177 (20.2)	700 (79.8)	837	185 (22.1)	652 (77.9)	841	215 (25.6)	626 (74.4)
町村長	580	1 (0.2)	579 (99.8)	541	2 (0.4)	539 (99.6)	155	0 (0)	155 (100)
町村議会議員	18,983	868 (4.6)	18,115 (95.4)	17,544	1,034 (5.9)	16,510 (94.1)	5,637	476 (8.4)	5,161 (91.6)

人、(%)

	第17回(平成23年)		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
知事	12	1 (8.3)	11 (91.7)
都道府県議会 議員	2,328	180 (7.7)	2,148 (92.3)
政令指定都市 市長	5	0 (0)	5 (100)
政令指定都市 市議会議員	924	152 (16.5)	772 (83.5)
市長	88	3 (3.4)	85 (96.6)
市議会議員	7,104	1,040 (14.6)	6,064 (85.4)
特別区長	13	0 (0)	13 (100)
特別区議会 議員	821	220 (26.8)	601 (73.2)
町村長	121	0 (0)	121 (100)
町村議会議員	4,418	409 (9.3)	4,009 (90.7)

総務省調べ

(注) 第17回については、東日本大震災に伴う延期実施分を除く、4月実施分のみを集計。

⑤ 統一地方選挙における投票率

(%)

	第9回 (昭和54年)		第10回 (昭和58年)		第11回 (昭和62年)		第12回 (平成3年)		第13回 (平成8年)		第14回 (平成11年)		第15回 (平成15年)		第16回 (平成19年)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
知 事	65.18	62.93	64.42	61.40	61.58	57.89	56.41	52.36	56.71	53.44	58.25	55.23	54.16	51.01	55.84	53.79
都道府県議会議員	70.63	68.05	69.92	66.90	68.35	64.85	62.40	58.45	57.85	54.49	58.08	55.21	53.81	51.05	53.09	51.34
政令指定都市市長	70.78	66.32	73.81	68.04	69.44	64.34	67.31	64.02	62.35	59.50	60.33	58.75	57.98	56.56	59.98	58.13
政令指定都市市議会議員	59.99	55.54	62.64	57.26	61.01	55.53	54.56	48.98	50.76	46.05	52.60	48.70	49.54	45.77	50.33	47.93
市 長	77.28	73.25	74.44	70.21	72.44	68.02	69.24	63.72	62.28	57.63	63.01	58.58	58.95	54.87	55.02	52.00
市議会議員	78.26	73.78	77.62	72.72	72.57	67.89	68.13	62.45	62.56	57.79	62.92	58.45	58.72	54.61	56.83	53.71
特別区長	58.25	52.26	56.94	50.41	53.79	47.62	52.68	45.65	46.69	41.77	49.91	45.05	45.73	41.30	46.88	43.67
特別区議会議員	59.05	53.06	57.70	51.08	54.05	47.76	52.46	45.40	46.13	41.77	49.72	44.91	45.38	40.99	46.12	42.82
町 村 長	90.90	88.82	93.13	90.52	91.07	88.25	88.23	84.38	85.23	81.67	84.21	80.92	79.30	75.61	76.09	72.93
町村議会議員	93.62	91.18	93.47	90.79	91.70	88.67	89.03	85.15	85.26	81.40	83.82	80.33	79.52	75.85	73.13	69.72

(%)

	第17回 (平成23年)	
	女性	男性
知 事	53.54	51.94
都道府県議会議員	48.44	47.83
政令指定都市市長	54.66	53.16
政令指定都市市議会議員	48.24	46.89
市 長	54.02	51.82
市議会議員	51.71	49.87
特別区長	45.61	43.36
特別区議会議員	44.20	42.20
町 村 長	71.44	69.60
町村議会議員	67.74	65.32

総務省調べ

(注) 第17回については、東日本大震災に伴う延期実施分を除く、4月実施分のみを集計。

イ. 行政

①首長等

イ 首長等

		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
都道府県	知事	47	3	44	6.4	93.6
	副知事	89	4	85	4.5	95.5
市区	市区長	810	17	793	2.1	97.9
	副市区長	975	11	964	1.1	98.9
町村	町村長	929	6	923	0.6	99.4
	副町村長	805	6	799	0.7	99.3

内閣府調べ

(注)平成24年4月1日現在

(参考)女性の長のいる地方公共団体 平成24年4月1日現在

○知事

北海道、山形県、滋賀県

○副知事

茨城県、新潟県、長野県、福岡県

○市区長

宮城県仙台市、茨城県常総市、東京都新宿区、東京都足立区、東京都三鷹市、
神奈川県横浜市、神奈川県伊勢原市、新潟県魚沼市、三重県鈴鹿市、
滋賀県大津市、京都府木津川市、兵庫県尼崎市、兵庫県宝塚市、
岡山県倉敷市、山口県宇部市、長崎県五島市、沖縄県沖縄市

○町長

栃木県野木町、埼玉県越生町、京都府与謝野町、
大阪府田尻町、兵庫県播磨町、福岡県荏田町

○村長

—

ロ 各団体における役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
全国知事会	17	1	16	5.9	94.1	平成24年10月
全国市長会	253	1	252	0.4	99.6	平成24年10月
全国町村会	47	0	47	0.0	100.0	平成24年10月

各団体調べ

② 地方公共団体の管理職

イ 都道府県の課長相当職以上の職員

調査年	都道府県合計				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成 17 年	40,532	1,944	38,588	4.8	95.2
平成 18 年	40,391	2,008	38,383	5.0	95.0
平成 19 年	39,888	2,045	37,843	5.1	94.9
平成 20 年	39,201	2,110	37,091	5.4	94.6
平成 21 年	37,721	2,143	35,578	5.7	94.3
平成 22 年	36,481	2,203	34,278	6.0	94.0
平成 23 年	35,602	2,280	33,322	6.4	93.6
平成 24 年	35,711	2,330	33,381	6.5	93.5

内閣府調べ

ロ 政令指定都市の課長相当職以上の職員

調査年	政令指定都市合計				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成 17 年	16,232	1,067	15,165	6.6	93.4
平成 18 年	16,657	1,157	15,500	6.9	93.1
平成 19 年	17,621	1,356	16,265	7.7	92.3
平成 20 年	17,184	1,412	15,772	8.2	91.8
平成 21 年	17,299	1,493	15,806	8.6	91.4
平成 22 年	17,754	1,619	16,135	9.1	90.9
平成 23 年	17,547	1,719	15,828	9.8	90.2
平成 24 年	17,364	1,797	15,567	10.3	89.7

内閣府調べ

ハ 市区町村の課長相当職以上の職員

調査年	市区町村合計				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成 17 年	130,685	10,229	120,456	7.8	92.2
平成 18 年	127,081	10,039	117,042	7.9	92.1
平成 19 年	128,071	11,008	117,063	8.6	91.4
平成 20 年	124,354	11,007	113,347	8.9	91.1
平成 21 年	123,715	11,545	112,170	9.3	90.7
平成 22 年	119,809	11,717	108,092	9.8	90.2
平成 23 年	118,691	12,337	106,354	10.4	89.6
平成 24 年	117,963	13,002	104,961	11.0	89.0

内閣府調べ

- (注) 1. 調査時点は各年4月1日現在の自治体が多いが、事情により時点が違うところもある。
 2. 「ハ市区町村の課長相当職以上の職員」の平成24年度調査は、東日本大震災の影響により、福島県川内村、葛尾村、飯館村の調査を行わなかったため、集計から除外してある。

③ 地方公務員の職種別・男女別職員数（全地方公共団体）

	昭 和 53 年						昭 和 58 年						昭 和 63 年						平 成 5 年					
	総 数 人	女 性 人	男 性 人	女性の割合 %	男性の割合 %	総 数 人	女 性 人	男 性 人	女性の割合 %	男性の割合 %	総 数 人	女 性 人	男 性 人	女性の割合 %	男性の割合 %	総 数 人	女 性 人	男 性 人	女性の割合 %	男性の割合 %	総 数 人	女 性 人	男 性 人	女性の割合 %
全 職 種	3,062,499	1,020,655	2,041,844	33.3	66.7	3,228,484	1,089,297	2,139,187	33.7	66.3	3,212,271	1,084,782	2,127,489	33.8	66.2	3,267,630	1,147,065	2,120,565	35.1	64.9				
一 般 行 政 職	1,001,175	307,871	693,304	30.8	69.2	1,052,815	323,104	729,711	30.7	69.3	1,052,738	320,179	732,559	30.4	69.6	1,113,161	345,752	767,409	31.1	68.9				
税 務 職	86,680	14,842	71,838	17.1	82.9	85,054	14,540	70,514	17.1	82.9	86,669	15,755	70,914	18.2	81.8	86,537	18,592	67,945	21.5	78.5				
研 究 職	17,028	1,003	16,025	5.9	94.1	17,110	1,030	16,080	6.0	94.0	17,159	1,265	15,894	7.4	92.6	17,683	1,656	16,027	9.4	90.6				
医師・歯科医師職	13,878	1,212	12,666	8.7	91.3	16,315	1,420	14,895	8.7	91.3	19,345	1,671	17,674	8.6	91.4	21,576	2,106	19,470	9.8	90.2				
薬剤師・医療技術職	40,364	19,021	21,343	47.1	52.9	47,228	23,267	23,961	49.3	50.7	50,148	24,993	25,155	49.8	50.2	55,272	28,790	26,482	52.1	47.9				
看護・保健職	96,754	95,110	1,644	98.3	1.7	112,613	110,579	2,034	98.2	1.8	126,179	123,699	2,480	98.0	2.0	140,522	137,344	3,178	97.7	2.3				
消 防 職	112,102	641	111,461	0.6	99.4	124,925	611	124,314	0.5	99.5	129,485	625	128,860	0.5	99.5	139,949	759	139,190	0.5	99.5				
企 業 職	165,921	20,229	145,692	12.2	87.8	164,115	21,376	142,739	13.0	87.0	158,505	21,514	136,991	13.6	86.4	158,300	24,083	134,217	15.2	84.8				
技能労務職	382,304	163,506	218,798	42.8	57.2	380,549	164,503	216,046	43.2	56.8	340,898	146,271	194,627	42.9	57.1	317,097	136,048	181,049	42.9	57.1				
教育公務員	926,068	385,480	540,588	41.6	58.4	998,781	418,192	580,589	41.9	58.1	1,000,052	419,389	580,663	41.9	58.1	984,802	441,843	542,959	44.9	55.1				
警 察 職	202,874	3,918	198,956	1.9	98.1	215,138	3,818	211,320	1.8	98.2	220,393	4,091	216,302	1.9	98.1	223,291	5,356	217,935	2.4	97.6				
臨時職員	13,543	7,816	5,727	57.7	42.3	10,449	6,854	3,595	65.6	34.4	7,486	5,328	2,158	71.2	28.8	6,349	4,735	1,614	74.6	25.4				
そ の 他	3,808	6	3,802	0.2	99.8	3,392	3	3,389	0.1	99.9	3,214	2	3,212	0.1	99.9	3,091	1	3,090	0.0	100.0				

	平成 10 年				平成 15 年				平成 20 年			
	総 数	女 性	男 性	女性の割合	総 数	女 性	男 性	女性の割合	総 数	女 性	男 性	女性の割合
	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
全 職 種	3,246,280	1,175,572	2,070,708	36.2	3,113,826	1,148,139	1,965,687	36.9	2,901,021	1,081,639	1,819,382	37.3
一 般 行 政 職	1,127,695	359,077	768,618	31.8	965,356	236,880	728,476	24.5	882,697	226,277	656,420	25.6
税 務 職	85,619	20,439	65,180	23.9	81,753	20,938	60,815	25.6	75,443	20,372	55,071	27.0
研 究 職	17,954	2,023	15,931	11.3	16,913	2,247	14,666	13.3	14,500	2,286	12,214	15.8
医師・歯科医師職	23,696	2,631	21,065	11.1	23,344	2,991	20,353	12.8	16,797	2,561	14,236	15.2
薬剤師・医療技術職	58,884	31,950	26,934	54.3	58,120	32,603	25,517	56.1	48,085	27,992	20,093	58.2
看護・保健職	157,637	153,668	3,969	97.5	157,095	152,316	4,779	97.0	119,857	115,462	4,395	96.3
消 防 職	150,374	1,180	149,194	0.8	153,115	1,773	151,342	1.2	155,621	2,569	153,052	1.7
企 業 職	156,747	27,021	129,726	17.2	154,006	37,356	116,650	24.3	178,211	67,025	111,186	37.6
技 能 労 務 職	282,557	119,137	163,420	42.2	224,192	88,577	135,615	39.5	162,840	59,900	102,940	36.8
教 育 公 務 員	946,797	446,156	500,641	47.1	904,925	436,909	468,016	48.3	871,909	432,700	439,209	49.6
警 察 職	229,848	8,139	221,709	3.5	237,963	10,759	227,204	4.5	252,917	14,611	238,306	5.8
臨 時 職 員	5,431	4,148	1,283	76.4	4,648	3,666	982	78.9	2,390	1,797	593	75.2
そ の 他	3,041	3	3,038	0.1	132,396	121,124	11,272	91.5	119,754	108,087	11,667	90.3

資料出所：総務省「地方公務員給与の実態」

(注) 1. 5年毎に各年4月1日現在。

2. 本表は、教育長を含まない。

④ 地方公共団体の採用者の状況

人、(%)

調査年	上級					中級				
	都道府県合計					都道府県合計				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
平成 16 年	13,290	2,303	10,987	(17.3)	(82.7)	2,862	2,248	614	(78.5)	(21.5)
平成 17 年	13,318	2,331	10,987	(17.5)	(82.5)	2,637	2,064	573	(78.3)	(21.7)
平成 18 年	13,467	2,258	11,209	(16.8)	(83.2)	2,462	1,977	485	(80.3)	(19.7)
平成 19 年	12,565	2,202	10,363	(17.5)	(82.5)	2,511	1,992	519	(79.3)	(20.7)
平成 20 年	13,456	2,563	10,893	(19.0)	(81.0)	3,553	2,851	702	(80.2)	(19.8)
平成 21 年	13,878	2,958	10,920	(21.3)	(78.7)	3,286	2,546	740	(77.5)	(22.5)
平成 22 年	14,382	3,216	11,166	(22.4)	(77.6)	3,221	2,634	587	(81.8)	(18.2)
平成 23 年	14,199	3,380	10,819	(23.8)	(76.2)	3,271	2,556	715	(78.1)	(21.9)
平成 24 年	15,531	3,547	11,984	(22.8)	(77.2)	3,241	2,560	681	(79.0)	(21.0)

調査年	初級					合計				
	都道府県合計					都道府県合計				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
平成 16 年	4,521	1,022	3,499	(22.6)	(77.4)	20,673	5,573	15,100	(27.0)	(73.0)
平成 17 年	4,071	894	3,177	(22.0)	(78.0)	20,026	5,289	14,737	(26.4)	(73.6)
平成 18 年	5,228	987	4,241	(18.9)	(81.1)	21,157	5,222	15,935	(24.7)	(75.3)
平成 19 年	5,597	915	4,682	(16.3)	(83.7)	20,673	5,109	15,564	(24.7)	(75.3)
平成 20 年	5,297	892	4,405	(16.8)	(83.2)	22,461	6,396	16,065	(28.5)	(71.5)
平成 21 年	5,268	1,069	4,199	(20.3)	(79.7)	22,432	6,573	15,859	(29.3)	(70.7)
平成 22 年	5,134	1,031	4,103	(20.1)	(79.9)	22,737	6,881	15,856	(30.3)	(69.7)
平成 23 年	5,012	1,012	4,000	(20.2)	(79.8)	22,482	6,948	15,534	(30.9)	(69.1)
平成 24 年	5,021	1,063	3,958	(21.2)	(78.8)	23,793	7,170	16,623	(30.1)	(69.9)

内閣府調べ

(注) 1. 各年、前年度の採用者数。

2. 上級: 大学卒業程度、中級: 短大卒業程度、初級: 高校卒業程度として取りまとめたもの。

ウ. 審議会

① 都道府県の審議会

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1								
	都道府県合計							都道府県平均	
	審議会等数	うち女性委員を含む 審議会等数	委員総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成 17 年	1,628	1,540	35,565	8,960	26,605	25.2	74.8	25.6	74.4
平成 18 年	1,488	1,415	36,946	9,563	27,383	25.9	74.1	26.2	73.8
平成 19 年	1,461	1,381	35,586	9,544	26,042	26.8	73.2	27.1	72.9
平成 20 年	1,483	1,421	36,856	10,214	26,642	27.7	72.3	28.0	72.0
平成 21 年	1,571	1,504	37,812	10,577	27,235	28.0	72.0	28.4	71.6
平成 22 年	1,574	1,505	38,028	10,756	27,272	28.3	71.7	28.6	71.4
平成 23 年	1,584	1,505	37,795	10,796	26,999	28.6	71.4	28.8	71.2
平成 24 年	1,540	1,460	37,212	10,734	26,478	28.8	71.2	29.1	70.9

② 政令指定都市の審議会

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1								
	政令指定都市合計							政令指定都市平均	
	審議会等数	うち女性委員を含む 審議会等数	委員総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成 17 年	205	178	9,981	2,767	7,214	27.7	72.3	26.9	73.1
平成 18 年	233	215	11,219	3,207	8,012	28.6	71.4	27.5	72.5
平成 19 年	295	273	13,906	3,864	10,042	27.8	72.2	27.3	72.7
平成 20 年	282	269	13,932	3,945	9,987	28.3	71.7	27.8	72.2
平成 21 年	295	284	14,421	4,186	10,235	29.0	71.0	28.6	71.4
平成 22 年	307	301	14,777	4,341	10,436	29.4	70.6	29.1	70.9
平成 23 年	319	310	14,759	4,386	10,373	29.7	70.3	29.3	70.7
平成 24 年	324	318	15,303	4,605	10,698	30.1	69.9	29.5	70.5

③ 市区町村の審議会（政令指定都市も含む）

調査年	法律又は政令による審議会等 *注1								
	市区町村合計							都道府県平均	
	審議会等数	うち女性委員を含む 審議会等数	委員総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成 17 年	41,396	30,783	560,058	117,858	442,200	21.0	79.0	21.3	78.7
平成 18 年	35,119	27,135	500,986	112,395	388,591	22.4	77.6	22.5	77.5
平成 19 年	37,753	29,519	548,845	120,086	428,636	21.9	78.1	21.9	78.1
平成 20 年	38,471	30,208	560,480	144,189	416,291	25.7	74.3	25.3	74.7
平成 21 年	38,583	30,497	551,552	128,342	423,210	23.3	76.7	23.3	76.7
平成 22 年	37,971	30,113	542,829	124,908	417,921	23.0	77.0	22.8	77.2
平成 23 年	37,942	30,123	540,036	126,167	413,869	23.4	76.6	23.3	76.7
平成 24 年	38,830	31,045	556,220	132,938	423,282	23.9	76.1	23.8	76.2

- (注) 1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会のうち、各年3月現在で内閣府が把握したもの。
 2. 本表の審議会数の数値には、対象の審議会等であっても調査時点で設置されていない、もしくは委員の任命を行っていない審議会等は含まれない。
 3. 都道府県平均及び政令指定都市平均の女性割合及び男性割合は、各都道府県及び各政令指定都市それぞれの女性割合又は男性割合を単純平均した数値。
 4. 「③市区町村の審議会」の平成24年度調査は、東日本大震災の影響により、福島県川内村、葛尾村、飯館村の調査を行わなかったため、集計から除外してある。

(3) 独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人）

① 役員

人、(%)

	役員			うち常勤役員		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
独立行政法人	649	19 (2.9)	630 (97.1)	484	7 (1.4)	477 (98.6)
特殊法人	534	13 (2.4)	521 (97.6)	428	4 (0.9)	424 (99.1)
認可法人	131	12 (9.2)	119 (90.8)	43	1 (2.3)	42 (97.7)
独立行政法人・特殊法人・認可法人計	1,314	44 (3.3)	1,270 (96.7)	955	12 (1.3)	943 (98.7)

②管理職

人、(%)

	管理職			部長相当職			課長相当職		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
総数	77,508	8,574 (11.1)	68,934 (88.9)	11,728	748 (6.4)	10,980 (93.6)	65,780	7,826 (11.9)	57,954 (88.1)
うち 事務・技術系 職員	21,499	529 (2.5)	20,970 (97.5)	3,184	56 (1.8)	3,128 (98.2)	18,315	473 (2.6)	17,842 (97.4)

③職員

人、(%)

	全常勤職員		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
総数	545,838	182,771 (33.5)	363,067 (66.5)
うち 事務・技術系 職員	178,519	25,068 (14.0)	153,451 (86.0)

内閣府調べ

(注)1. 平成24年4月1日現在。

2. ①は、独立行政法人102法人、特殊法人34法人、認可法人9法人について集計。②及び③の「総数」は、独立行政法人、特殊法人、認可法人の合計145法人について集計し、「うち事務・技術系職員」は事務・技術系区分がある117法人について集計。

2 企業

(1) 管理職

① 管理的職業従事者

	管理的職業従事者					公務及び学校教育を除く				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	万人	万人	万人	%	%	万人	万人	万人	%	%
昭和50年	206	11	195	5.3	94.7					
55年	220	11	209	5.0	95.0					
60年	211	14	197	6.6	93.4					
平成 2年	239	19	220	7.9	92.1					
7年	236	21	216	8.9	91.5					
12年	206	19	186	9.2	90.3					
16年	189	19	170	10.1	89.9	180	19	161	10.6	89.4
17年	189	19	171	10.1	90.5	180	19	163	10.6	90.6
18年	185	19	166	10.3	89.7	177	19	159	10.7	89.8
19年	173	16	156	9.2	90.2	165	16	149	9.7	90.3
20年	172	16	156	9.3	90.7	164	16	149	9.8	90.9
21年	168	18	151	10.7	89.9	162	17	145	10.5	89.5
22年	161	17	144	10.6	89.4	155	17	138	11.0	89.0
23年	151	18	133	11.9	88.1	145	18	127	12.4	87.6

資料出所:総務省「労働力調査」

(注)各年、年平均。なお、平成23年の数値は被災3県を除く全国。

② 職業小分類別管理的職業従事者

職 業	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
管理的職業従事者	1,535,500	220,400	1,315,100	14.4	85.6
(1) 管理的公務員	62,400	3,500	58,800	5.6	94.2
1 管理的公務員	62,400	3,500	58,800	5.6	94.2
(2) 法人・団体役員	1,191,900	187,800	1,004,100	15.8	84.2
2 会社役員	1,133,700	176,300	957,400	15.6	84.4
3 その他の法人・団体役員	58,200	11,400	46,700	19.6	80.2
(3) その他の管理的職業従事者	281,200	29,100	252,100	10.3	89.7
4 法人・団体等管理的職業従事者	211,800	12,900	198,900	6.1	93.9
5 他に分類されない管理的職業従事者	69,500	16,200	53,300	23.3	76.7

資料出所:総務省「平成22年国勢調査」(抽出速報集計)

(注)平成22年10月1日現在。

③ 民間企業における管理職（従業員数30人以上）

役職別女性管理職を有する企業割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成7年度	7.1	15.9	34.3
平成10年度	5.8	17.1	32.2
平成12年度	7.4	19.0	31.2
平成15年度	6.7	20.2	32.0
平成18年度	8.8	21.1	32.0
平成21年度	10.5	22.0	31.6
平成23年度	[14.4]	[24.4]	[34.6]

(注) 1. 平成7年度は該当役職を有する企業＝100、平成10年度以降は全企業＝100。
2. 平成23年度の[]内の比率は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

5,000人規模以上の企業における役職別女性管理職を有する企業割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成7年度	21.4	72.2	96.7
平成10年度	19.0	65.8	74.3
平成12年度	23.8	75.8	74.4
平成15年度	37.0	74.1	71.9
平成18年度	42.5	86.0	78.5
平成21年度	49.5	81.7	71.8
平成23年度	[54.4]	[91.2]	[82.4]

(注) 1. 平成7年度は該当役職を有する企業＝100、平成10年度以降は全企業＝100。
2. 平成23年度の[]内の比率は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

役職別女性管理職の割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
	%	%	%
平成7年度	1.5	2.0	7.3
平成10年度	1.2	2.4	7.8
平成12年度	1.6	2.6	7.7
平成15年度	1.8	3.0	8.2
平成18年度	2.0	3.6	10.5
平成21年度	3.1	5.0	11.1
平成23年度	[4.5]	[5.5]	[11.9]

資料出所:厚生労働省「雇用均等基本調査(平成18年度までは女性雇用管理基本調査)」

(注) 1. 各年度10月1日現在。
2. 平成23年度の[]内の比率は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

④ 民間企業における管理職（従業員数100人以上）

役職別女性管理職の割合

	部長相当職	課長相当職	係長相当職	課長相当職以上
	%	%	%	%
平成2年	1.1	2.0	5.0	1.8
平成7年	1.3	2.8	7.3	2.3
平成12年	2.2	4.0	8.1	3.5
平成17年	2.8	5.1	10.4	4.4
平成18年	3.7	5.8	10.8	5.1
平成19年	4.1	6.5	12.4	5.8
平成20年	4.1	6.6	12.7	5.9
平成21年	4.9	7.2	13.8	6.5
平成22年	4.2	7.0	13.7	6.2
平成23年	5.1	8.1	15.3	7.2

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1. 各年6月現在。
2. 課長相当職以上については、部長相当職及び課長相当職の合算である。

⑤ 社長

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
平成7年	1,005,437	54,175	951,262	5.4	94.6
12年	1,135,960	63,163	1,072,797	5.6	94.4
13年	1,156,735	64,803	1,091,932	5.6	94.4
14年	1,186,061	66,430	1,119,631	5.6	94.4
15年	1,203,429	67,596	1,135,833	5.6	94.4
16年	1,198,508	67,903	1,130,605	5.7	94.3
17年	1,179,369	67,299	1,112,070	5.7	94.3
18年	1,153,433	66,122	1,087,311	5.7	94.3
19年	1,143,239	65,642	1,077,597	5.7	94.3
20年	1,140,999	65,452	1,075,547	5.7	94.3
21年	1,157,381	66,842	1,090,539	5.8	94.2
22年	1,213,263	71,314	1,141,949	5.9	94.1
23年	1,232,372	73,225	1,159,147	5.9	94.1

資料出所:帝国データバンク「全国社長分析」

⑥ 自営業主

人, (%)

	自営業主総数											
				雇い人あり			雇い人なし			内職者		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和57年	千人 9,536	千人 2,994 (31.4)	千人 6,543 (68.6)	千人 2,122	千人 338 (15.9)	千人 1,785 (84.1)	千人 6,341	千人 1,610 (25.4)	千人 4,732 (74.6)	千人 1,072	千人 1,046 (97.6)	千人 26 (2.4)
62年	9,071	2,800 (30.9)	6,271 (69.1)	2,130	343 (16.1)	1,787 (83.9)	6,016	1,560 (25.9)	4,456 (74.1)	925	898 (97.1)	28 (3.0)
平成4年	8,442	2,561 (30.3)	5,881 (69.7)	2,107	373 (17.7)	1,734 (82.3)	5,518	1,406 (25.5)	4,113 (74.5)	817	782 (95.7)	35 (4.3)
9年	7,931	2,309 (29.1)	5,621 (70.9)	2,043	350 (17.1)	1,694 (82.9)	5,313	1,411 (26.6)	3,901 (73.4)	575	548 (95.3)	27 (4.7)
14年	7,041	1,873 (26.6)	5,167 (73.4)	1,806	315 (17.4)	1,492 (82.6)	4,905	1,251 (25.5)	3,655 (74.5)	329	308 (93.6)	21 (6.4)
19年	6,675	1,724 (25.8)	4,951 (74.2)	1,991	292 (14.7)	1,699 (85.3)	4,441	1,210 (27.2)	3,231 (72.8)	244	223 (91.4)	21 (8.6)

資料出所:総務省「就業構造基本調査」

(注)5年毎に各年10月1日現在。

(2) 商工関係団体の役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
経済同友会	283	20	263	7.1	92.9	平成24年10月
日本経済団体連合会	26	1	25	3.8	96.2	平成24年10月
業種別全国団体及び地方 経済団体	—	—	—	—	—	平成24年10月
日本商工会議所	65	0	65	0.0	100.0	平成24年4月
商工会議所(514会議所)	18,386	369	18,017	2.0	98.0	平成23年3月
全国商工会連合会	24	1	23	4.2	95.8	平成24年10月
都道府県商工会連合会	970	52	918	5.4	94.6	平成24年4月
傘下商工会	41,553	2,839	38,714	6.8	93.2	平成24年4月
全国中小企業団体中央会	60	1	59	1.7	98.3	平成24年7月
都道府県中央会	2,381	30	2,351	1.3	98.7	平成24年4月

各団体調べ

(3) 労働組合

① 男女別 1 労働組合当たりの平均執行委員数

	平均執行委員数（人）			構成比（％）		
	総 数	女 性	男 性	総 数	女 性	男 性
計	10.9	1.6	9.3	100.0	14.7	85.3
鉱 業	8.8	1.1	7.7	100.0	12.7	87.3
建 設 業	12.6	1.2	11.4	100.0	9.3	90.7
製 造 業	9.5	0.7	8.7	100.0	7.7	92.3
電気・ガス・熱供給・水道業	13.2	0.9	12.3	100.0	6.7	93.3
情 報 通 信 業	13.6	2.1	11.6	100.0	15.3	84.7
運 輸 業	9.1	0.2	8.9	100.0	2.0	98.0
卸 売 ・ 小 売 業	13.2	1.9	11.2	100.0	14.6	85.4
金 融 ・ 保 険 業	11.4	3.7	7.7	100.0	32.5	67.5
不 動 産 業	8.8	0.9	8.0	100.0	9.8	90.2
飲食店、宿泊業	11.8	2.1	9.7	100.0	18.1	81.9
医 療 、 福 祉	13.6	7.2	6.4	100.0	53.1	46.9
教育、学習支援業	11.0	2.9	8.1	100.0	26.2	73.8
複合サービス事業	16.9	3.5	13.4	100.0	20.6	79.4
サービス業（他に分類されないもの）	10.7	1.9	8.7	100.0	18.1	81.9

資料出所：厚生労働省「平成20年労働組合実態調査報告」（※5年毎に調査）

② 日本労働組合総連合会における役員

	総 数(人)	女 性(人)	男 性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本労働組合総連合会	55	15	40	27.3	72.7	平成24年10月

日本労働組合総連合会調べ

③ 日本労働組合総連合会傘下の組合における状況

	組 織 人 員					中央執行委員				
	総数（人）	女性（人）	男性（人）	女性の割合（％）	男性の割合（％）	総数（人）	女性（人）	男性（人）	女性の割合（％）	男性の割合（％）
平成7年2月	8,092,030	2,172,424	5,919,606	26.8	73.2	1,681	94	1,587	5.6	94.4
平成12年1月	7,513,894	2,025,799	5,488,095	27.0	73.0	1,590	109	1,481	6.9	93.1
平成17年3月	6,479,016	1,868,406	4,610,610	28.8	71.2	1,251	88	1,163	7.0	93.0
平成20年12月	6,529,435	1,976,996	4,552,439	30.3	69.7	1,199	89	1,110	7.4	92.6
平成21年12月	6,612,469	2,054,175	4,558,294	31.1	68.9	1,179	87	1,092	7.4	92.6
平成22年12月	6,634,243	2,045,418	4,588,825	30.8	69.2	1,195	87	1,108	7.3	92.7
平成23年12月	6,750,015	2,092,340	4,657,675	31.0	69.0	1,174	109	1,065	9.3	90.7

日本労働組合総連合会調べ

(注)組織人員は、女性人員を把握している加盟組織における人員数を示す。

3 農林水産

(1) 指導農業者等

① 指導農業者等

人、(%)

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
指導農業者等	25,853	26,192	26,339	26,872	27,142	27,176	26,601	27,454	23,400	23,104
女性	7,679	7,997	8,293	8,464	8,795	8,735	7,985	8,284	7,995	7,791
男性	18,174	18,195	18,046	18,408	18,347	18,441	18,616	19,170	15,405	15,313
女性の割合	(29.7)	(30.5)	(31.5)	(31.5)	(32.4)	(32.1)	(30.0)	(30.2)	(34.2)	(33.7)
男性の割合	(70.3)	(69.5)	(68.5)	(68.5)	(67.6)	(67.9)	(70.0)	(69.8)	(65.8)	(66.3)

農林水産省調べ

(注) 1. 各年度末現在。

2. 指導農業者等とは、地域農業の発展に貢献している、他の信頼・指導力がある者等として知事の認定を受けた農業者を指す。(女性農業者、生活改善士、その他農村女性に対する称号を含む。)

② 認定農業者

人、(%)

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
農業経営改善計画認定数	149,931	162,791	171,746	182,345	191,633	200,842	228,593	239,286	246,026	249,280
うち女性の単独申請	2,746	3,149	3,402	3,604	3,685	4,119	5,326	5,882	6,337	6,523
うち夫婦による共同申請	—	—	—	81	440	777	1,448	1,963	2,454	2,978
女性の認定農業者数計	2,746	3,149	3,402	3,685	4,125	4,896	6,774	7,845	8,791	9,501
女性の割合	(1.8)	(1.9)	(2.0)	(2.0)	(2.2)	(2.4)	(3.0)	(3.3)	(3.6)	(3.8)

農林水産省調べ

(注) 1. 各年3月31日現在。

2. 「女性の認定農業者数計」は、「女性の単独申請」と「夫婦による共同申請」の合計。

③ 農村女性起業数

件、(%)

年 度	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
女性起業数	7,327	7,735	8,186	8,667	9,050	9,444	9,533	9,641	—	9,757
個人経営	5,252	5,448	5,635	5,711	5,745	5,845	5,589	5,565	—	4,473
	(71.7)	(70.4)	(68.8)	(65.9)	(63.5)	(61.9)	(58.6)	(57.7)	—	(45.8)
グループ経営	2,075	2,287	2,551	2,956	3,305	3,599	3,944	4,076	—	5,284
	(28.3)	(29.6)	(31.2)	(34.1)	(36.5)	(38.1)	(41.4)	(42.3)	—	(54.2)

資料出所：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査結果」

(注) 各事業年度末現在。

(2) 農業委員会

① 農業委員

人、(%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	19年	20年	21年	22年	23年
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	45,379	38,579	37,456	36,906	36,330	36,034
女性	40	93	203	1,081	1,869	1,658	1,741	1,791	1,792	2,070
男性	64,040	62,431	60,714	58,173	43,510	36,921	35,715	35,115	34,538	33,964
女性の割合	(0.06)	(0.15)	(0.33)	(1.82)	(4.12)	(4.30)	(4.65)	(4.85)	(4.93)	(5.74)
男性の割合	(99.94)	(99.85)	(99.67)	(98.18)	(95.88)	(95.70)	(95.35)	(95.15)	(95.07)	(94.26)

農林水産省調べ

(注) 1. 各年度10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在。

2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。

② 農業委員会

人、(%)

年 度	20年	21年	22年	23年
農業委員会数	1,793	1,776	1,732	1,713
女性役員のいない委員会数(割合)	890 (49.6)	866 (48.8)	826 (47.7)	711 (41.5)

農林水産省調べ

(注) 各年度10月1日現在。

(3) 農協、漁協、森林組合

① 団体における役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
全国農業協同組合中央会	30	1	29	3.3	96.7
全国農業協同組合連合会	37	2	35	5.4	94.6
全国漁業協同組合連合会	26	0	26	0.0	100.0
全国森林組合連合会	19	0	19	0.0	100.0

各団体調べ

(注) 平成24年10月1日現在。

② 農業協同組合

人、(%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	19年	20年	21年	22年
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	22,799	21,331	20,074	19,505	19,161
女性	39	70	102	187	438	525	605	690	741
男性	77,451	68,541	50,633	31,816	22,361	20,806	19,469	18,815	18,420
女性の割合	(0.05)	(0.10)	(0.20)	(0.58)	(1.92)	(2.46)	(3.01)	(3.54)	(3.87)
男性の割合	(99.95)	(99.90)	(99.80)	(99.42)	(98.08)	(97.54)	(96.99)	(96.46)	(96.13)
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,988,029	4,877,364	4,816,570	4,762,961	4,707,348
女性	574,353	667,468	707,117	746,719	804,583	853,238	872,402	881,294	890,718
男性	4,961,550	4,870,079	4,725,143	4,494,066	4,183,446	4,024,126	3,944,168	3,881,667	3,816,630
女性の割合	(10.38)	(12.05)	(13.02)	(14.25)	(16.13)	(17.49)	(18.11)	(18.50)	(18.92)
男性の割合	(89.63)	(87.95)	(86.98)	(85.75)	(83.87)	(82.51)	(81.89)	(81.50)	(81.08)

農林水産省調べ

③ 農業協同組合数

人、(%)

年 度	平成19年	20年	21年	22年
農業協同組合数	818	770	741	725
女性役員のいない組合数(割合)	535 (65.4)	457 (59.4)	402 (54.3)	366 (50.5)

農林水産省調べ

④ 漁業協同組合

人、(%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	19年	20年	21年	22年
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	13,861	12,029	11,215	10,706	10,305
女性	13	22	29	43	45	45	32	33	38
男性	22,550	22,000	20,420	17,931	13,816	11,984	11,183	10,673	10,267
女性の割合	(0.06)	(0.10)	(0.14)	(0.24)	(0.32)	(0.37)	(0.29)	(0.31)	(0.37)
男性の割合	(99.94)	(99.90)	(99.86)	(99.76)	(99.68)	(99.63)	(99.72)	(99.69)	(99.63)
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	232,414	217,516	205,843	189,590	178,465
女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,830	12,767	12,523	11,070	10,111
男性	360,578	333,691	299,216	260,060	216,584	204,749	193,320	178,520	168,354
女性の割合	(5.55)	(5.77)	(5.77)	(5.68)	(6.81)	(5.87)	(6.08)	(5.84)	(5.67)
男性の割合	(94.45)	(94.23)	(94.23)	(94.32)	(93.19)	(94.13)	(93.92)	(94.16)	(94.33)

農林水産省調べ

- (注) 1. 農協については、各事業年度末現在。
 2. 漁協については、各事業年度末現在。
 3. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

⑤ 森林組合

人、(%)

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
役員	16,477	15,268	14,819	14,010	13,094	11,809	11,198	10,746	10,358	10,129
女性	—	—	22	24	25	30	39	34	35	40
男性	—	—	14,797	13,986	13,069	11,779	11,159	10,712	10,323	10,089
女性の割合	—	—	(0.15)	(0.17)	(0.19)	(0.25)	(0.35)	(0.32)	(0.34)	(0.39)
男性の割合	—	—	(99.85)	(99.83)	(99.81)	(99.75)	(99.65)	(99.68)	(99.66)	(99.61)
職員	8,237	8,122	7,900	7,838	7,558	7,355	7,201	7,070	7,172	7,191
女性	2,116	2,069	1,974	1,919	1,844	1,778	1,682	1,672	1,644	1,657
男性	6,121	6,053	5,926	5,919	5,714	5,577	5,519	5,398	5,528	5,534
女性の割合	(25.69)	(25.47)	(24.99)	(24.48)	(24.40)	(24.17)	(23.36)	(23.65)	(22.92)	(23.04)
男性の割合	(74.31)	(74.53)	(75.01)	(75.52)	(75.60)	(75.83)	(76.64)	(76.35)	(77.08)	(76.96)
作業員	28,217	27,156	25,801	24,806	21,365	28,712	25,764	24,767	26,707	26,050
女性	4,291	3,719	3,120	2,675	2,204	2,730	2,380	2,119	1,938	1,862
男性	23,926	23,437	22,681	22,131	19,161	25,982	23,384	22,648	24,769	24,188
女性の割合	(15.21)	(13.69)	(12.09)	(10.78)	(10.32)	(9.51)	(9.24)	(8.56)	(7.26)	(7.15)
男性の割合	(84.79)	(86.31)	(87.91)	(89.22)	(89.68)	(90.49)	(90.76)	(91.44)	(92.74)	(92.85)

資料出所：農林水産省「森林組合統計」

- (注) 1. 各事業年度末現在。
 2. 平成15年までの役員数の男女別内訳データなし。
 3. 作業員は平成18年から臨時雇用を含む数値。

4 メディア

(1) 新聞・通信社における記者

	記者総数 人	女性 記者数 人	男性 記者数 人	女性割合 %	男性割合 %	全従業員に 占める 女性割合 %
平成12年	19,434	1,976	17,458	10.2	89.8	9.9
13年	20,679	2,200	18,479	10.6	89.4	10
14年	20,851	2,384	18,467	11.4	88.6	10.4
15年	21,311	2,458	18,853	11.5	88.5	10.8
16年	20,979	2,450	18,529	11.7	88.3	11
17年	20,315	2,436	17,879	12.0	88.0	11.4
18年	20,773	2,642	18,131	12.7	87.3	11.9
19年	19,124	2,631	16,493	13.8	86.2	12.5
20年	21,093	3,108	17,985	14.7	85.3	13.4
21年	21,103	3,129	17,974	14.8	85.2	13.8
22年	20,406	3,180	17,226	15.6	84.4	14.4
23年	20,305	3,235	17,070	15.9	84.1	14.9
24年	20,121	3,325	16,796	16.5	83.5	15.3

日本新聞協会経營業務部調べ

(注) 各年4月1日現在。

(2) 放送業界における管理職 団体別女性管理職の割合

	民間放送		日本放送協会	
	全従業員 %	役付従業員 %	全従業員 %	管理職・ 専門職 %
平成12年	20.7	6.8	9.1	2.4
13年	20.9	7.7	9.5	2.6
14年	20.8	7.9	10.0	2.7
15年	20.5	7.9	10.5	2.9
16年	20.7	8.5	10.7	2.9
17年	21.0	9.2	11.3	2.7
18年	21.0	9.7	11.5	2.9
19年	21.1	10.5	11.6	2.8
20年	21.2	10.5	11.9	3.2
21年	21.5	10.8	12.9	3.5
22年	21.2	11.6	13.6	3.8
23年	21.1	12.2	14.2	4.3
24年	20.8	12.2	14.5	4.4

日本民間放送連盟及び日本放送協会調べ

- (注) 1. 民間放送は各年7月31日現在、日本放送協会は各年度分。
2. 役付従業員とは、課長(課長待遇、同等及び資格職を含む。)以上の職にある者をいう。
3. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位(チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等)をいう。

(3) メディア関係団体の役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	調査時点
日本新聞協会	50	0	50	0.0	100.0	平成24年10月
日本新聞協会加盟各社	1,129	25	1,104	2.2	97.8	平成23年7月
日本民間放送連盟	44	0	44	0.0	100.0	平成24年10月
日本放送協会	12	0	12	0.0	100.0	平成24年10月

- (注) 1. 日本新聞協会役員は、会長・副会長・理事・監事の合計。
2. 日本新聞協会加盟各社役員数については、「日本新聞年鑑2012」を基に協会会員社のうち新聞・通信109社について推計したもの。
3. 日本放送協会役員は、会長・副会長・理事の合計。

各団体調べ

5 教育・研究等

(1) 教育委員

① 都道府県・政令指定都市における教育委員

	都 道 府 県					政 令 指 定 都 市				
	委員総数	女 性 委員数	男 性 委員数	女性の 割 合	男性の 割 合	委員総数	女 性 委員数	男 性 委員数	女性の 割 合	男性の 割 合
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
平成12年	239	55	184	23.0	77.0	60	14	46	23.3	76.7
平成13年	255	65	190	25.5	74.5	64	16	48	25.0	75.0
平成14年	267	71	196	26.6	73.4	69	18	51	26.1	73.9
平成15年	276	75	201	27.2	72.8	76	23	53	30.3	69.7
平成16年	277	78	199	28.2	71.8	77	24	53	31.2	68.8
平成17年	269	71	198	26.4	73.6	81	29	52	35.8	64.2
平成18年	270	74	196	27.4	72.6	87	29	58	33.3	66.7
平成19年	278	76	202	27.3	72.7	97	32	65	33.0	67.0
平成20年	280	78	202	27.9	72.1	100	30	70	30.0	70.0
平成21年	281	79	202	28.1	71.9	104	33	71	31.7	68.3
平成22年	281	82	199	29.2	70.8	111	35	76	31.5	68.5
平成23年	279	82	197	29.4	70.6	111	35	76	31.5	68.5
平成24年	280	85	195	30.4	69.6	116	41	75	35.3	64.7

内閣府調べ

② 都道府県及び市町村教育委員会

	平成15年	17年	19年	21年	23年
教育委員会数	3,412	2,571	1,979	1,941	1,878
うち女性委員を1人以上 含む教育委員会 (割合)	2,646 (77.5)	2,075 (80.7)	1,681 (84.9)	1,740 (89.6)	1,726 (91.9)

文部科学省調べ

(注) 平成23年1月に、教育行政調査（平成21年度）の本報告の値が確定したことから、平成21年度の「うち女性委員を1人以上含む教育委員会（割合）」は、第3次男女共同参画基本計画公表時から改訂している。
平成23年の値は教育行政調査（平成23年度）の中間報告値。

(2) 初等・中等教育関係

○ 学校管理職及び教員（国公立の小学校、中学校、高等学校）

人、(%)

		小学校				中学校				高等学校			
		教頭以上	校 長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	教 頭	教員総数
昭和 60 年	総 数	48,197	23,748	24,449	461,256	21,351	10,096	11,255	285,123	12,084	5,073	7,011	266,809
	女 性	1,584 (3.3)	544 (2.3)	1,040 (4.3)	258,219 (56.0)	182 (0.9)	27 (0.3)	155 (1.4)	96,714 (33.9)	205 (1.7)	120 (2.4)	85 (1.2)	49,985 (18.7)
	男 性	46,613 (96.7)	23,204 (97.7)	23,409 (95.7)	203,037 (44.0)	21,169 (99.1)	10,069 (99.7)	11,100 (98.6)	188,409 (66.1)	11,879 (98.3)	4,953 (97.6)	6,926 (98.8)	216,824 (81.3)
平成 2 年	総 数	47,891	23,689	24,202	444,218	21,666	10,285	11,381	286,065	12,446	5,181	7,265	286,006
	女 性	3,789 (7.9)	968 (4.1)	2,821 (11.7)	259,188 (58.3)	378 (1.7)	75 (0.7)	303 (2.7)	104,007 (36.4)	244 (2.0)	126 (2.4)	118 (1.6)	58,665 (20.5)
	男 性	44,102 (92.1)	22,721 (95.9)	21,381 (88.3)	185,030 (41.7)	21,288 (98.3)	10,210 (99.3)	11,078 (97.3)	182,058 (63.6)	12,202 (98.0)	5,055 (97.6)	7,147 (98.4)	227,341 (79.5)
平成 7 年	総 数	47,501	23,560	23,941	430,958	21,625	10,286	11,339	271,020	12,730	5,219	7,511	281,117
	女 性	6,874 (14.5)	2,254 (9.6)	4,620 (19.3)	263,626 (61.2)	819 (3.8)	193 (1.9)	626 (5.5)	106,337 (39.2)	343 (2.7)	128 (2.5)	215 (2.9)	65,325 (23.2)
	男 性	40,627 (85.5)	21,306 (90.4)	19,321 (80.7)	167,332 (38.8)	20,806 (96.2)	10,093 (98.1)	10,713 (94.5)	164,683 (60.8)	12,387 (97.3)	5,091 (97.5)	7,296 (97.1)	215,792 (76.8)
平成 12 年	総 数	46,677	23,208	23,469	407,598	21,393	10,210	11,183	257,605	12,769	5,224	7,545	269,027
	女 性	8,897 (19.1)	3,620 (15.6)	5,277 (22.5)	253,946 (62.3)	1,225 (5.7)	358 (3.5)	867 (7.8)	104,315 (40.5)	493 (3.9)	181 (3.5)	312 (4.1)	68,847 (25.6)
	男 性	37,780 (80.9)	19,588 (84.4)	18,192 (77.5)	153,652 (37.7)	20,168 (94.3)	9,852 (96.5)	10,316 (92.2)	153,290 (59.5)	12,276 (96.1)	5,043 (96.5)	7,233 (95.9)	200,180 (74.4)
平成 17 年	総 数	45,061	22,316	22,745	416,833	21,088	9,991	11,097	248,694	12,988	5,130	7,858	251,408
	女 性	8,961 (19.9)	4,053 (18.2)	4,908 (21.6)	261,559 (62.7)	1,340 (6.4)	474 (4.7)	866 (7.8)	102,091 (41.1)	687 (5.3)	243 (4.7)	444 (5.7)	69,475 (27.6)
	男 性	36,100 (80.1)	18,263 (81.8)	17,837 (78.4)	155,274 (37.3)	19,748 (93.6)	9,517 (95.3)	10,231 (92.2)	146,603 (58.9)	12,301 (94.7)	4,887 (95.3)	7,414 (94.3)	181,933 (72.4)

人、(%)

		小学校					中学校					高等学校				
		教頭以上	校 長	副校長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	副校長	教 頭	教員総数	教頭以上	校 長	副校長	教 頭	教員総数
平成 20 年	総 数	43,923	21,708	1,425	20,790	419,309	20,956	9,842	778	10,336	249,509	12,827	4,991	790	7,046	241,226
	女 性	8,636 (19.7)	3,870 (17.8)	370 (26.0)	4,396 (21.1)	263,319 (62.8)	1,371 (6.5)	510 (5.2)	64 (8.2)	797 (7.7)	103,613 (41.5)	771 (6.0)	263 (5.3)	47 (5.9)	461 (6.5)	68,795 (28.5)
	男 性	35,287 (80.3)	17,838 (82.2)	1,055 (74.0)	16,394 (78.9)	155,990 (37.2)	19,585 (93.5)	9,332 (94.8)	714 (91.8)	9,539 (92.3)	145,896 (58.5)	12,056 (94.0)	4,728 (94.7)	743 (94.1)	6,585 (93.5)	172,431 (71.5)
平成 21 年	総 数	43,528	21,518	1,844	20,166	419,518	20,873	9,786	1,010	10,077	250,771	12,719	4,930	1,023	6,766	239,342
	女 性	8,646 (19.9)	3,888 (18.1)	497 (27.0)	4,261 (21.1)	263,469 (62.8)	1,358 (6.5)	508 (5.2)	93 (9.2)	757 (7.5)	104,676 (41.7)	792 (6.2)	256 (5.2)	65 (6.4)	471 (7.0)	69,198 (28.9)
	男 性	34,882 (80.1)	17,630 (81.9)	1,347 (73.0)	15,905 (78.9)	156,049 (37.2)	19,515 (93.5)	9,278 (94.8)	917 (90.8)	9,320 (92.5)	146,095 (58.3)	11,927 (93.8)	4,674 (94.8)	958 (93.6)	6,295 (93.0)	170,144 (71.1)
平成 22 年	総 数	43,050	21,270	1,845	19,935	419,776	20,756	9,718	1,044	9,994	250,899	12,646	4,896	1,060	6,690	238,929
	女 性	8,661 (20.1)	3,908 (18.4)	502 (27.2)	4,251 (21.3)	263,746 (62.8)	1,396 (6.7)	517 (5.3)	100 (9.6)	779 (7.8)	105,155 (41.9)	833 (6.6)	276 (5.6)	70 (6.6)	487 (7.3)	70,277 (29.4)
	男 性	34,389 (79.9)	17,362 (81.6)	1,343 (72.8)	15,684 (78.7)	156,030 (37.2)	19,360 (93.3)	9,201 (94.7)	944 (90.4)	9,215 (92.2)	145,744 (58.1)	11,813 (93.4)	4,620 (94.4)	990 (93.4)	6,203 (92.7)	168,652 (70.6)
平成 23 年	総 数	42,533	20,988	1,849	19,696	419,467	20,612	9,650	1,046	9,916	253,104	12,581	4,860	1,128	6,593	237,526
	女 性	8,576 (20.2)	3,880 (18.5)	493 (26.7)	4,203 (21.3)	263,332 (62.8)	1,427 (6.9)	531 (5.5)	92 (8.8)	804 (8.1)	106,435 (42.1)	834 (6.6)	273 (5.6)	85 (7.5)	476 (7.2)	70,759 (29.8)
	男 性	33,957 (79.8)	17,108 (81.5)	1,356 (73.3)	15,493 (78.7)	156,135 (37.2)	19,185 (93.1)	9,119 (94.5)	954 (91.2)	9,112 (91.9)	146,669 (57.9)	11,747 (93.4)	4,587 (94.4)	1,043 (92.5)	6,117 (92.8)	166,767 (70.2)
平成 24 年	総 数	42,074	20,726	1,854	19,494	418,685	20,520	9,583	1,066	9,871	253,739	12,532	4,831	1,141	6,560	237,221
	女 性	8,522 (20.3)	3,865 (18.6)	501 (27.0)	4,156 (21.3)	262,589 (62.7)	1,459 (7.1)	536 (5.6)	105 (9.8)	818 (8.3)	107,335 (42.3)	909 (7.3)	316 (6.5)	93 (8.2)	500 (7.6)	71,774 (30.3)
	男 性	33,552 (79.7)	16,861 (81.4)	1,353 (73.0)	15,338 (78.7)	156,096 (37.3)	19,061 (92.9)	9,047 (94.4)	961 (90.2)	9,053 (91.7)	146,404 (57.7)	11,623 (92.7)	4,515 (93.5)	1,048 (91.8)	6,060 (92.4)	165,447 (69.7)

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

- (注) 1. 各年5月1日現在。
 2. 本務教員である。
 3. 平成24年については速報値である。

○ 公立の初等中等教育機関における教頭以上の教職員

人、(%)

		小学校			中学校			高等学校・中等教育学校			特殊支援学校			合計		
		総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
平成 20 年	教頭以上	43,302	8,525 (19.7)	34777 (80.3)	20,101	1,252 (6.2)	18849 (93.8)	9,477	503 (5.3)	8974 (94.7)	2,296	441 (19.2)	1855 (80.8)	75,176	10,721 (14.3)	64,455 (85.7)
	校長	21,536	3,835 (17.8)	17,701 (82.2)	9,752	502 (5.1)	9,250 (94.9)	3,744	160 (4.3)	3,584 (95.7)	879	134 (15.2)	745 (84.8)	35,911	4,631 (12.9)	31,280 (87.1)
	副校長	1,341	356 (26.5)	985 (73.5)	649	48 (7.4)	601 (92.6)	435	23 (5.3)	412 (94.7)	131	29 (22.1)	102 (77.9)	2,556	456 (17.8)	2,100 (82.2)
	教頭	20,425	4,334 (21.2)	16,091 (78.8)	9,700	702 (7.2)	8,998 (92.8)	5,298	320 (6.0)	4,978 (94.0)	1,286	278 (21.6)	1,008 (78.4)	36,709	5,634 (15.3)	31,075 (84.7)
平成 21 年	教頭以上	42,929	8,512 (19.8)	34,417 (80.2)	19,969	1,231 (6.2)	18,738 (93.8)	9,400	521 (5.5)	8,879 (94.5)	2,343	469 (20.0)	1,874 (80.0)	74,641	10,733 (14.4)	63,908 (85.6)
	校長	21,355	3,847 (18.0)	17,508 (82.0)	9,684	497 (5.1)	9,187 (94.9)	3,697	162 (4.4)	3,535 (95.6)	891	146 (16.4)	745 (83.6)	35,627	4,652 (13.1)	30,975 (86.9)
	副校長	1,741	478 (27.5)	1,263 (72.5)	860	76 (8.8)	784 (91.2)	597	36 (6.0)	561 (94.0)	182	50 (27.5)	132 (72.5)	3,380	640 (18.9)	2,740 (81.1)
	教頭	19,833	4,187 (21.1)	15,646 (78.9)	9,425	658 (7.0)	8,767 (93.0)	5,106	323 (6.3)	4,783 (93.7)	1,270	273 (21.5)	997 (78.5)	35,634	5,441 (15.3)	30,193 (84.7)
平成 22 年	教頭以上	42,377	8,521 (20.1)	33,856 (79.9)	19,825	1,285 (6.5)	18,540 (93.5)	9,329	567 (6.1)	8,762 (93.9)	2,361	466 (19.7)	1,895 (80.3)	73,892	10,839 (14.7)	63,053 (85.3)
	校長	21,077	3,871 (18.4)	17,206 (81.6)	9,612	508 (5.3)	9,104 (94.7)	3,666	178 (4.9)	3,488 (95.1)	888	144 (16.2)	744 (83.8)	35,243	4,701 (13.3)	30,542 (86.7)
	副校長	1,739	475 (27.3)	1,264 (72.7)	881	87 (9.9)	794 (90.1)	626	40 (6.4)	586 (93.6)	203	54 (26.6)	149 (73.4)	3,449	656 (19.0)	2,793 (81.0)
	教頭	19,561	4,175 (21.3)	15,386 (78.7)	9,332	690 (7.4)	8,642 (92.6)	5,037	349 (6.9)	4,688 (93.1)	1,270	268 (21.1)	1,002 (78.9)	35,200	5,482 (15.6)	29,718 (84.4)
平成 23 年	教頭以上	41,889	8,452 (20.2)	33,437 (79.8)	19,716	1,334 (6.8)	18,382 (93.2)	9,198	575 (6.3)	8,623 (93.7)	2,386	470 (19.7)	1,916 (80.3)	73,189	10,831 (14.8)	62,358 (85.2)
	校長	20,808	3,846 (18.5)	16,962 (81.5)	9,531	531 (5.6)	9,000 (94.4)	3,622	179 (4.9)	3,443 (95.1)	898	150 (16.7)	748 (83.3)	34,859	4,706 (13.5)	30,153 (86.5)
	副校長	1,743	470 (27.0)	1,273 (73.0)	876	79 (9.0)	797 (91.0)	681	53 (7.8)	628 (92.2)	217	58 (26.7)	159 (73.3)	3,517	660 (18.8)	2,857 (81.2)
	教頭	19,338	4,136 (21.4)	15,202 (78.6)	9,309	724 (7.8)	8,585 (92.2)	4,895	343 (7.0)	4,552 (93.0)	1,271	262 (20.6)	1,009 (79.4)	34,813	5,465 (15.7)	29,348 (84.3)

資料出所：文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」

(3) 高等教育関係

① 学校管理職及び教員（国公立の高等専門学校、短期大学、大学）

		高等専門学校						短期大学						
		講師以上					教員 総数	講師以上					教員 総数	
		校 長	教 授	助教授 (准教授)	講 師	学 長		副学長	教 授	助教授 (准教授)	講 師			
昭和 60年	総 数	3,327	61	1,279	1,485	502	3,770	15,885	370	89	6,323	4,882	4,221	17,760
	女 性	11 (0.3)	0 (0.0)	4 (0.3)	4 (0.3)	3 (0.6)	32 (0.8)	5,443 (34.3)	53 (14.3)	12 (13.5)	1,525 (24.1)	1,906 (39.0)	1,947 (46.1)	6,895 (38.8)
	男 性	3,316 (99.7)	61 (100.0)	1,275 (99.7)	1,481 (99.7)	499 (99.4)	3,738 (99.2)	10,442 (65.7)	317 (85.7)	77 (86.5)	4,798 (75.9)	2,976 (61.0)	2,274 (53.9)	10,865 (61.2)
平成2年	総 数	3,516	61	1,456	1,426	573	4,003	18,566	404	116	7,652	5,666	4,728	20,489
	女 性	33 (0.9)	0 (0.0)	5 (0.3)	8 (0.6)	20 (3.5)	58 (1.4)	6,326 (34.1)	51 (12.6)	10 (8.6)	1,930 (25.2)	2,148 (37.9)	2,187 (46.3)	7,818 (38.2)
	男 性	3,483 (99.1)	61 (100.0)	1,451 (99.7)	1,418 (99.4)	553 (96.5)	3,945 (98.6)	12,240 (65.9)	353 (87.4)	106 (91.4)	5,722 (74.8)	3,518 (62.1)	2,541 (53.7)	12,671 (61.8)
平成7年	総 数	3,800	61	1,614	1,472	653	4,306	18,799	409	117	7,883	5,950	4,440	20,702
	女 性	81 (2.1)	0 (0.0)	9 (0.6)	28 (1.9)	44 (6.7)	128 (3.0)	6,723 (35.8)	47 (11.5)	14 (12.0)	2,161 (27.4)	2,371 (39.8)	2,130 (48.0)	8,233 (39.8)
	男 性	3,719 (97.9)	61 (100.0)	1,605 (99.4)	1,444 (98.1)	609 (93.3)	4,178 (97.0)	12,076 (64.2)	362 (88.5)	103 (88.0)	5,722 (72.6)	3,579 (60.2)	2,310 (52.0)	12,469 (60.2)
平成12年	総 数	3,965	62	1,714	1,559	630	4,459	15,283	370	119	6,660	4,637	3,497	16,752
	女 性	132 (3.3)	0 (0.0)	13 (0.8)	52 (3.3)	67 (10.6)	180 (4.0)	6,113 (40.0)	42 (11.4)	21 (17.6)	2,089 (31.4)	2,035 (43.9)	1,926 (55.1)	7,339 (43.8)
	男 性	3,833 (96.7)	62 (100.0)	1,701 (99.2)	1,507 (96.7)	563 (89.4)	4,279 (96.0)	9,170 (60.0)	328 (88.6)	98 (82.4)	4,571 (68.6)	2,602 (56.1)	1,571 (44.9)	9,413 (56.2)
平成17年	総 数	4,033	63	1,795	1,683	492	4,469	11,006	274	110	4,607	3,206	2,809	11,960
	女 性	200 (5.0)	0 (0.0)	34 (1.9)	102 (6.1)	64 (13.0)	240 (5.4)	4,749 (43.1)	39 (14.2)	15 (13.6)	1,563 (33.9)	1,521 (47.4)	1,611 (57.4)	5,568 (46.6)
	男 性	3,833 (95.0)	63 (100.0)	1,761 (98.1)	1,581 (93.9)	428 (87.0)	4,229 (94.6)	6,257 (56.9)	235 (85.8)	95 (86.4)	3,044 (66.1)	1,685 (52.6)	1,198 (42.6)	6,392 (53.4)
平成21年	総 数	3,962	60	1,739	1,771	392	4,400	9,020	251	109	3,827	2,665	2,168	10,128
	女 性	226 (5.7)	0 (0.0)	47 (2.7)	127 (7.2)	52 (13.3)	290 (6.6)	4,118 (45.7)	40 (15.9)	11 (10.1)	1,400 (36.6)	1,347 (50.5)	1,320 (60.9)	5,004 (49.4)
	男 性	3,736 (94.3)	60 (100.0)	1,692 (97.3)	1,644 (92.8)	340 (86.7)	4,110 (93.4)	4,902 (54.3)	211 (84.1)	98 (89.9)	2,427 (63.4)	1,318 (49.5)	848 (39.1)	5,124 (50.6)
平成22年	総 数	3,955	58	1,755	1,737	405	4,373	8,555	241	102	3,621	2,535	2,056	9,657
	女 性	249 (6.3)	0 (0.0)	53 (3.0)	134 (7.7)	62 (15.3)	310 (7.1)	3,947 (46.1)	35 (14.5)	14 (13.7)	1,336 (36.9)	1,295 (51.1)	1,267 (61.6)	4,822 (49.9)
	男 性	3,706 (93.7)	58 (100.0)	1,702 (97.0)	1,603 (92.3)	343 (84.7)	4,063 (92.9)	4,608 (53.9)	206 (85.5)	88 (86.3)	2,285 (63.1)	1,240 (48.9)	789 (38.4)	4,835 (50.1)
平成23年	総 数	3,922	57	1,755	1,722	388	4,357	8,185	236	96	3,498	2,409	1,946	9,274
	女 性	253 (6.5)	0 (0.0)	57 (3.2)	137 (8.0)	59 (15.2)	314 (7.2)	3,812 (46.6)	33 (14.0)	19 (19.8)	1,313 (37.5)	1,263 (52.4)	1,184 (60.8)	4,673 (50.4)
	男 性	3,669 (93.5)	57 (100.0)	1,698 (96.8)	1,585 (92.0)	329 (84.8)	4,043 (92.8)	4,373 (53.4)	203 (86.0)	77 (80.2)	2,185 (62.5)	1,146 (47.6)	762 (39.2)	4,601 (49.6)
平成24年	総 数	3,904	57	1,744	1,713	390	4,337	7,833	226	107	3,312	2,333	1,855	8,917
	女 性	269 (6.9)	0 (0.0)	59 (3.4)	145 (8.5)	65 (16.7)	333 (7.7)	3,653 (46.6)	33 (14.6)	23 (21.5)	1,248 (37.7)	1,220 (52.3)	1,129 (60.9)	4,498 (50.4)
	男 性	3,635 (93.1)	57 (100.0)	1,685 (96.6)	1,568 (91.5)	325 (83.3)	4,004 (92.3)	4,180 (53.4)	193 (85.4)	84 (78.5)	2,064 (62.3)	1,113 (47.7)	726 (39.1)	4,419 (49.6)

※次ページに続く

資料出所：文部科学省「学校基本調査」

- (注) 1. 各年5月1日現在。
 2. 本務教員である。
 3. 平成24年については速報値である。

※前ページの続き

人、(%)

		大学						
		講師以上						教員 総数
			学 長	副 学 長	教 授	助 教 授 (准教授)	講 師	
昭和 60 年	総 数	78,947	446	133	37,503	26,148	14,717	112,249
	女 性	5,005 (6.3)	18 (4.0)	2 (1.5)	1,615 (4.3)	1,846 (7.1)	1,524 (10.4)	9,582 (8.5)
	男 性	73,942 (93.7)	428 (96.0)	131 (98.5)	35,888 (95.7)	24,302 (92.9)	13,193 (89.6)	102,667 (91.5)
平成 2 年	総 数	89,730	497	158	44,037	28,738	16,300	123,838
	女 性	6,458 (7.2)	20 (4.0)	2 (1.3)	2,208 (5.0)	2,311 (8.0)	1,917 (11.8)	11,399 (9.2)
	男 性	83,272 (92.8)	477 (96.0)	156 (98.7)	41,829 (95.0)	26,427 (92.0)	14,383 (88.2)	112,439 (90.8)
平成 7 年	総 数	101,346	551	203	51,551	31,507	17,534	137,464
	女 性	8,820 (8.7)	25 (4.5)	5 (2.5)	3,133 (6.1)	3,201 (10.2)	2,456 (14.0)	14,752 (10.7)
	男 性	92,526 (91.3)	526 (95.5)	198 (97.5)	48,418 (93.9)	28,306 (89.8)	15,078 (86.0)	122,712 (89.3)
平成 12 年	総 数	113,104	639	344	58,137	34,872	19,112	150,563
	女 性	12,825 (11.3)	47 (7.4)	14 (4.1)	4,595 (7.9)	4,575 (13.1)	3,594 (18.8)	20,314 (13.5)
	男 性	100,279 (88.7)	592 (92.6)	330 (95.9)	53,542 (92.1)	30,297 (86.9)	15,518 (81.2)	130,249 (86.5)
平成 17 年	総 数	124,786	699	620	64,940	38,076	20,451	161,690
	女 性	18,037 (14.5)	53 (7.6)	32 (5.2)	6,559 (10.1)	6,466 (17.0)	4,927 (24.1)	26,950 (16.7)
	男 性	106,749 (85.5)	646 (92.4)	588 (94.8)	58,381 (89.9)	31,610 (83.0)	15,524 (75.9)	134,740 (83.3)
平成 21 年	総 数	130,403	737	846	68,301	40,806	19,713	172,039
	女 性	21,836 (16.7)	63 (8.5)	64 (7.6)	8,218 (12.0)	8,062 (19.8)	5,429 (27.5)	33,530 (19.5)
	男 性	108,567 (83.3)	674 (91.5)	782 (92.4)	60,083 (88.0)	32,744 (80.2)	14,284 (72.5)	138,509 (80.5)
平成 22 年	総 数	131,341	736	891	68,787	41,189	19,738	174,403
	女 性	22,693 (17.3)	66 (9.0)	64 (7.2)	8,580 (12.5)	8,391 (20.4)	5,592 (28.3)	35,054 (20.1)
	男 性	108,648 (82.7)	670 (91.0)	827 (92.8)	60,207 (87.5)	32,798 (79.6)	14,146 (71.7)	139,349 (79.9)
平成 23 年	総 数	132,582	737	951	69,295	41,677	19,922	176,684
	女 性	23,546 (17.8)	63 (8.5)	61 (6.4)	8,978 (13.0)	8,648 (20.8)	5,796 (29.1)	36,424 (20.6)
	男 性	109,036 (82.2)	674 (91.5)	890 (93.6)	60,317 (87.0)	33,029 (79.2)	14,126 (70.9)	140,260 (79.4)
平成 24 年	総 数	132,868	746	998	68,987	42,117	20,020	177,571
	女 性	24,301 (18.3)	66 (8.8)	72 (7.2)	9,259 (13.4)	9,005 (21.4)	5,899 (29.5)	37,721 (21.2)
	男 性	108,567 (81.7)	680 (91.2)	926 (92.8)	59,728 (86.6)	33,112 (78.6)	14,121 (70.5)	139,850 (78.8)

② 国立大学の課長相当職以上の職員

人、(%)

	全職員数			うち課長相当職以上		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
平成13年	55,918	27,567 (49.3)	28,351 (50.7)	2,279	110 (4.8)	2,169 (95.2)
平成15年	56,396	28,014 (49.7)	28,382 (50.3)	2,426	138 (5.7)	2,288 (94.3)
平成17年	56,404	29,104 (51.6)	27,300 (48.4)	2,611	224 (8.6)	2,387 (91.4)
平成19年	60,371	33,246 (55.1)	27,125 (44.9)	2,685	288 (10.7)	2,397 (89.3)
平成20年	62,573	35,589 (56.9)	26,984 (43.1)	2,723	262 (9.6)	2,461 (90.4)
平成21年	63,399	36,526 (57.6)	26,873 (42.4)	2,719	283 (10.4)	2,436 (89.6)
平成22年	65,056	38,023 (58.4)	27,033 (41.6)	2,827	358 (12.7)	2,469 (87.3)
平成23年	66,908	39,957 (59.7)	26,951 (40.3)	2,770	324 (11.7)	2,446 (88.3)

資料出所：一般社団法人国立大学協会「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査報告書」

(注) 各年5月1日現在。

(4) 学術会議・学会

① 日本学術会議会員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
第12期 (昭和56.1～)	210	1	209	0.5	99.5
第13期 (昭和60.7～)	210	3	207	1.4	98.6
第14期 (昭和63.7～)	210	3	207	1.4	98.6
第15期 (平成3.7～)	210	4	206	1.9	98.1
第16期 (平成6.7～)	210	1	209	0.5	99.5
第17期 (平成9.7～)	210	2	208	1.0	99.0
第18期 (平成12.7～)	210	7	203	3.3	96.7
第19期 (平成15.7～)	210	13	197	6.2	93.8
第20期 (平成17.10～)	210	42	168	20.0	80.0
第21期 (平成20.10～)	210	43	167	20.5	79.5
第22期 (平成23.10～)	210	49	161	23.3	76.7

日本学術会議調べ

② 日本学術会議の連携会員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
第21期 (平成20.10～)	1,899	238	1,661	12.5	87.5
第22期 (平成23.10～)	1,900	313	1,587	16.5	83.5

日本学術会議調べ

③ 学会の長、学会役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
学会の長	1,936	125	1,811	6.5	93.5
学会の役員	70,496	7,224	63,272	10.2	89.8

日本学術会議調べ

(注) 1. 平成24年10月31日時点。

2. 協力学術研究団体に指定されている1,936団体について集計。

3. 役員とは、会長、副会長、理事、幹事、評議員等、学会から役員として報告のあったもの。

(5) 研究者

① 女性研究者の採用(自然科学系)

	自然科学系		理学系		工学系		農学系		保健系(医学・歯学・薬学系)		保健系(その他)	
	総数	女性 (割合)	総数	女性 (割合)	総数	女性 (割合)	総数	女性 (割合)	総数	女性 (割合)	総数	女性 (割合)
平成18年	人 7,763	人(%) 1,908 (24.6)	人 921	人(%) 117 (12.7)	人 1,720	人(%) 101 (5.9)	人 453	人(%) 74 (16.3)	人 3,170	人(%) 749 (23.6)	人 1,499	人(%) 867 (57.8)
19年	7,336	1,779 (24.3)	904	108 (11.9)	1,648	98 (5.9)	352	48 (13.6)	3,056	777 (25.4)	1,376	748 (54.4)
20年	8,439	1,947 (23.1)	932	92 (9.9)	1,901	143 (7.5)	413	59 (14.3)	3,655	860 (23.5)	1,538	793 (51.6)
21年	8,501	2,060 (24.2)	1,062	130 (12.2)	1,843	139 (7.5)	432	62 (14.4)	3,320	778 (23.4)	1,844	951 (51.6)

文部科学省調べ

② 研究者

	総数	女性	女性 割合	企業等・非営利団体			公的機関			大学等		
				総数	女性	女性 割合	総数	女性	女性 割合	総数	女性	女性 割合
平成2年	人 560,276	人 40,720	% 7.3	人	人	%	人	人	%	人	人	%
7年	682,590	61,090	8.9									
12年	761,857	80,689	10.6									
17年	830,474	98,690	11.9	502,073	32,746	6.5	37,254	4,519	12.1	291,147	61,425	21.1
18年	861,901	102,948	11.9	529,350	34,913	6.6	37,075	4,628	12.5	295,476	63,407	21.5
19年	874,690	108,547	12.4	536,850	37,145	6.9	36,647	4,818	13.1	301,193	66,584	22.1
20年	883,386	114,942	13.0	544,900	41,255	7.6	35,994	4,949	13.7	302,492	68,738	22.7
21年	890,669	116,106	13.0	549,378	39,736	7.2	35,444	4,968	14.0	305,847	71,402	23.3
22年	889,341	121,141	13.6	544,026	41,873	7.7	36,328	5,288	14.6	308,987	73,980	23.9
23年	894,138	123,181	13.8	545,985	41,619	7.6	36,054	5,571	15.5	312,099	75,991	24.3

資料出所：総務省「科学技術研究調査報告」

- (注) 1. 平成14年に調査見直しがあったため、平成13年まではあん分値、平成14年以降は実数値。平成2年は、各分野の研究本務者数、平成7年及び12年は、会社等及び研究機関は本務者数、大学等は兼務者数を含む。
2. 平成9年及び14年調査に調査対象範囲を拡大している。
3. 平成14年に調査対象区分のうち会社等及び研究機関を、「企業等」「非営利団体・公的機関」に変更した。
4. 平成13年以前は4月1日現在、14年以降は3月31日現在の値。
5. 企業等・非営利団体、公的機関、大学等に分類するに当たり、科学技術研究調査報告において企業等の内数として含まれている特殊法人・独立行政法人分については、公的機関に含めている。

(6) PTAにおける役員

	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割 合 (%)	男性割 合 (%)	調査時点
日本PTA全国協議会	22	1	21	4.5	95.5	平成24年9月
都道府県、政令市PTA協議会	61	5	56	8.2	91.8	平成24年9月
全国高等学校PTA連合会	14	1	13	7.1	92.9	平成24年9月
都道府県、政令市高等学校 PTA連合会	50	6	44	12.0	88.0	平成24年9月
単位PTA会長(小中学校)	27,673	3,102	24,571	11.2	88.8	平成24年9月

各団体調べ

(注) 都道府県、政令市高等学校PTA連合会については、会長に占める女性の割合。

(7) スポーツ団体における役員

	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割 合 (%)	男性割 合 (%)	調査時点
日本オリンピック委員会	32	3	29	9.4	90.6	平成24年10月
加盟競技団体(59団体)	1,384	88	1,296	6.4	93.6	平成24年10月
日本体育協会	30	4	26	13.3	86.7	平成24年10月
加盟団体(112団体)	2,900	230	2,670	7.9	92.1	平成24年10月

各団体調べ

(注) 1. 日本オリンピック委員会加盟団体数は59団体(正加盟53団体、準加盟6団体)であるが、うち正加盟1団体(クレール射撃)は、資格留保中のため、本加盟団体役員数には反映していない。
2. 日本体育協会加盟団体には、準加盟団体4団体を含む。

6 国際

(1) 在外公館の幹部職員

① 特命全権大使・総領事、特命全権公使・公使・参事官

人、(%)

	計			特命全権大使・総領事			特命全権公使・公使・参事官		
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
平成16年	521	16 (3.1)	505 (96.9)	193	3 (1.6)	190 (98.4)	328	13 (4.0)	315 (96.0)
17年	499	18 (3.6)	481 (96.4)	193	2 (1.0)	191 (99.0)	306	16 (5.2)	290 (94.8)
18年	505	22 (4.4)	483 (95.6)	190	1 (0.5)	189 (99.5)	315	21 (6.7)	294 (93.3)
19年	515	28 (5.4)	487 (94.6)	195	2 (1.0)	193 (99.0)	320	26 (8.1)	294 (91.9)
20年	523	28 (5.4)	495 (94.6)	196	4 (2.0)	192 (98.0)	327	24 (7.3)	303 (92.7)
21年	545	23 (4.2)	522 (95.8)	200	4 (2.0)	196 (98.0)	345	19 (5.5)	326 (94.5)
22年	560	25 (4.5)	535 (95.5)	208	3 (1.4)	205 (98.6)	352	22 (6.3)	330 (93.7)
23年	550	25 (4.5)	525 (95.5)	199	2 (1.0)	197 (99.0)	351	23 (6.6)	328 (93.7)
24年	573	28 (4.9)	545 (95.1)	212	2 (0.9)	210 (99.1)	361	26 (7.2)	335 (93.7)

外務省調べ

(注) 各年7月20日現在。

② 在外公館の全職員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成16年	3,204	440	2,764	13.7	86.3
17年	3,129	453	2,676	14.5	85.5
18年	3,146	477	2,669	15.2	84.8
19年	3,174	479	2,695	15.1	84.9
20年	3,181	484	2,697	15.2	84.8
21年	3,315	529	2,786	16.0	84.0
22年	3,320	518	2,802	15.6	84.4
23年	3,330	537	2,793	16.1	83.9
24年	3,421	556	2,865	16.3	83.7

外務省調べ

(注) 各年7月20日現在。

(2) 国連等の日本人職員

① 国連関係機関におけるクラス別日本人職員

人、(%)

年 職員数	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
専門職以上	468	481	521	557	610	642
女性	199 (42.5)	211 (43.9)	238 (45.7)	265 (47.6)	302 (49.5)	318 (49.5)
男性	269 (57.5)	270 (56.1)	283 (54.3)	292 (52.4)	308 (50.5)	324 (50.5)
うち幹部職員	58	54	59	51	59	60
女性	13 (22.4)	13 (24.1)	14 (23.7)	12 (23.5)	14 (23.7)	17 (28.3)
男性	45 (77.6)	41 (75.9)	45 (76.3)	39 (76.5)	45 (76.3)	43 (71.7)

年 職員数	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
専門職以上	671	676	698	708	736	765
女性	352 (52.5)	368 (54.4)	394 (56.4)	406 (57.3)	422 (57.3)	428 (55.9)
男性	319 (47.5)	308 (45.6)	304 (43.6)	302 (42.7)	314 (42.7)	337 (44.1)
うち幹部職員	58	61	58	65	67	77
女性	20 (34.5)	23 (37.7)	19 (32.8)	21 (32.3)	24 (35.8)	28 (36.4)
男性	38 (65.5)	38 (62.3)	39 (67.2)	44 (67.7)	43 (64.2)	49 (63.6)

外務省調べ

(注) 各年1月現在。

② 国連・国際機関等の日本人職員

人、(%)

	昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成23年			平成24年		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
国際連合事務局 (UN)	79	21 (26.6)	58 (73.4)	73	28 (38.4)	45 (61.6)	76	40 (52.6)	36 (47.4)	83	50 (60.2)	33 (39.8)	104	61 (58.7)	43 (41.3)	139	85 (61.2)	54 (38.8)	143	87 (60.8)	56 (39.2)	138	80 (58.0)	58 (42.0)
国連貿易開発会議 (UNCTAD)	10	2 (20.0)	8 (80.0)	9	3 (33.3)	6 (66.7)	10	2 (20.0)	8 (80.0)	13	4 (30.8)	9 (69.2)	12	5 (41.7)	7 (58.3)	9	3 (33.3)	6 (66.7)	9	3 (33.3)	6 (66.7)	10	4 (40.0)	6 (60.0)
国連開発計画 (UNDP)	26	13 (50.0)	13 (50.0)	37	19 (51.4)	18 (48.6)	27	11 (40.7)	16 (59.3)	44	21 (47.7)	23 (52.3)	76	45 (59.2)	31 (40.8)	82	51 (62.2)	31 (37.8)	92	60 (65.2)	32 (34.8)	93	59 (63.4)	34 (36.6)
国連人口基金 (UNFPA)	7	4 (57.1)	3 (42.9)	9	6 (66.7)	3 (33.3)	11	7 (63.6)	4 (36.4)	15	13 (86.7)	2 (13.3)	17	16 (94.1)	1 (5.9)	14	13 (92.9)	1 (7.1)	15	14 (93.3)	1 (6.7)	15	14 (93.3)	1 (6.7)
国連環境計画 (UNEP)	7	3 (42.9)	4 (57.1)	9	4 (44.4)	5 (55.6)	11	4 (36.4)	7 (63.6)	10	5 (50.0)	5 (50.0)	16	12 (75.0)	4 (25.0)	15	11 (73.3)	4 (26.7)	17	12 (70.6)	5 (29.4)	18	13 (72.2)	5 (27.8)
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	21	7 (33.3)	14 (66.7)	28	11 (39.3)	17 (60.7)	47	26 (55.3)	21 (44.7)	57	36 (63.2)	21 (36.8)	62	37 (59.7)	25 (40.3)	63	43 (68.3)	20 (31.7)	65	45 (69.2)	20 (30.8)	63	44 (69.8)	19 (30.2)
国連児童基金 (UNICEF)	31	14 (45.2)	17 (54.8)	29	16 (55.2)	13 (44.8)	26	15 (57.7)	11 (42.3)	39	27 (69.2)	12 (30.8)	86	64 (74.4)	22 (25.6)	91	76 (83.5)	15 (16.5)	86	74 (86.0)	12 (14.0)	84	70 (83.3)	14 (16.7)
国連工業開発機関 (UNIDO)	19	2 (10.5)	17 (89.5)	31	9 (29.0)	22 (71.0)	17	3 (17.6)	14 (82.4)	14	1 (7.1)	13 (92.9)	16	3 (18.8)	13 (81.3)	15	3 (20.0)	12 (80.0)	15	3 (20.0)	12 (80.0)	14	3 (21.4)	11 (78.6)
国連大学 (UNU)	11	3 (27.3)	8 (72.7)	3	1 (33.3)	2 (66.7)	4	1 (25.0)	3 (75.0)	5	2 (40.0)	3 (60.0)	6	2 (33.3)	4 (66.7)	5	2 (40.0)	3 (60.0)	4	2 (50.0)	2 (50.0)	4	2 (50.0)	2 (50.0)
アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)	34	6 (17.6)	28 (82.4)	19	5 (26.3)	14 (73.7)	13	5 (38.5)	8 (61.5)	16	9 (56.3)	7 (43.8)	15	11 (73.3)	4 (26.7)	14	8 (57.1)	6 (42.9)	11	7 (63.6)	4 (36.4)	13	7 (53.8)	6 (46.2)
国際労働機関 (ILO)	31	6 (19.4)	25 (80.6)	23	4 (17.4)	19 (82.6)	25	13 (52.0)	12 (48.0)	38	23 (60.5)	15 (39.5)	52	34 (65.4)	18 (34.6)	43	24 (55.8)	19 (44.2)	39	21 (53.8)	18 (46.2)	39	22 (56.4)	17 (43.6)
国連食糧農業機関 (FAO)	40	3 (7.5)	37 (92.5)	41	6 (14.6)	35 (85.4)	37	7 (18.9)	30 (81.1)	38	13 (34.2)	25 (65.8)	53	17 (32.1)	36 (67.9)	48	15 (31.3)	33 (68.8)	44	12 (27.3)	32 (72.7)	52	20 (38.5)	32 (61.5)
国連世界食糧計画 (WFP)	4	1 (25.0)	3 (75.0)	12	2 (16.7)	10 (83.3)	16	8 (50.0)	8 (50.0)	20	11 (55.0)	9 (45.0)	42	28 (66.7)	14 (33.3)	51	33 (64.7)	18 (35.3)	51	33 (64.7)	18 (35.3)	50	32 (64.0)	18 (36.0)
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	25	7 (28.0)	18 (72.0)	34	10 (29.4)	24 (70.6)	38	19 (50.0)	19 (50.0)	52	28 (53.8)	24 (46.2)	69	46 (66.7)	23 (33.3)	63	45 (71.4)	18 (28.6)	63	42 (66.7)	21 (33.3)	61	43 (70.5)	18 (29.5)
世界保健機関 (WHO)	37	4 (10.8)	33 (89.2)	46	9 (19.6)	37 (80.4)	42	11 (26.2)	31 (73.8)	46	12 (26.1)	34 (73.9)	48	18 (37.5)	30 (62.5)	40	18 (45.0)	22 (55.0)	46	22 (47.8)	24 (52.2)	44	22 (50.0)	22 (50.0)
国際通貨基金(※1) (IMF)	28	7 (25.0)	21 (75.0)	29	4 (13.8)	25 (86.2)	32	9 (28.1)	23 (71.9)	28	6 (21.4)	22 (78.6)	39	12 (30.8)	27 (69.2)	47	18 (38.3)	29 (61.7)	52	19 (36.5)	33 (63.5)	57	19 (33.3)	38 (66.7)
世界銀行 (IBRD)																								
国際開発協会 (※1,2) (IDA) 及び国際金融公社 (IFC)	67	21 (31.3)	46 (68.7)	98	34 (34.7)	64 (65.3)	143	58 (40.6)	85 (59.4)	106	39 (36.8)	67 (63.2)	88	41 (46.6)	47 (53.4)	101	46 (45.5)	55 (54.5)	102	46 (45.1)	56 (54.9)	102	47 (46.1)	55 (53.9)
アジア開発銀行 (※1,3) (ADB)	62	1 (1.6)	61 (98.4)	60	4 (6.7)	56 (93.3)	68	3 (4.4)	65 (95.6)	94	19 (20.2)	75 (79.8)	116	30 (25.9)	86 (74.1)	129	28 (21.7)	101 (78.3)	137	35 (25.5)	102 (74.5)	144	37 (25.7)	107 (74.3)
経済協力開発機構 (OECD)	41	0 (0.0)	41 (100.0)	48	6 (12.5)	42 (87.5)	41	3 (7.3)	38 (92.7)	45	4 (8.9)	41 (91.1)	49	10 (20.4)	39 (79.6)	49	14 (28.6)	35 (71.4)	48	14 (29.2)	34 (70.8)	53	14 (26.4)	39 (73.6)
国際電気通信連合 (ITU)	9	0 (0.0)	9 (100.0)	9	1 (11.1)	8 (88.9)	5	1 (20.0)	4 (80.0)	6	1 (16.7)	5 (83.3)	8	0 (0.0)	8 (100.0)	6	1 (16.7)	5 (83.3)	7	2 (28.6)	5 (71.4)	7	2 (28.6)	5 (71.4)

(注)1.IMF、IBRD、IDA、IFC及びADBについては、平成7年までは外務省調べ。平成8年以降は財務省調べ。

2.平成12年以降は、多数国間投資保証機関(MIGA)及び地球環境ファシリティ(GEF)を含む。

3.ADBの平成22年以降は前年末の数値。

7 地域

(1) 自治会

調査年	自治会長(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成19年	230,968	8,853	222,115	3.8	96.2
平成20年	239,667	9,365	230,302	3.9	96.1
平成21年	235,309	8,935	226,374	3.8	96.2
平成22年	231,960	9,574	222,386	4.1	95.9
平成23年	231,983	10,033	221,950	4.3	95.7
平成24年	232,524	10,192	222,332	4.4	95.6

内閣府調べ

- (注) 1. 調査時点は各年4月2日現在の自治体が多いが、事情により時点が違うところもある。
 2. 東日本大震災の影響により、福島県川内村、葛尾村、飯館村は、平成24年度調査を行わなかったため、集計から除外してある。

(2) 都道府県防災会議委員

調査年	防災会議委員(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成19年	2,362	67	2,295	2.9	97.1
平成20年	2,426	76	2,350	3.1	96.9
平成21年	2,417	77	2,340	3.2	96.8
平成22年	2,429	100	2,329	4.1	95.9
平成23年	2,419	87	2,332	3.6	96.4
平成24年	2,484	114	2,370	4.6	95.4

内閣府調べ

- (注) 各年4月1日現在。

(3) 消防団員

調査年	消防団員(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成19年	892,893	15,502	877,391	1.7	98.3
平成20年	888,900	16,690	872,210	1.9	98.1
平成21年	885,394	17,879	867,515	2.0	98.0
平成22年	883,710	19,103	864,607	2.2	97.8
平成23年	879,978	19,577	860,401	2.2	97.8

総務省調べ

- (注) 1. 各年4月1日現在。
 2. 平成23年のうち、岩手県、宮城県、福島県においては、平成22年4月1日現在の数値で集計。

8 その他専門的職業

(1) 専門職

① 専門的・技術的職業従事者

	就業者					専門的・技術的職業従事者				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
	万人	万人	万人	%	%	万人	万人	万人	%	%
平成2年	6,249	2,536	3,713	40.6	59.4	690	290	401	42.0	58.1
7年	6,457	2,614	3,843	40.5	59.5	790	342	448	43.3	56.7
12年	6,446	2,629	3,817	40.8	59.2	856	381	475	44.5	55.5
16年	6,329	2,616	3,713	41.3	58.7	920	425	496	46.2	53.9
17年	6,356	2,633	3,723	41.4	58.6	937	431	506	46.0	54.0
18年	6,382	2,652	3,730	41.6	58.4	937	438	500	46.7	53.4
19年	6,412	2,659	3,753	41.5	58.5	938	433	505	46.2	53.8
20年	6,385	2,656	3,729	41.6	58.4	950	443	507	46.6	53.4
21年	6,282	2,638	3,644	42.0	58.0	968	452	516	46.7	53.3
22年	6,257	2,642	3,615	42.2	57.8	986	470	516	47.7	52.3
23年	5,977	2,523	3,454	42.2	57.8	945	436	509	46.1	53.9

資料出所：総務省「労働力調査」

(注) 各年、年平均。なお、平成23年の数値は被災3県を除く全国。

② 職業小分類別専門的・技術的職業従事者

職 業	総数 人	女性 人	男性 人	女性の割合 %	男性の割合 %
専門的・技術的職業従事者	8,722,900	4,064,900	4,658,000	46.6	53.4
(4) 研究者	110,300	19,700	90,500	17.9	82.0
6 自然科学系研究者	105,300	18,100	87,200	17.2	82.8
7 人文・社会科学系研究者	5,000	1,600	3,400	32.0	68.0
(5) 技術者	2,192,200	187,500	2,004,700	8.6	91.4
8 農林水産業・食品技術者	44,400	7,700	36,800	17.3	82.9
9 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	298,800	11,000	287,900	3.7	96.4
10 機械技術者	220,900	8,300	212,600	3.8	96.2
11 輸送用機器技術者	99,100	2,700	96,400	2.7	97.3
12 金属技術者	23,100	400	22,600	1.7	97.8
13 化学技術者	75,700	11,400	64,300	15.1	84.9
14 建築技術者	247,800	18,000	229,800	7.3	92.7
15 土木・測量技術者	228,300	6,900	221,400	3.0	97.0
16 システムコンサルタント・設計者	484,000	58,800	425,200	12.1	87.9
17 ソフトウェア作成者	292,000	45,800	246,200	15.7	84.3
18 その他の情報処理・通信技術者	110,700	12,700	98,000	11.5	88.5
19 その他の技術者	67,300	3,700	63,600	5.5	94.5
(6) 保健医療従事者	2,569,200	1,812,800	756,400	70.6	29.4
20 医師	266,600	49,300	217,300	18.5	81.5
21 歯科医師	94,500	19,500	75,100	20.6	79.5
22 獣医師	20,800	5,600	15,200	26.9	73.1
23 薬剤師	206,600	138,700	67,900	67.1	32.9
24 保健師	35,500	34,900	700	98.3	2.0
25 助産師	24,700	24,700	-	100.0	-
26 看護師(准看護師を含む)	1,189,500	1,122,000	67,500	94.3	5.7
27 診療放射線技師	47,000	7,800	39,300	16.6	83.6
28 臨床検査技師	66,600	46,600	20,000	70.0	30.0
29 理学療法士, 作業療法士	97,100	49,100	47,900	50.6	49.3
30 視能訓練士, 言語聴覚士	15,300	12,200	3,100	79.7	20.3
31 歯科衛生士	96,500	96,000	500	99.5	0.5
32 歯科技工士	45,200	6,400	38,800	14.2	85.8
33 栄養士	102,100	97,100	5,000	95.1	4.9
34 あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師	113,400	27,000	86,400	23.8	76.2
35 その他の保健医療従事者	147,800	76,000	71,800	51.4	48.6
(7) 社会福祉専門職業従事者	843,400	704,900	138,500	83.6	16.4
36 保育士	481,500	469,500	12,100	97.5	2.5
37 その他の社会福祉専門職業従事者	361,900	235,500	126,400	65.1	34.9

※次ページに続く

※前ページの続き

職 業	総数 人	女性 人	男性 人	女性の割合 %	男性の割合 %
(8) 法 務 従 事 者	78,000	11,900	66,100	15.3	84.7
38 裁 判 官 , 検 察 官 , 弁 護 士	26,100	4,100	22,000	15.7	84.3
39 弁 理 士 , 司 法 書 士	22,700	3,400	19,300	15.0	85.0
40 そ の 他 の 法 務 従 事 者	29,100	4,400	24,800	15.1	85.2
(9) 経 営 ・ 金 融 ・ 保 険 専 門 職 業 従 事 者	155,100	18,800	136,300	12.1	87.9
41 公 認 会 計 士	19,100	2,100	17,100	11.0	89.5
42 税 理 士	57,300	6,200	51,100	10.8	89.2
43 社 会 保 険 労 務 士	16,900	4,600	12,200	27.2	72.2
44 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	61,800	5,900	55,900	9.5	90.5
(10) 教 員	1,400,100	690,900	709,100	49.3	50.6
45 幼 稚 園 教 員	105,100	97,600	7,600	92.9	7.2
46 小 学 校 教 員	407,500	264,200	143,300	64.8	35.2
47 中 学 校 教 員	252,200	109,500	142,800	43.4	56.6
48 高 等 学 校 教 員	279,700	90,800	188,900	32.5	67.5
49 特 別 支 援 学 校 教 員	71,300	42,700	28,600	59.9	40.1
50 大 学 教 員	165,300	43,300	122,000	26.2	73.8
51 そ の 他 の 教 員	118,900	42,900	76,000	36.1	63.9
(11) 宗 教 家	136,800	16,000	120,700	11.7	88.2
52 宗 教 家	136,800	16,000	120,700	11.7	88.2
(12) 著 述 家 , 記 者 , 編 集 者	111,500	38,300	73,200	34.3	65.7
53 著 述 家	26,600	11,200	15,400	42.1	57.9
54 記 者 , 編 集 者	84,900	27,100	57,800	31.9	68.1
(13) 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	285,400	112,800	172,600	39.5	60.5
55 彫 刻 家 , 画 家 , 工 芸 美 術 家	28,800	12,000	16,800	41.7	58.3
56 デ ザ イ ナ ー	188,600	83,200	105,400	44.1	55.9
57 写 真 家 , 映 像 撮 影 者	68,000	17,600	50,400	25.9	74.1
(14) 音 楽 家 , 舞 台 芸 術 家	75,900	27,300	48,600	36.0	64.0
58 音 楽 家	23,800	9,900	14,000	41.6	58.8
59 舞 踊 家 , 俳 優 , 演 出 家 , 演 芸 家	52,100	17,500	34,600	33.6	66.4
(15) そ の 他 の 専 門 的 職 業 従 事 者	765,100	423,900	341,200	55.4	44.6
60 図 書 館 司 書 , 学 芸 員	30,900	26,100	4,800	84.5	15.5
61 個 人 教 師 (音 楽)	77,300	68,400	8,900	88.5	11.5
62 個 人 教 師 (舞 踊 , 俳 優 , 演 出 , 演 芸)	23,600	17,900	5,700	75.8	24.2
63 個 人 教 師 (ス ポ ー ツ)	99,000	51,200	47,800	51.7	48.3
64 個 人 教 師 (学 習 指 導)	176,400	85,600	90,700	48.5	51.4
65 個 人 教 師 (他 に 分 類 さ れ な い 者)	121,800	91,400	30,400	75.0	25.0
66 職 業 ス ポ ー ツ 従 事 者	11,300	800	10,500	7.1	92.9
67 通 信 機 器 操 作 従 事 者	17,100	2,100	15,000	12.3	87.7
68 他 に 分 類 さ れ な い 専 門 的 職 業 従 事 者	207,800	80,400	127,500	38.7	61.4

資料出所：総務省「平成22年国勢調査」（抽出速報集計）

（注）平成22年10月1日現在。

③ 医師・歯科医師・薬剤師・獣医師

○医師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成2年	203,797	22,988	180,809	11.3	88.7
6年	220,853	27,712	193,141	12.5	87.5
10年	236,933	33,023	203,910	13.9	86.1
14年	249,574	38,810	210,764	15.6	84.4
16年	256,668	42,040	214,628	16.4	83.6
18年	263,540	45,222	218,318	17.2	82.8
20年	271,897	49,113	222,784	18.1	81.9
22年	280,431	53,002	227,429	18.9	81.1

○歯科医師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成2年	72,087	9,721	62,366	13.5	86.5
6年	79,091	11,498	67,593	14.5	85.5
10年	85,669	13,746	71,923	16.0	84.0
14年	90,499	15,678	74,821	17.3	82.7
16年	92,696	17,144	75,552	18.5	81.5
18年	94,593	18,192	76,401	19.2	80.8
20年	96,674	19,283	77,391	19.9	80.1
22年	98,723	20,555	78,168	20.8	79.2

○薬剤師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成2年	90,025	55,804	34,221	62.0	38.0
6年	106,419	68,945	37,474	64.8	35.2
10年	130,259	86,807	43,452	66.6	33.4
14年	154,428	103,746	50,682	67.2	32.8
16年	164,397	110,468	53,929	67.2	32.8
18年	174,218	116,859	57,359	67.1	32.9
20年	186,052	124,624	61,428	67.0	33.0
22年	197,616	131,968	65,648	66.8	33.2

資料出所：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(注) 1. 隔年調査。各年12月31日現在。

2. 医師、歯科医師は、病院及び診療所の従事者。薬剤師は、薬局、病院及び診療所の従事者。

○獣医師

	総数 (a)	女性(人) (b1)	男性(人) (b2)	女性割合(%) (b1)/(a)	男性割合(%) (b2)/(a)
平成12年	30,447	4,520	25,927	14.8	85.2
14年	30,723	5,241	25,482	17.1	82.9
16年	31,333	5,910	25,423	18.9	81.1
18年	35,818	7,929	27,889	22.1	77.9
20年	35,028	8,171	26,857	23.3	76.7
22年	35,379	8,825	26,554	24.9	75.1

農林水産省調べ

(注) 1. 隔年調査。各年12月31日現在。

2. 獣医師法第22条に基づく届出による登録者数

④ 日本弁護士連合会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
昭和50年11月1日	10,476 人	323 人	10,153 人	3.1 %	96.9 %
55年11月1日	11,711	445	11,266	3.8	96.2
60年11月1日	12,899	618	12,281	4.8	95.2
平成2年2月1日	13,817	766	13,051	5.5	94.5
7年3月31日	15,108	996	14,112	6.6	93.4
12年3月31日	17,126	1,530	15,596	8.9	91.1
17年3月31日	21,185	2,648	18,537	12.5	87.5
18年3月31日	22,021	2,859	19,162	13.0	87.0
19年3月31日	23,119	3,152	19,967	13.6	86.4
20年3月31日	25,041	3,599	21,442	14.4	85.6
21年7月31日	26,881	4,127	22,754	15.4	84.6
22年9月30日	28,881	4,696	24,185	16.3	83.7
23年10月31日	30,513	5,149	25,364	16.9	83.1
24年9月30日	32,006	5,586	26,420	17.5	82.5

日本弁護士連合会事務局調べ

⑤ 日本公認会計士協会登録公認会計士

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成17年7月31日	21,097 人	2,425 人	18,672 人	11.5 %	88.5 %
18年7月31日	22,266	2,654	19,612	11.9	88.1
19年7月31日	23,413	2,880	20,533	12.3	87.7
20年7月31日	25,691	3,309	22,382	12.9	87.1
21年7月31日	28,260	3,781	24,479	13.4	86.6
22年7月31日	29,751	4,083	25,668	13.7	86.3
23年7月31日	31,330	4,420	26,910	14.1	85.9
24年7月31日	32,166	4,582	27,584	14.2	85.8

日本公認会計士協会調べ

⑥ 日本司法書士会連合会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成17年	17,897 人	2,057 人	15,840 人	11.5 %	88.5 %
18年	18,158	2,189	15,969	12.1	87.9
19年	18,504	2,345	16,159	12.7	87.3
20年	18,965	2,503	16,462	13.2	86.8
21年	19,594	2,760	16,834	14.1	85.9
22年	20,043	2,931	17,112	14.6	85.4
23年	20,496	3,074	17,422	15.0	85.0
24年	20,941	3,231	17,710	15.4	84.6

日本司法書士会連合会調べ

⑦ 日本弁理士会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成17年3月31日	6,127 人	613 人	5,514 人	10.0 %	90.0 %
18年3月31日	6,695	712	5,983	10.6	89.4
19年3月31日	7,186	826	6,360	11.5	88.5
20年3月31日	7,730	934	6,796	12.1	87.9
21年3月31日	7,789	949	6,840	12.2	87.8
22年3月31日	8,148	1,012	7,136	12.4	87.6
23年3月31日	8,684	1,107	7,577	12.7	87.3
24年3月31日	9,145	1,201	7,944	13.1	86.9

(注)会員数は自然人の数。この他に法学会員がいる。

日本弁理士会調べ

⑧ 日本税理士会連合会登録会員

	会員数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
平成17年3月31日	68,642 人	7,794 人	60,848 人	11.4 %	88.6 %
18年3月31日	69,243	7,961	61,282	11.5	88.5
19年3月31日	70,068	8,280	61,788	11.8	88.2
20年3月31日	70,664	8,580	62,084	12.1	87.9
21年3月31日	71,177	8,858	62,319	12.4	87.6
22年3月31日	71,606	9,097	62,509	12.7	87.3
23年3月31日	72,039	9,438	62,601	13.1	86.9
24年3月31日	72,635	9,710	62,925	13.4	86.6

日本税理士会連合会調べ

⑨ 各種試験合格者

○ 司法試験申込者・合格者

人、(%)

		申込者(A)			合格者数(B)			B/A(%)		
		総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性	男性
平成2年度		22,900	2,852 (12.5)	20,048 (87.5)	499	74 (14.8)	425 (85.2)	2.2	2.6	2.1
平成7年度		24,488	4,453 (18.2)	20,035 (81.8)	738	146 (19.8)	592 (80.2)	3.0	3.3	3.0
平成12年度		36,203	7,463 (20.6)	28,740 (79.4)	994	270 (27.2)	724 (72.8)	2.7	3.6	2.5
平成16年度		49,991	11,161 (22.3)	38,830 (77.7)	1,483	364 (24.5)	1,119 (75.5)	3.0	3.3	2.9
平成17年度		45,885	9,889 (21.6)	35,996 (78.4)	1,464	350 (23.9)	1,114 (76.1)	3.2	3.5	3.1
平成18年度	旧司法 試験	35,782	7,433 (20.8)	28,349 (79.2)	549	118 (21.5)	431 (78.5)	1.5	1.6	1.5
	新司法 試験	2,125	544 (25.6)	1,581 (74.4)	1,009	228 (22.6)	781 (77.4)	47.5	41.9	49.4
平成19年度	旧司法 試験	28,016	5,667 (20.2)	22,349 (79.8)	248	57 (23.0)	191 (77.0)	0.9	1.0	0.9
	新司法 試験	5,280	1,581 (29.9)	3,699 (70.1)	1,851	517 (27.9)	1,334 (72.1)	35.1	32.7	36.1
平成20年度	旧司法 試験	21,994	4,210 (19.1)	17,784 (80.9)	144	39 (27.1)	105 (72.9)	0.7	0.9	0.6
	新司法 試験	7,710	2,336 (30.3)	5,374 (69.7)	2,065	564 (27.3)	1,501 (72.7)	26.8	24.1	27.9
平成21年度	旧司法 試験	18,611	3,499 (18.8)	15,112 (81.2)	92	16 (17.4)	76 (82.6)	0.5	0.5	0.5
	新司法 試験	9,564	2,876 (30.1)	6,688 (69.9)	2,043	540 (26.4)	1,503 (73.6)	21.4	18.8	22.5
平成22年度	旧司法 試験	16,088	2,972 (18.5)	13,116 (81.5)	59	6 (10.2)	53 (89.8)	0.4	0.2	0.4
	新司法 試験	10,908	3,232 (29.6)	7,676 (70.4)	2,074	592 (28.5)	1,482 (71.5)	19.0	18.3	19.3
平成23年度		11,686	3,342 (28.6)	8,344 (71.4)	2,063	478 (23.2)	1,585 (76.8)	17.7	14.3	19.0
平成24年度		11,100	3,120 (28.1)	7,980 (71.9)	2,102	545 (25.9)	1,557 (74.1)	18.9	17.5	19.5

法務省調べ

(注) 旧司法試験については、第二次試験の申込者・合格者数。

○医師国家試験受験者・合格者

	受験者			合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年	9,812	1,822	7,990	8,256	1,589	6,667	19.2	80.8
7年	9,218	2,085	7,133	7,930	1,883	6,047	23.7	76.3
12年	8,934	2,556	6,378	7,065	2,160	4,905	30.6	69.4
17年	8,495	2,751	5,744	7,568	2,549	5,019	33.7	66.3
18年	8,602	2,710	5,892	7,742	2,529	5,213	32.7	67.3
19年	8,573	2,762	5,811	7,535	2,513	5,022	33.4	66.6
20年	8,535	2,856	5,679	7,733	2,666	5,067	34.5	65.5
21年	8,428	2,790	5,638	7,668	2,622	5,046	34.2	65.8
22年	8,447	2,736	5,711	7,538	2,499	5,039	33.2	66.8
23年	8,611	2,720	5,891	7,686	2,499	5,187	32.5	67.5
24年	8,521	2,642	5,879	7,688	2,441	5,247	31.8	68.2

厚生労働省調べ

○公認会計士試験合格者

	合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年	638	94	544	14.7	85.3
7年	722	149	573	20.6	79.4
12年	838	143	695	17.1	82.9
17年	1,308	248	1,060	19.0	81.0
18年	3,108	619	2,489	19.9	80.1
19年	4,041	701	3,340	17.3	82.7
20年	3,625	636	2,989	17.5	82.5
21年	2,229	402	1,827	18.0	82.0
22年	2,041	362	1,679	17.7	82.3
23年	1,511	308	1,203	20.4	79.6

日本公認会計士協会調べ

(注) 平成17年までは第2次試験合格者数。

○弁理士試験志願者・合格者

	志願者			合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年度	3,217	208	3,009	96	9	87	9.4	90.6
7年度	4,177	399	3,778	116	11	105	9.5	90.5
12年度	5,531	681	4,850	255	58	197	22.7	77.3
17年度	9,863	1,330	8,533	711	122	589	17.2	82.8
18年度	10,060	1,410	8,650	635	114	521	18.0	82.0
19年度	9,865	1,329	8,536	613	105	508	17.1	82.9
20年度	10,494	1,508	8,986	574	97	477	16.9	83.1
21年度	10,384	1,577	8,807	813	133	680	16.4	83.6
22年度	9,950	1,519	8,431	756	149	607	19.7	80.3
23年度	8,735	1,315	7,420	721	119	602	16.5	83.5
24年度	7,930	1,162	6,768	773	156	617	20.2	79.8

特許庁調べ

○税理士試験合格者

	合格者				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成3年度	993	289	704	29.1	70.9
7年度	943	366	577	38.8	61.2
12年度	1,076	396	680	36.8	63.2
17年度	1,055	353	702	33.5	66.5
18年度	1,126	345	781	30.6	69.4
19年度	1,014	315	699	31.1	68.9
20年度	964	268	696	27.8	72.2
21年度	1,058	317	741	30.0	70.0
22年度	999	291	708	29.1	70.9
23年度	1,094	272	822	24.9	75.1

国税庁調べ

(2) 職能団体役員

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本医師会	30	1	29	3.3	96.7	平成24年8月
都道府県医師会	1,108	57	1,051	5.1	94.9	平成24年8月
日本歯科医師会	25	1	24	4.0	96.0	平成24年10月
都道府県歯科医師会	893	14	879	1.6	98.4	平成24年10月
日本薬剤師会	33	2	31	6.1	93.9	平成24年10月
都道府県薬剤師会	1,312	228	1,084	17.4	82.6	平成24年10月
日本獣医師会	23	0	23	0.0	100.0	平成24年10月
地方獣医師会	982	33	949	3.4	96.6	平成24年10月
日本弁護士連合会	90	7	83	7.8	92.2	平成24年10月
各弁護士会	460	44	416	9.6	90.4	平成24年10月
日本司法書士会連合会	30	1	29	3.3	96.7	平成24年10月
各司法書士会(50会)	1,082	129	953	11.9	88.1	平成24年10月
日本弁理士会	84	5	79	6.0	94.0	平成24年4月
各支部	159	8	151	5.0	95.0	平成24年4月
日本公認会計士協会	89	5	84	5.6	94.4	平成24年7月
地域会	370	19	351	5.1	94.9	平成24年7月
日本税理士会連合会	133	5	128	3.8	96.2	平成24年10月
各税理士会(15会)	1,021	57	964	5.6	94.4	平成24年10月

各団体調べ

9 その他

(1) 法律に基づいて配置されている委員、相談員

省庁名	委員名	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	調査時点
最高裁判所	民事調停委員	11,531	2,611	8,920	22.6	77.4	平成24年4月1日
	家事調停委員	12,225	5,314	6,911	43.5	56.5	平成24年4月1日
	司法委員	5,968	1,167	4,801	19.6	80.4	平成24年2月1日
	参与員	6,312	2,884	3,428	45.7	54.3	平成24年2月1日
総務省	行政相談委員	4,942	1,659	3,283	33.6	66.4	平成24年10月1日
法務省	人権擁護委員	13,755	6,092	7,663	44.3	55.7	平成24年1月1日
	保護司	48,221	12,485	35,736	25.9	74.1	平成24年1月1日
文部科学省	社会教育委員	21,366	7,114	14,252	33.3	66.7	平成20年10月1日
厚生労働省	民生委員・児童委員	229,510	137,781	91,729	60.0	40.0	平成24年3月31日

(注) 1. 民事調停委員、家事調停委員、司法委員、参与員については最高裁判所調べ。
2. 行政相談委員は、総務省調べ。
3. 人権擁護委員及び保護司は、法務省調べ。
4. 社会教育委員は、文部科学省調べ。(都道府県、市(区)町村、組合等を含む。)
5. 民生委員・児童委員は、厚生労働省調べ。数値は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。(平成23年度厚生労働省福祉行政報告例)

(2) 各種団体における役員

	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	調査時点
全国社会福祉協議会	110	5	105	4.5	95.5	平成24年10月
日本生活協同組合連合会	45	9	36	20.0	80.0	平成24年10月

各団体調べ

(注) 全国社会福祉協議会においては、会を構成する都道府県社協ならびに種別協議会等、学識経験者、中央関係団体代表者から選出された評議員による評議員会が事業・予算等の決定機関であるため、本調査の対象を評議員107人および監事3人とした。

10 諸外国における女性の政策・方針決定過程への参画状況

(1) 国会議員数の国際比較

順位 (下院)	国名	下院又は一院制					(参考) 上院				
		議員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)	議員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	男性割合 (%)
1	ルワンダ	80	45	35	56.3	43.8	26	10	16	38.5	61.5
2	アンドラ	28	14	14	50.0	50.0	---	---	---	---	---
3	キューバ	586	265	321	45.2	54.8	---	---	---	---	---
4	スウェーデン	349	156	193	44.7	55.3	---	---	---	---	---
5	セーシェル	32	14	18	43.8	56.3	---	---	---	---	---
6	セネガル	150	64	86	42.7	57.3	---	---	---	---	---
7	フィンランド	200	85	115	42.5	57.5	---	---	---	---	---
8	南アフリカ共和国	400	169	231	42.3	57.8	53	17	36	32.1	67.9
9	ニカラグア	92	37	55	40.2	59.8	---	---	---	---	---
10	アイスランド	63	25	38	39.7	60.3	---	---	---	---	---
11	ノルウェー	169	67	102	39.6	60.4	---	---	---	---	---
12	モザンビーク	250	98	152	39.2	60.8	---	---	---	---	---
13	デンマーク	179	70	109	39.1	60.9	---	---	---	---	---
14	オランダ	150	58	92	38.7	61.3	75	27	48	36.0	64.0
15	コスタリカ	57	22	35	38.6	61.4	---	---	---	---	---
16	東ティモール	65	25	40	38.5	61.5					
17	ベルギー	150	57	93	38.0	62.0	71	29	42	40.8	59.2
18	アルゼンチン	257	96	161	37.4	62.6	72	28	44	38.9	61.1
19	メキシコ	500	184	316	36.8	63.2	128	42	86	32.8	67.2
20	スペイン	350	126	224	36.0	64.0	263	88	175	33.5	66.5
	タンザニア	350	126	224	36.0	64.0	---	---	---	---	---
21	ドイツ	620	204	416	32.9	67.1	69	19	50	27.5	72.5
27	ニュージーランド	121	39	82	32.2	67.8	---	---	---	---	---
	スロベニア	90	29	61	32.2	67.8	40	1	39	2.5	97.5
34	ポルトガル	230	66	164	28.7	71.3	---	---	---	---	---
36	スイス	200	57	143	28.5	71.5	46	9	37	19.6	80.4
37	オーストリア	183	51	132	27.9	72.1	61	19	42	31.1	68.9
40	フランス	577	155	422	26.9	73.1	347	77	270	22.2	77.8
48	ルクセンブルグ	60	15	45	25.0	75.0	---	---	---	---	---
50	オーストラリア	150	37	113	24.7	75.3	76	29	47	38.2	61.8
	カナダ	308	76	232	24.7	75.3	103	39	64	37.9	62.1
59	ポーランド	460	109	351	23.7	76.3	100	13	87	13.0	87.0
66	英国	650	145	505	22.3	77.7	827	181	646	21.9	78.1
69	チェコ共和国	200	44	156	22.0	78.0	81	14	67	17.3	82.7
72	イタリア	630	136	494	21.6	78.4	321	61	260	19.0	81.0
76	ギリシャ	300	63	237	21.0	79.0	---	---	---	---	---
80	イスラエル	120	24	96	20.0	80.0	---	---	---	---	---
81	エストニア	101	20	81	19.8	80.2	---	---	---	---	---
94	スロバキア	150	26	124	17.3	82.7	---	---	---	---	---
95	米国	430	73	357	17.0	83.0	100	17	83	17.0	83.0
104	韓国	300	47	253	15.7	84.3	---	---	---	---	---
108	アイルランド	166	25	141	15.1	84.9	60	18	42	30.0	70.0
112	チリ	120	17	103	14.2	85.8	38	5	33	13.2	86.8
	トルコ	550	78	472	14.2	85.8	---	---	---	---	---
143	日本	479	51	428	10.6	89.4	242	45	197	18.6	81.4
154	ハンガリー	386	34	352	8.8	91.2	---	---	---	---	---

資料出所: IPU「Women in Parliaments」(2012年10月末時点)

(注) 1. 調査対象国は190か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(34か国)を抽出。

2. 二院制の場合は下院の数字。順位は、IPU発表資料を基に内閣府にてカウントし直したもの。

(2) 管理的職業従事者、専門的職業従事者の国際比較

	就業者					管理的職業従事者					専門的職業従事者				
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	千人	千人	千人	%	%	千人	千人	千人	%	%	千人	千人	千人	%	%
日本	59,770	25,230	34,540	42.2	57.8	1,510	180	1,330	11.9	88.1	9,450	4,360	5,090	46.1	53.9
ノルウェー	2,501	1,186	1,315	47.4	52.6	147	51	97	34.4	65.6	972	498	474	51.2	48.8
スウェーデン	4,546	2,145	2,401	47.2	52.8	254	79	160	31.2	63.1	1,878	967	893	51.5	47.6
ドイツ	38,738	17,846	20,892	46.1	53.9	2,244	671	1,573	29.9	70.1	14,359	7,445	6,914	51.8	48.2
フランス	25,692	12,194	13,670	47.5	53.2	2,257	872	1,356	38.7	60.1	8,498	4,171	4,327	49.1	50.9
イギリス	28,942	13,451	15,904	46.5	55.0	4,415	1,574	2,841	35.7	64.3	8,137	3,970	4,167	48.8	51.2
アメリカ合衆国	139,064	65,705	73,359	47.2	52.8	20,938	8,993	11,945	43.0	57.0	48,852	31,011	17,841	63.5	36.5
オーストラリア	10,740	4,861	5,879	45.3	54.7	1,189	437	753	36.7	63.3	3,415	1,834	1,581	53.7	46.3
韓国	23,829	9,914	13,915	41.6	58.4	562	53	489	9.4	87.0	4,571	2,030	2,803	44.4	61.3
フィリピン	36,035	14,133	20,959	39.2	58.2	4,979	2,625	2,354	52.7	47.3	2,640	1,651	910	62.5	34.5
シンガポール	1,963	856	1,054	43.6	53.7	335	115	220	34.3	65.7	687	307	380	44.7	55.3
マレーシア	11,129	4,017	6,851	36.1	61.6	838	209	567	25.0	67.7	2,350	984	1,234	41.9	52.5

資料出所: 日本は総務省「労働力調査」(平成23年)

その他の国はInternational Labour Office, LABORSTA Internet (<http://laborsta.ilo.org/>)

2. 日本は2011年、オーストラリアは2008年、その他の国は2010年のデータを使用。

3. 国により測定方法は異なる。

(3) HDI、GII、GGIにおける日本の順位

① HDI (人間開発指数)

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.943
2	オーストラリア	0.929
3	オランダ	0.910
4	米国	0.910
5	ニュージーランド	0.908
6	カナダ	0.908
7	アイルランド	0.908
8	リヒテンシュタイン	0.905
9	ドイツ	0.905
10	スウェーデン	0.904
11	スイス	0.903
12	日本	0.901
13	香港	0.898
14	アイスランド	0.898
15	韓国	0.897
16	デンマーク	0.895
17	イスラエル	0.888
18	ベルギー	0.886
19	オーストリア	0.885
20	フランス	0.884
21	スロベニア	0.884
22	フィンランド	0.882
23	スペイン	0.878
24	イタリア	0.874
25	ルクセンブルグ	0.867
26	シンガポール	0.866
27	チェコ共和国	0.865
28	英国	0.863
29	ギリシャ	0.861
30	アラブ首長国連邦	0.846
31	キプロス共和国	0.840
32	アンドラ	0.838
33	ブルネイ	0.838
34	エストニア	0.835
35	スロバキア	0.834
36	マルタ	0.832
37	カタール	0.831
38	ハンガリー	0.816
39	ポーランド	0.813
40	リトアニア	0.810
41	ボルトガル	0.809
42	バーレーン	0.806
43	ラトビア共和国	0.805
44	チリ	0.805
45	アルゼンチン	0.797
46	クロアチア	0.796
47	バルバドス	0.793
48	ウルグアイ	0.783
49	パラオ	0.782
50	ルーマニア	0.781
51	キューバ	0.776
52	セーシェル	0.773
53	バハマ	0.771
54	モンテネグロ	0.771
55	ブルガリア	0.771
56	サウジアラビア	0.770
57	メキシコ	0.770
58	パナマ	0.768
59	セルビア	0.766
60	アンティグア・バーブーダ	0.764

②GII (ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GII 値
1	スウェーデン	0.049
2	オランダ	0.052
3	デンマーク	0.060
4	スイス	0.067
5	フィンランド	0.075
6	ノルウェー	0.075
7	ドイツ	0.085
8	シンガポール	0.086
9	アイスランド	0.099
10	フランス	0.106
11	韓国	0.111
12	ベルギー	0.114
13	スペイン	0.117
14	日本	0.123
15	イタリア	0.124
16	オーストリア	0.131
17	チェコ共和国	0.136
18	オーストラリア	0.136
19	ボルトガル	0.140
20	カナダ	0.140
21	キプロス共和国	0.141
22	イスラエル	0.145
23	マケドニア	0.151
24	ギリシャ	0.162
25	ポーランド	0.164
26	ルクセンブルグ	0.169
27	クロアチア	0.170
28	スロベニア	0.175
29	リトアニア	0.192
30	エストニア	0.194
31	スロバキア	0.194
32	ニュージーランド	0.195
33	アイルランド	0.203
34	英国	0.209
35	中国	0.209
36	ラトビア共和国	0.216
37	クウェート	0.229
38	アラブ首長国連邦	0.234
39	ハンガリー	0.237
40	ブルガリア	0.245
41	アルバニア	0.271
42	マルタ	0.272
43	マレーシア	0.286
44	バーレーン	0.288
45	チュニジア共和国	0.293
46	モルドバ	0.298
47	米国	0.299
48	ベトナム	0.305
49	オマーン	0.309
50	アゼルバイジャン	0.314
51	リビア	0.314
52	モルディブ	0.320
53	トリニダード・トバゴ	0.331
54	バハマ	0.332
55	ルーマニア	0.333
56	カザフスタン	0.334
57	ウクライナ	0.335
58	キューバ	0.337
59	ロシア	0.338
60	アルメニア	0.343

③GGI (ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.864
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.840
4	スウェーデン	0.816
5	アイルランド	0.784
6	ニュージーランド	0.781
7	デンマーク	0.778
8	フィリピン	0.776
9	ニカラグア	0.770
10	スイス	0.767
11	オランダ	0.766
12	ベルギー	0.765
13	ドイツ	0.763
14	レソト	0.761
15	ラトビア共和国	0.757
16	南アフリカ共和国	0.750
17	ルクセンブルグ	0.744
18	英国	0.743
19	キューバ	0.742
20	オーストリア	0.739
21	カナダ	0.738
22	米国	0.737
23	モザンビーク	0.735
24	ブルンジ共和国	0.734
25	オーストラリア	0.729
26	スペイン	0.727
27	バルバドス	0.723
28	ウガンダ	0.723
29	コスタリカ	0.723
30	ボリビア	0.722
31	カザフスタン	0.721
32	アルゼンチン	0.721
33	エクアドル	0.721
34	リトアニア	0.719
35	カーボヴェルデ	0.718
36	マラウイ	0.717
37	バハマ	0.716
38	スロベニア	0.713
39	スリランカ	0.712
40	パナマ	0.712
41	ナミビア	0.712
42	ガイアナ	0.712
43	トリニダード・トバゴ	0.712
44	モンゴル	0.711
45	モルドバ	0.710
46	タンザニア	0.709
47	ボルトガル	0.707
48	ベネズエラ	0.706
49	クロアチア	0.705
50	セルビア	0.704
51	ジャマイカ	0.704
52	ブルガリア	0.702
53	ポーランド	0.702
54	キルギス共和国	0.701
55	シンガポール	0.699
56	イスラエル	0.699
57	フランス	0.698
58	マケドニア	0.698
59		
60		
101	日本	0.653

資料出所：国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2011」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2012」

(注) 測定可能な国数は、HDIは187か国、GIIは146か国、GGIは135か国。

参 考：関係法令等

I	女性のチャレンジ支援策の推進	1
II	女性国家公務員の採用・登用等の促進について	13
III	審議会等委員への女性の登用について	19
IV	第3次男女共同参画基本計画等	20
V	婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱	34
VI	国際婦人年以降の国内外の動き	36
VII	国際関係	40
VIII	日本の関係法令	48

I 女性のチャレンジ支援策の推進

(1) 平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定

女性のチャレンジ支援策の推進について

〔平成15年6月20日〕
男女共同参画推進本部決定

1. 積極的改善措置

標記については、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」（平成15年4月8日男女共同参画会議決定）に基づき、国連のナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。

2. チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性

女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を図るため、国による女性のチャレンジ支援関係施策の情報を総合的に提供する。このため、関連政府が連携・協力し、平成15年度中に情報提供システムを構築し、各府省が提供している女性のチャレンジ支援策の情報の体系化を図る。

(2) 平成19年2月14日 男女共同参画会議決定

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標

（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見

〔平成19年2月14日〕
男女共同参画会議決定

男女共同参画会議は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて、男女共同参画社会基本法第22条第3号の規定に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の意見を述べるものである。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、社会の

構成員の意思を公正に反映できる参画の制度と運用が不可欠である。こうしたことから、男女共同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要であり、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）においても、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標が盛り込まれるとともに、「各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、（中略）目標達成に向けて計画的に取り組を進める」こととされている。

我が国の女性の政策・方針決定過程への参画状況は、国際的に見ても極めて不十分であり、国が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取り組を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、政府に対しては、以下のとおり、同目標における「指導的地位」の定義を定めるとともに、毎年フォローアップを行うことを通じて、計画的に更なる取り組を進め、また、地方公共団体及び民間団体にも広く協力を要請することを期待する。

1 「指導的地位」の定義

国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える。

2 フォローアップの実施

毎年、政府において、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合に関する状況を取りまとめ、公表することを要望する。

上記の「指導的地位」の定義に該当する者については、社会のあらゆる分野においてその女性割合を正確かつ網羅的に把握できることが理想的であるが、これに合致する統計等が現状では不十分であることから、①主要な分野の状況を示すことができること、②各分野において代表性があること及び③データが公開され、時系列に把握可能であることに留意しつつフォローアップのための分野及び指標の項目を選定することが望ましい。

具体的には、現状において別紙のような分野及び項目^(注)が考えられる。フォローアップにあたっては、政府においてこれらについて、必要に応じ見直しを行った上、毎年数値を調査、公表することを期待する。

（注）分野及び項目については、代表例・例示という位置づけであって、別紙に含まれないことをもって、指導的地位ではないということを意味するものではない。

※ 別紙省略（「I 女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移（総括表）」内「F U指標」を参照のこと。）

(3) 平成20年4月8日 男女共同参画推進本部決定

女性の参画加速プログラム

平成20年4月8日
男女共同参画推進本部決定

I 趣旨

1. 女性の参画の拡大に関するこれまでの取組

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要である。こうした観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めることは極めて重要な意義を持っている。

特に、男女共同参画社会の実現に向けては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要であり、政府においても、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標達成を目指して取り組んできた。

当該目標については、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成15年6月に男女共同参画推進本部において決定し、さらに、平成17年12月に閣議決定した「男女共同参画基本計画（第2次）」においても明記したところである。

その後、平成19年2月の男女共同参画会議意見決定により、「指導的地位」の範囲を①議会議員、②法人・団体等における管理職相当職以上の者及び③専門的・技術的職業のうち特に専門性の高い職業に従事する者と定めた。また、この意見決定に基づき、平成19年9月、各指標項目の女性の参画割合につき、第1回のフォローアップを実施したところである。

2. 女性の参画の現状

女性の参画の現状をみると、国の審議会委員に占める女性の割合が32.3%（平成19年）、国家公務員新規採用者における女性の割合が25.1%（平成19年度Ⅰ種試験等事務系区分採用者）となっているなど、目標を設定して取り組んでいるものや「入口」段階の女性割合については比較的高くなってきているものの、実際に意思決定において指導的地位に立つ管理的職業従事者における女性の割合は低く、他の先進国と比較しても女性の参画は遅れている。

特に、民間企業における課長相当職における女性の割合は3.6%（平成18年度）、国家公務員の管理職（本省課室長相当職以上）に占める女性の割合は1.7%（平成17年度）と低く、また、各種団体の役員に占める女性の割合等も、依然として非常に低い水準にある。

また、医師、研究者等の専門職についても、それぞれ女性の割合は17.2%（平成18年）、12.4%（平成19年）と比較的高くなってきているものの、仕事と生活の両立が困難な勤務環境である等、課題を抱えている。

国際的にみても、国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」（2007年版）によると、女性が政治及び経済活動、意思決定にどの程度参画できているかを測るジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は、93か国中54位と低い水準にとどまっている。

3. 本プログラム策定の趣旨

こうした状況を打開するためには、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組が必要である。このため、本プログラムを策定し、女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、社会の中で活躍が期待されいながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当て、女性の参画を阻む課題に対し、民間団体、地方公共団体等と連携した重点的な取組を推進する。本プログラムでは、Ⅱにおいて、施策の基本的方向を示し、Ⅲにおいて、平成22年度までに実施すべき具体的な取組内容について記述した。

Ⅱ 施策の基本的方向

女性の参画を促進するためには、様々な分野の女性割合を直接高めることのみに重点を置くのではなく、その背景にある課題を総合的に解決していくことが重要である。このため、以下の1. から3. の取組を一体的に進めることが不可欠である。

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

女性の参画を加速するためには、その前提として育児、介護等と両立して継続して働き続けることのできる環境が必要である。そのためには、短時間勤務制度や短時間正社員制度、テレワーク等の柔軟な働き方の確保や子育て支援等を通じ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが不可欠である。

2. 女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実

上記1. に加え、女性の参画を妨げる様々な要因を解消し、女性はその能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要である。このためには、①登用目標の設定等積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、②メンターの育成等女性が意欲を持って働き続けることへの積極的な支援、③女性に対する能力開発の機会の付与、④育児等でいったん離職した女性に対する支援、⑤女性の新しい分野での活躍支援等が不可欠である。

3. 意識の改革

女性の参画は、企業等の組織や地域に活力を与え、男女ともに仕事と生活の調和（ワー

ク・ライフ・バランス）を推進することを通じて家庭にも好影響をもたらすなど、社会全体にとって有意義である。女性の参画拡大を推進するためには、各界トップ層や組織の管理職、あるいは女性自身が、女性の参画についての社会的な意義を認識して、精力的な取組を進めることが不可欠である。

Ⅲ 具体的な取組内容

女性の参画を推進するため、具体的な取組内容としては、第一に、あらゆる分野における女性の参画を加速するための基盤整備の充実、第二に、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野の重点的な取組を進める。

1. 女性の参画促進のための基盤整備

(1) 各界トップ層等への戦略的な働きかけ

女性の登用には、各組織のトップ層の意識や取組姿勢が大きな鍵となる。また、女性の参画が進んでいない経済団体等各種団体の役員等については、女性登用のための計画の策定や目標の設定等、積極的な取組が求められることから、各界トップ層への戦略的な働きかけが重要である。

具体的には以下のような取組を行う。

(大臣によるトップ訪問等)

男女共同参画担当大臣等が中心となり、各分野のトップ層等との懇談、様々な機会を捉えた各種会議への出席や、個別組織への訪問等を行うことにより、継続して働きやすい環境の整備や管理職への女性の積極的な登用等について働きかけ、それぞれの分野における女性の参画促進の必要性や取組の方策等につき意識の共有を図るとともに、それぞれの分野について女性の参画を妨げる課題の抽出を行う。

(機会を捉えた協力要請)

経済団体、農林水産団体、職能団体等、各種団体の役員や委員会の委員等に積極的に女性を擁立・登用するため、各分野のトップ層等に対し、機会を捉えて積極的に協力要請を行い、協働して課題解決を行う。

(既存のネットワークの活用)

各種団体、企業のトップ層が構成員となっている男女共同参画推進連携会議や女性の活躍推進協議会等の会議体を通じた働きかけや協力依頼を行う。

(2) 女性の人材育成、能力開発・発揮（エンパワーメント）

女性が各分野で活躍するためには、女性の人材育成や能力開発・発揮（エンパワーメント）が重要であり、そのためには、境遇の似た女性同士の情報交換や研鑽の場の構築を支援することが有用である。特に、地域によっては、身近なロールモデルが不足して

いたり、身につけた能力を活かせる活躍の場が少ない場合があることから、こうした地域の状況に対応した取組を推進することが重要である。

具体的には以下のような取組を行う。

(地域におけるネットワークの形成支援)

地域において関係民間団体、地方公共団体等とも連携・協力した異業種間ネットワークの構築の促進や人材データの提供等地域ネットワーク形成を推進するとともに、企業内メンターの育成の支援を行う。

(実践的活動を通じた人材育成の推進)

男女共同参画センター等を拠点として、まちづくり、環境、防災・防犯等、身近な地域の課題を解決するような実践的活動を通じた女性の能力開発・発揮（エンパワーメント）を推進する。

(様々な分野におけるネットワークの形成)

企業等で働く技術者等、女性の参画が遅れており、かつ女性のネットワークが有効であると考えられる分野について、ネットワークの構築・充実を推進する。

(アジア太平洋経済協力（APEC）女性指導者ネットワーク会合の日本開催に向けた取組)

2010年に日本において開催予定のアジア太平洋経済協力（APEC）女性指導者ネットワーク会合に向け、様々な分野と連携して、国際的なネットワークの受皿となり得る国内でのネットワークの構築を目指す。

(3) 積極的な取組に対する評価・好事例の提供等

様々な分野での女性の活躍やそれを支援する企業、各種団体、地方公共団体等の取組に対し光を当てて評価し、効果的な方法で好事例を普及することは、同分野を志す女性の意欲の向上や各組織における取組につながることから重要である。

具体的には以下のような取組を行う。

(表彰制度の充実)

均等・両立推進企業表彰等の既存の表彰制度の一層の活用や、チャレンジ表彰の見直し等、民間団体等とも連携しながら、女性の活躍やその支援に対する表彰制度の充実に努める。特に、女性の活躍支援の取組を行う各種団体、地方公共団体等に対する表彰制度について検討を行う。

(好事例の提供)

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援等具体的な取組を含む好事例を収集し、あらゆる機会を捉えてパンフレットや事例集の配布等を行うことにより、その普及を図る。

(4) 中立的な社会制度の検討

女性の社会参画を促進し、男女共同参画社会を形成するためには、社会制度が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか、男女の社会における活動に対する中立性が確保されているかを常に検証し、制度の在り方についてこのような観点から総合的に検討することが必要である。

具体的には、以下のような取組を行う。

(監視・影響調査機能の強化)

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施する観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化する。

(様々な場における制度の検討)

税制、社会保障制度等の検討においては、男女の社会における活動に対する中立性の確保等の観点からも併せて検討を行う。

(5) 実態把握及びフォローアップの充実

女性の参画に関する取組を進めていく上で必要な各分野の女性の参画状況を始め基礎となるデータや実態が必ずしも明らかになっていないことから、正確な現状把握が必要である。

(実態把握及びフォローアップの充実)

メディア、地域等女性の参画状況の把握が十分でない分野について、関係団体等とも連携しながら実態把握に努める。また、定期的にきめ細かなフォローアップを行う。

2. 活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組

1. の全体的な取組に加え、社会の中で活躍が期待されいながら、女性の参画が進んでいない分野であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が特に求められる医師、研究者、公務員の分野における女性の活躍促進について、重点的に取り組み、得られた成果を他分野に波及させていくこととする。

(1) 医師

医師について女性の参画の現状をみると、いわゆる入口段階である医師国家試験合格者のうち女性の割合は33.4%（平成19年）、医師全体でも17.2%（平成18年）である。

一方、医師をとりまく状況をみると、多くの女性医師は、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により育児、介護等と仕事との両立が難しく、長期休業や、勤務形態等を限定的なものにとどめるなどの変更を迫られている。また、育児等が一段落しても、第一線に戻って活躍するためには、その間の医療技術の進歩へのキャッチアップ等、多くの課題を乗り越える必要がある。この状況は、特に、当直・夜勤回数が多く勤務環境が厳しい医療機関で顕著である。医師不足が社会問題となっている中で、特に、産婦人科医、小児科医については、女性医師の割合が、新規に医師になる者の多い2

0代でそれぞれ73.1%、50.1%（平成18年）となっていることを鑑みれば、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や女性が能力を発揮しやすい環境の整備を積極的に進める必要がある。

また、これらの課題を解決するためには、当事者である女性が、医療の現場のみならず、医師会、病院団体及び学会等の関係団体の意思決定過程に参画することが重要であるが、これら関係団体の意思決定過程への女性の参画は非常に低い水準にとどまっている。

こうした課題を解決するため、以下のような取組を行う。

（勤務体制の見直し等）

正規雇用短時間勤務医制度の普及や交代勤務制等の導入の推進を促進する等、各医療機関における勤務体制の見直しを推進し、仕事と生活の両立支援に関する取組を促進する。また、開業医との役割分担・連携強化や医療クランク（医療事務補助員）の導入促進等を通じ、医師の過剰な業務負担を軽減する。特に、医師不足の深刻な産科に関しては、院内助産所・助産師外来の活用を積極的に推進する等の取組を進める。

（多様な保育ニーズに応える保育所の整備等継続的な就業の支援）

医療機関においては、医師の勤務形態に応じ、保育ニーズも多様であるため、病院内保育所運営事業、事業所内託児施設への助成制度等の活用を通じ、育児中の医師のニーズにきめ細かく対応する病院内保育所の更なる拡充等を推進する。

また、女性医師の継続的な就業についての優れた取組事例の普及、先輩の女性医師がメンターとして継続就業について悩む若い女性医師の相談に応じることができるよう、病院内の体制の整備を支援するとともに、学生時代からのキャリア教育の充実等を通じ、継続的な就業の支援を行う。

（出産・育児、介護等による離職後の復帰支援）

出産・育児、介護等により離職せざるを得なかった女性医師の再就業の際の不安を軽減するため、それぞれの復帰後の勤務形態や状況に応じた、きめ細やかな研修の実施等、女性医師の復帰支援を推進する。また、女性医師バンクの体制強化により相談体制を充実強化するとともに、女性医師の復帰支援についての優れた取組事例の普及等により、女性医師の就労を支援し、医師の人材確保に努める。

（意思決定の場への女性の登用促進）

医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りやすい勤務環境を実現するため、各医療機関や医師会等関係団体に対し、意思決定過程の場への女性の積極的な登用を呼びかける。

（実態把握の実施）

今後の施策に資するため、関係団体の協力の下、女性医師の勤務形態、出産・育児、

介護等を理由とする退職等女性医師を取り巻く状況につき、全国的にきめ細かな調査・分析を行い、実態把握に努める。

(医療専門職全体の総合的な支援)

医師の勤務環境の整備や復帰支援等を行うに際しては、関連する医療専門職との有機的な連携が不可欠である。看護師、助産師等についても、職場環境の整備や復帰支援が重要な課題であることから、これら医療専門職全体に対して一層の両立・復帰支援を行う。また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにより、互いの負担を軽減するとともに、安全・安心なお産ができるような体制整備に努める。

(女性の健康問題への取組についての気運の醸成)

女性は、妊娠や出産を含めライフサイクルを通じて健康上の問題に直面し、リスクを負う場合がある。こうしたリスクに対する認識が十分に浸透していないことが一因となって、産科においては、一度も妊婦健診を受診せず、分娩時に初めて医療機関に受診し、出産するいわゆる飛び込み出産などの現象がみられる。このような現象が医療現場の勤務環境の厳しさにさらに拍車をかけている面がある。こうしたリスクに対する認識が、広く社会全般において高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図る。

(2) 研究者

女性研究者の活躍は、今後、我が国が科学技術の分野において国際競争力を維持・強化する上でも、また、多様な視点・発想を取り入れた研究活動を活性化させる上でも重要である。しかし、我が国の研究者に占める女性の割合は、12.4%（平成19年）と他の先進国と比べて2分の1から3分の1の水準となっている。専攻別にみると、理工系分野における女性研究者の割合が特に低くなっている。現状として、女性研究者は、出産・育児、介護等との両立が難しく、その間に研究業績が十分に上げられない等、キャリア形成の支障となったり、研究現場を離れざるを得ないことが多い。また、いったん研究現場を離れると、次の研究ポストを得ることが難しく、研究現場に復帰しにくい状況となっている。

こうした状況を改善し、女性研究者の活躍の促進を図るため、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「第3期科学技術基本計画」において、採用の目標値（自然科学系全体として25%）が明記され、研究と出産・育児等との両立等の環境整備の必要性が指摘された。また、総合科学技術会議において、女性研究者が育児をしながら十分な研究活動ができ、また、出産・育児に伴う中断が研究者としてのキャリアにマイナスとならないための制度面からの改革について提言が行われた。

これらの計画を受けて、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムや、出産・育児等による研究中断からの復帰支援等の取組が一部の大学・研究機関等

において始まっている。

しかし、こうした取組は、まだ緒に就いたばかりであり、わずかな事例にとどまっている。今後はこのような先導的な取組の成果を抽出し定着させていくとともに、これまでに得られた成果を広く全国に普及していくことが重要である。

上記のような現状を踏まえ、具体的には以下のような取組を行う。

(モデルとなる先進的な取組の普及・定着等)

女性研究者の支援体制の整備のための取組をより広範に進めるために、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムを引き続き推進する。

さらに、支援体制を構築し先進的な取組を行う研究機関において、女性研究者の能力を最大限に活かすことにより女性研究者の高度なロールモデルを確立させるとともに、女性研究者に十分な活躍の場を与えるために必要な取組について、重点的に支援する。また、当該研究機関が行う先進的な取組を全国に定着・普及させるとともに、大学や研究機関等において取組を継続的に進めていくための枠組みについての検討を行う。

(推進体制の強化)

男女共同参画推進のための内部組織の設置や男女共同参画推進のための取組の中期目標・計画への位置付け等、国立大学法人、独立行政法人における自主的・組織的な取組を推進する。また、国立大学法人、独立行政法人を評価するに当たっては、このような取組を積極的に評価するなど、各法人の取組を支援する。

(研究費等の制度の拡充・弾力化)

出産・育児により研究活動を中断した優れた研究者が円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給等の制度を拡充する。

研究費申請等に際しての出産・育児を考慮した年齢制限の緩和や業績評価、任期等、各種制度の弾力化等により、女性研究者が研究を続けやすい環境整備を一層充実・促進する。

(意思決定過程への女性の登用促進)

各機関の管理職や各種委員会委員等における女性の登用について取組を加速し、このような女性の登用の取組等に対する積極的な評価を行う等、各機関の取組を支援する。また、科学技術政策に係る政策方針決定過程への女性の参画を拡大する。

(理工系分野への進路選択支援の充実)

科学技術分野の女性研究者の登用を進めるためには、女子中高生、女子大学生の進路選択を支援することが必要であることから、女性研究者のロールモデル事例等の提供等の取組を一層推進する。

また、企業等で働く女性技術者等についても、企業等と連携・協力しながらネットワーク形成の支援や情報提供等の取組を推進する。

(3) 公務員（国、地方公共団体）

国民本位の行政を実現し、かつ多様で複雑化する行政ニーズに対応するためには、政策に国民の目線で多様な視点や新しい発想を導入することが求められている。このような観点からも、公務部門における女性の活躍は、極めて重要である。また、「2020年30%」という目標を踏まえ、まず公務部門として率先して取組を行うべきである。しかし、かつて採用者に占める女性の割合が少なかったこともあり、公務員の管理職に占める女性の割合が国家公務員については1.7%（平成17年度）、地方公務員については都道府県5.1%、政令市7.7%、市区町村8.6%（平成19年）と低くなっている。

公務員は、頻繁な転勤に加えて、本省・本庁勤務の職員は、慢性的に長時間勤務となっていることが多く、必ずしも仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現しやすい職場環境とはいえない状況になっている。

このような課題を解決するため、以下のような取組を行う。

（柔軟な勤務体制の推進）

各府省において、育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務、テレワーク等の活用を通じ、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しやすい柔軟な働き方を推奨・推進する。

（働き方の見直し）

政府全体として、業務の効率化を図るとともに、勤務状況の的確な把握など勤務時間管理を徹底することにより、超過勤務の縮減に努める。

（女性職員の登用の推進）

政府全体として、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末に少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。

（行動計画の充実・見直しとその着実な実施）

各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定し、きめ細かで具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行う。また、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための各府省の推進体制の整備・強化、取組状況の定期的な把握と評価、不規則な勤務に従事する必要性が生じた場合のための保育ニーズへの支援について検討する等モデル的取組の実施等を通じ、計画の着実な実施に努める。さらに、管理職を含め、様々な階層の職員向けの男女共同参画推進に関する研修の実施等に努める。加えて、中途採用や民間との人事交流についても積極的に検討を行う。

（女性の意欲向上と能力開発・発揮（エンパワーメント）のための取組）

各府省において、女性職員が安心して業務に取り組み、仕事に対する意欲を向上させることができるよう、女性職員を従来配置されなかった部署に配置するなど、職務経験

を通じた積極的なキャリア形成の支援を行う。また、女性職員に対する研修の機会の充実やメンター制度の普及・充実等による相談・助言を受けやすい環境の整備を図る。

(地方公共団体との相互情報提供、働きかけ)

地方公共団体に対し、女性職員の登用促進に向けた取組を推進するよう要請する。

また、国において実施している上記の取組、地方公共団体において行っている類似の取組の中から好事例を収集・整理し、地方公共団体へ積極的に情報提供を行うとともに、地方公共団体における好事例を国としての取組に反映させる。

Ⅱ 女性国家公務員の採用・登用等の促進について

(1) 平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定

女性国家公務員の採用・登用等の促進について

平成13年6月5日

男女共同参画推進本部決定

標記については、男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）に基づき、平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において、女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取り組むを推進することとする。

(2) 平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

平成16年4月27日

男女共同参画推進本部決定

「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定）においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等としたところである。この決定に基づき、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進することとする。また、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等について検討を行うこととする。

(3) 平成16年 4 月28日 各省庁人事担当課長会議申合せ

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

平成 16 年 4 月 28 日

各省庁人事担当課長会議申合せ

「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年 6 月20日男女共同参画推進本部決定）においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等とされている。このうち、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大については、今般決定された「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」（平成16年 4 月27日男女共同参画推進本部決定。以下「本部決定」という。）において、「政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進すること」等とされたところである。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、これまでも「男女共同参画基本計画」（平成12年12月12日閣議決定）に基づき平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定して取り組んできたところであるが、本部決定を受けて、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、当面、以下の取組を行うこととする。

1 採用の拡大

今後、女性国家公務員の採用の一層の拡大を図るためには、女性の国家公務員採用試験の受験者数及び合格者数が増加し、その下で積極的に女性の採用に努めることが必要である。このため、

- (1) 女性のための業務説明会を開催する等、積極的に女性の募集活動を行うとともに、合格者に占める女性の割合に留意しつつ、女性の採用の拡大に努める。
- (2) 女性の採用の拡大が可能となるよう、人事院に対して、女性の受験者数、合格者数等の現状の分析、多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促すために必要な具体的方策等の検討等、女性の受験者数及び合格者数の増加のための一層の取組を進めるよう要請する。

女性の採用の拡大のための取組を進めるに当たっては、当面（平成22年度（2010年度）頃まで）の政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、Ⅰ種

試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めること、を目標とする。

なお、これらの目標は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ、男女共同参画社会基本法に定める積極的改善措置により、女性国家公務員の採用を計画的に拡大していくことを目指すものであって、目標に沿った採用が可能となるよう合格者に占める女性の割合が増加することを前提とする。

2 登用の拡大

女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るためには、採用者に占める女性の割合を高めることにより職員全体に占める女性の割合が高まっていくとともに、多くの意欲と能力のある女性職員を育成し、積極的に登用していくことが必要である。このため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。

3 勤務環境の整備等

多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促し、また、計画的に女性職員の育成・登用を図るためには、職員が仕事と家庭生活を両立し易い勤務環境を整備することが不可欠である。このため、

- (1) 平成15年9月26日に改正した「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年12月9日人事管理運営協議会決定）に基づき、職業生活と家庭生活を両立する上で障害となっている超過勤務の更なる縮減に取り組む。
- (2) 育児休業、介護休暇等の取得促進を図ることとし、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努めるものとする。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（女性80%、男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。

4 実施状況のフォローアップ等

- (1) 総務省は、人事院及び各府省の協力を得て、毎年1回、採用の拡大状況等のフォローアップを行い、その結果の概要を公表する。
- (2) 1(2)に掲げるもののほか、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等のうち人事院の所掌に係るものについて、同院に対して取組を進めるよう要請する。

(4) 女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針

平成23年1月14日

人 事 院 指 針

1 基本的な考え方

- (1) 男女共同参画社会の実現は、男女を問わずその能力を最大限活用することにつながり、21世紀の我が国社会が、少子高齢化、社会経済の成熟化などの変化に対応し、豊かで活力ある社会を目指していく上での最重要課題の一つである。とりわけ、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、国は女性国家公務員の採用・登用の拡大に率先して取り組む必要がある。

本人の意欲と能力に基づく「実質的な男女平等」の実現は、多様な人材の確保・育成・活用という公務員人事管理の改革を促進するものであるとともに、勤務環境の整備等を図りつつ、取組を推進していくことは、全ての職員が働きやすく、持てる能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりにつながるものである。

- (2) このような考え方にに基づき、人事院は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則の枠組みを前提としつつ、各府省が、「積極的改善措置」により女性国家公務員の採用・登用の拡大を図り、男女間の格差を計画的に解消していくことを目指して平成13年に初めて「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を策定した。この10年で女性の採用については一定の拡大は図られたが、採用拡大に比べ登用拡大が進んでいないことに留意し、取組を強化していく必要があり、今般、男女共同参画基本計画が見直されたことを契機に、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」（以下「指針」という。）を策定するものである。

- (3) 人事院は、各府省が本指針に基づく施策を実施していくに当たって、仕事と生活の調和のための必要な支援策等の施策の推進に努めるとともに、各府省の実施状況の把握に努めることとしている。各府省は、改めて現状を分析し、勤務環境の整備等を図りつつ、性別にかかわらず、職員の能力、実績に基づいて任用し、女性国家公務員の採用・登用の拡大に取り組む必要がある。

また、職員自身も、男女共同参画の実現に向けての意識と意欲を持つことが求められている。

2 計画の策定

各府省は、平成27年度（2015年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」（以下「計画」という。）を策定するとともに、職員への周知に努める。計画は、女性職員の採用・登用状況を把握し、現状分析を行い、採用拡大に比べて登用拡大については一層の努力が必要であることを踏まえつつ、府省全体及び部局等の適切な区分について、目標、目標達成に向けての具体的取組等を定める。

3 採用の拡大

- (1) 各府省は、女性の採用の拡大について、目標を設定し、目標達成に向けての具体的取組を定める。その際、目標の設定に当たっては、採用試験の種類や区分ごとの合格者に占める女性の割合にも留意するとともに、できる限り具体的なものとするよう努める。

各府省は、試験採用者に加え、選考採用者（任期付採用者、民間企業からの交流採用者を含む。）においても、女性（中途退職した有為の者を含む。）の積極的な採用に努める。その際、専門的な知識経験や管理的又は監督的能力を有すると認められる女性の採用に努める。

- (2) 各府省は、採用時の配置について、男女で偏りがないよう配慮するものとする。
- (3) 人事院及び各府省は、協力しつつ、有為の女性を公務に誘致するための多様で実効性のある募集、啓発活動を積極的に推進する。その際、計画の内容や女性職員の活躍状況を示すなどして、各府省が女性の採用・登用拡大に積極的に取り組んでいることの紹介にも努める。

4 登用の拡大

- (1) 各府省は、女性職員の登用の拡大について、目標を設定し、目標達成に向けての具体的取組を定める。その際、目標の設定に当たっては、職務段階、部局等適切な区分を念頭に置いて目標設定を行うこととし、目標ごとに達成のための方法を検討する。特に、昇任・昇格前の在職者に占める女性職員の割合にも留意するとともに、できる限り具体的なものとするよう努める。各府省は、意欲と能力のある女性職員の積極的な昇任・昇格に努める。また、職員自身についても目的意識を持って積極的な行動をとることが望まれる。
- (2) 各府省は、意欲と能力のある女性職員の登用促進に向けて、人事評価制度の活用等による能力・実績主義による適材適所の人事配置の徹底など人材の育成・活用を図る。また、これまでの登用基準や運用について、改めて登用を阻害する要因がないか見直しを図るとともに、転勤自体の必要性の見直し・縮減の可能性、キャリア・パスの多様化等についても検討を行う。
- (3) 各府省は、人事院及び各府省の実施する業務研修、登用に資することを目的とした研修等へ意欲と能力のある女性職員を積極的に参加させる。その際、研修の対象となり得る職員に占める女性職員の割合にも留意することとする。特に、Ⅱ種・Ⅲ種等採用女性職員の登用推進に向けて、各府省の計画的育成者等を対象とした行政研修特別課程に女性職員を積極的に参加させるものとする。
- (4) 各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院の実施する女性職員の意識・意欲の啓発・増進又は能力向上のための研修への参加機会の確保に努める。
- (5) 各府省は、職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職員への職務経験の付与に当たっては適切な指導・育成を、付与後においては必要な支援を行い、男女で偏りがないよう配慮す

るものとする。

- (6) 各府省は、女性職員に助言、指導するメンターの導入やキャリア相談に応じる相談担当者置くなど、女性職員の登用に資する取組を推進するよう努める。人事院は、メンターの導入の手引を示し、メンター養成研修を実施するなど、必要な支援を行うものとする。

5 勤務環境の整備等

- (1) 各府省は、女性職員の採用・登用の拡大を図るため、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進し、女性職員、男性職員共に働きやすい勤務環境の整備に努める。
- (2) 各府省は、管理職員をはじめ全職員を対象に、男女共同参画の実現に向けて性別役割分担意識の改革を含めた意識啓発に努める。また、そのための研修等の実施に努める。
- (3) 各府省は、人事院の実施する男女共同参画の実現に向けての意識啓発を推進する研修等への職員の参加機会の確保に努める。

- (4) 人事院は、仕事と生活の調和のための必要な支援策等の推進に努める。

各府省は、仕事と生活の調和のため一層の環境整備に努め、育児休業をはじめ、仕事と育児・介護の両立支援制度について、広く活用促進に努める。

- (5) 各府省は、育児休業中の職員の円滑な職務復帰に資するため、これら職員に対して知識・技能等の維持・向上のための研修・説明会等への参加、情報提供、復帰後のキャリア形成などについて配慮するものとする。
- (6) 各府省は、官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる職員がいるときは、その状況に配慮するものとする。

6 推進体制

- (1) 各府省は、「女性職員の採用・登用拡大担当者」（以下「担当者」という。）を官房人事担当部局及び部局等の適切な区分ごとに設置する。担当者は、人事担当責任者又はそれに準ずる者とし、計画の策定及び実施並びに計画の点検・評価に実質的に関与する。その際、官房人事担当部局の担当者は、部局等の各担当者と緊密な連携を図ることとする。

- (2) 人事院は、女性職員の採用・登用に関し、女性であることを理由とした差別的取扱い等に関する苦情相談に応ずる。

- (3) 女性職員の採用・登用の状況、計画の進捗状況に関する情報交換等の場として、各府省人事担当課長からなる「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定期的を開催する。

- (4) 各府省は、本指針に基づく施策の実施、計画の点検・評価に努めるものとし、その状況について、人事院は定期的に把握する。

計画、計画の進捗状況、女性職員の採用・登用拡大の事例等について、人事院は定期的に公表する。

- (5) 本指針は、各府省における女性職員の採用・登用の拡大の進捗状況、我が国の雇用状況・雇用環境の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

Ⅲ 審議会等委員への女性の登用について

平成18年4月4日 男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

〔平成18年4月4日〕
男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部で決定された目標である「30%」を平成17年9月末に達成した。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、国の政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。

このような基本的考え方に従い、審議会等の委員については、平成32（西暦2020）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるものとする。

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32（西暦2020）年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の数が委員の総数の30%となるよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるものとする。

上記目標を達成するため、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる。また、団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。

内閣府においては、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進めるとともに、各府省と連携を図りながら、適切なフォローアップを行う。

IV 第3次男女共同参画基本計画等

(1) 第3次男女共同参画基本計画（抜粋）

〔平成22年12月17日閣議決定〕

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<目標>

項目	現状	目標 (期限)
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	22.9% (平成22年)	30% (平成32年)

※ 「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自発的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
検察官（検事）に占める女性の割合	18.2% (平成21年)	23% (平成27年度末)
国家公務員採用I種試験からの採用者に占める女性の割合	26.1% (平成22年度)	30%程度 (平成27年度末)
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	25.7% (平成22年度)	30%程度 (平成27年度末)
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	5.1% (平成20年度) ※平成21年1月現在	10%程度 (平成27年度末)
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.2% (平成20年度) ※平成21年1月現在	5%程度 (平成27年度末)
国の指定職相当に占める女性の割合	1.7% (平成20年度) ※平成21年1月現在	3%程度 (平成27年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	0.7% (平成20年度)	13% (平成32年)
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2% (平成21年)	40%以上60%以下 (平成32年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	16.5% (平成21年)	30% (平成32年)

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県の地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合	21.3% (平成20年)	30%程度 (平成27年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	5.7% (平成21年)	10%程度 (平成27年度末)
地方公務員の男性の育児休業取得率	0.6% (平成20年度)	13% (平成32年)
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	28.4% (平成21年)	30% (平成27年)
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	23.3% (平成21年)	30% (平成27年)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5% (平成21年)	10%程度 (平成27年)

施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であり、「2020年30%」の目標の達成までに残された時間は少ない。このため、平成27年（2015年）までの政府全体の中間目標を設定することも必要である。平成32年（2020年）までの目標の達成に向けて、多様な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討・実施、固定的性別役割分担意識の解消、ロールモデルの提示や教育等による女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進など、政府全体であらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための措置を講じる。

特に、女性国家公務員の採用及び管理職への登用については、国家公務員法に定める平等取扱と成績主義の原則に基づきながら、国が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する観点から、政府は、人事院の策定する指針や分野に関しても、目標の達成に向けて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について理解を求めつつ、積極的な取組を促すなど働きかけを行う。

(1) 政治分野における女性の参画の拡大

具体的施策		担当府省
ア 国の政治における女性の参画の拡大		内閣府
①国会議員における女性の参画の拡大		
・衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合を高めるため、各政党に 対して、インセンティブの付与、具体的な数値目標の設定、候補者の一定割合を女性 に割り当てるクォータ制の導入などを検討するよう要請する。		
②政党における女性の参画の拡大		
・政党別の男女共同参画の推進状況について調査し、その結果を公表するとともに、各 政党に対して、女性党员、女性役員、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性 候補者の割合が高まるよう要請する。		

イ 地方の政治における女性の参画の拡大 ①地方公共団体の議会の議員における女性の参画の拡大 ・地方公共団体の議会の議員候補者における女性の割合が高まるよう、仕事と生活の調和の推進体制の整備も含めて、政党や地方六団体に要請する。 ②女性の地方公共団体の長のネットワークの形成 ・女性の地方公共団体の長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。	内閣府
	内閣府
ウ 政治分野における男女共同参画の推進方策 ・政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高いい国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公表するとともに、政治分野における女性の参画の拡大の重要性について積極的に啓発活動を行う。 ・衆議院比例代表選出議員候補者名簿及び参議院比例代表選出議員候補者名簿の一定割合を女性に割り当てるクオータ制も含めた多様な積極的改善措置（ボジティブ・アクション）について、諸外国の制度、政策なども参考にして検討する。	内閣府
	内閣府

（２）司法分野における女性の参画の拡大

具体的施策	
ア 検察官における女性の参画の拡大 ①検察官における女性の参画の拡大 ・検察官における女性の採用について、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて積極的に取り組む。また、候選に占める女性の割合について、平成 27 年（2015 年）度末までに 25%とすることを目標とする。 ②女性のロールモデルの発掘等 ・様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が進むに続くいく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促進する。 ③仕事と生活の調和の推進 ・検察官における仕事と生活の調和の推進については、行政分野における女性の参画の拡大における具体的施策を着実に推進する。	担当府省 法務省 法務省 法務省
イ 裁判官における女性の参画の拡大 ①裁判官における女性の採用の促進 ・裁判官における女性の採用について、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて具体的な中間目標を設定して積極的に取り組むよう要請する。 ②女性のロールモデルの発掘等 ・様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が進むに続くいく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を要請する。 ③仕事と生活の調和の推進 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推	担当府省 法務省 法務省 内閣府、法務省 内閣府、法務省 内閣府、法務省

進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定。平成 22 年 6 月 29 日改定。以下「仕事と生活の調和憲章・行動指針」という。）に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。	内閣府、法務省
ウ 弁護士における女性の参画の拡大 ①弁護士における女性の参画の拡大 ・弁護士における女性の参画について、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて具体的な中間目標を設定して取り組むよう、日本弁護士連合会及び弁護士会に要請する。 ・弁護士の過疎問題に関する取組の中で、日本弁護士連合会及び弁護士会に対して、女性弁護士がゼロである地域を減らすための取組について検討するよう要請する。 ②女性のロールモデルの発掘等 ・様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が進むに続くいく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を要請する。 ③仕事と生活の調和の推進 ・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。	法務省 法務省 内閣府、法務省

（３）行政分野における女性の参画の拡大

具体的施策	
ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ①女性国家公務員の採用・登用の促進 ・国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合について、試験の種類や区分ごとの女性の採用に係る状況等も考慮しつつ、平成 27 年（2015 年）度末までに、政府全体として 30%程度とすることを目標とする。なお、新たな試験制度が導入されるまでは、これに加えて、国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合を政府全体で 30%程度とすることも併せて目標とする。 ・「2020 年 30%」の目標の達成に向けた政府全体の中間目標として、平成 27 年（2015 年）度末までに、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について政府全体として 5%程度とすることを目指すことを基本とし、さらに、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について政府全体として 10%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について政府全体として 3%程度とするよう努め、女性職員の登用を積極的に進める。その際、各府省において、女性職員の数、割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して、できる限りそれぞれの割合が高まるよう取り組む。 ・国家公務員の成績主義の原則を前提としつつ、従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するとともに、中途採用、人事交流等を通じて女性の管理職への登用を強力に推進する。 ・各府省において、人事院が策定する女性国家公務員の採用・登用の拡大計画」の見直しを図り、総合的かつ計画的に取組を推進する。各府省で定める「女性職員の採用・登用拡	担当府省 全府省 全府省 全府省、【人事院】 全府省

大計画」においては、女性国家公務員の採用及び管理職への登用について具体的な中間目標を設定し、目標達成のための工程表を作成する。中間目標の設定に当たっては、例えば、府省全体及び部局等の適切な区分ごとに設定したり、役職段階別（本省課室長相当職以上、地方機関課長・本省課長補佐相当職以上、係長級以上）に設定したりするなど、実効性のあるものとする。	総務省
・女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等について、定期的に調査し、その結果を公表するなどのフォローアップを行う。	全府省、【人事院】
・国家公務員制度改革において、男女共同参画社会の形成に資する観点から女性の採用及び管理職への登用が進むよう積極的に取り組むとともに、必要に応じて新たな目標を設定する。	全府省、【人事院】
・女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項について検討する。	全府省、【人事院】
② 研修の機会の充実及び女性のロールモデルの発掘等	全府省、【人事院】
・女性職員に対する研修の機会の充実を図るとともに、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを発掘し、活躍事例を提供するほか、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促進する。	全府省、【人事院】
・管理職を含めた様々な階層の職員向けの男女共同参画推進に関する研修の実施等に努める。	全府省、【人事院】
③ 仕事と生活の調和の推進	全府省
・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組む。	全府省
・育児休業について、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）における「2020 年までの目標」を踏まえて、各府省において男性職員の育児休業取得促進を率先して実施し、平成 22 年（2020 年）までに、政府全体として 13％となることを目指す。	全府省
・勤務時間を短縮することができるといった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、更できる早出・遅出勤務の活用促進といった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、女性職員とともに育児休業以外の仕事と育児・介護の両立支援制度についても広く活用促進に努める。	全府省
・育児休業、介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保に努めるとともに、育児休業、介護休暇等の取得を想定した人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進する。	全府省
・業務の効率化を図るとともに、勤務状況の確かな把握など勤務時間管理を徹底することによって超過勤務の更なる削減に取り組む。	全府省
・仕事と生活の調和を図る観点から、テレワーク（情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）の導入に努める。	全府省
④ 国の審議会等委員における女性の参画の拡大	全府省
・国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。	全府省
・国の審議会等委員について、平成 32 年（2020 年）までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の 40％未満としない状態（女性委員の割合が	全府省

40％以上 60％以下）を目指す。	全府省
・臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成 32 年（2020 年）までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が 30％となることを目指す。	全府省
・団体推薦による審議会等委員について、引き続き、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。	内閣府
・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。	内閣府
・国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報保護の保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。	関係府省
⑤ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画の拡大	
・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、それぞれの機関の役員において女性を積極的に登用するとともに、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大するための計画を策定するなど積極的な取組を促進するよう強く要請する。	
イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
① 女性地方公務員の採用・登用の促進	内閣府、総務省
・地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者について、各地方公共団体及び地方六団体に対して、女性を積極的に採用するよう協力を要請する。	内閣府、総務省
・各地方公共団体における採用及び管理職への登用について、具体的な中間目標を設定するなど女性職員の登用が積極的に進むよう協力を要請する。	内閣府、総務省
・地方公務員の成績主義の原則を前提としつつ、これまでの慣行などにとらわれることなく、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するとともに、中途採用、人事交流等を通じて女性の管理職への登用を強力に推進するよう要請する。	内閣府、総務省
② 女性のロールモデルの発掘等	内閣府、総務省
・様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを発掘し、活躍事例を提供するほか、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促す。	内閣府、総務省
③ 仕事と生活の調和の推進	内閣府、関係府省
・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。	内閣府、総務省
・育児休業について、「新成長戦略」における「2020 年までの目標」を踏まえて、国家公務員に準じて男性職員の育児休業取得促進を実施するよう要請する。	内閣府、総務省
・勤務時間を短縮することができるといった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、女性職員とともに育児休業以外の仕事と育児・介護の両立支援制度についても更できる早出・遅出勤務の活用を促進するといった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、女性職員とともに育児休業以外の仕事と育児・介護の両立支援制度についても広く活用促進に努めるよう要請する。	内閣府、総務省
・育児休業、介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保に努めるとともに、育児休業、介護休暇等の取得を想定した人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進するよう要請する。	内閣府、総務省
・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に	総務省

基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。	内閣府、総務省
・業務の効率化を図るとともに、超過勤務の更なる縮減に取り組むよう要請する。	内閣府
④地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大	内閣府、関係府省
・各都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の参画の一層の推進を要請する。	内閣府
・職務指定委員に係る法令上の規定について、検討して必要な見直しを行うとともに、地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける。	内閣府、関係府省
・各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。	内閣府
⑤市町村における取組の促進	内閣府
・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有することができるよう双方に要請する。	内閣府
・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。	内閣府

ウ 行政分野における男女共同参画の推進方策

- ・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、女性職員の参加を奨励するなど、男女を問わず能力開発の機会を積極的に提供する。
- ・地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各地方公共団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。
- ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、実施状況やその効果について調査研究を行うとともに、実効性ある具体的な措置について情報提供を行い、普及に努める。

（４）雇用分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
ア 企業における女性の参画の拡大	
①企業の管理職等における女性の登用の促進	内閣府、関係府省
・企業における女性の採用や管理職・役員における女性の登用について、経済団体、業種別全国団体等を通じて現状を的確に把握した上で具体的な目標を設定するなど実効性のある取組を行うよう要請する。	
②女性のロールモデルの発掘等	内閣府、関係府省
・男女を問わず家庭責任を有する労働者が公平に評価され、意欲を持って働き続けられるような雇用処遇体系の検討を促す。また、企業において誰もが目指すことのできるような身近なロールモデルの発掘や、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促す。	
③仕事と生活の調和の推進	

・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。	内閣府、関係府省
イ 企業における男女共同参画の推進方策	
①男女共同参画の取組に対する表彰等	内閣府、関係府省
・企業における女性の参画の拡大に向けた取組を促進するため、情報提供、表彰などを積極的に行う。	
②公共調達等における企業の評価等	内閣府、厚生労働省、関係府省
・企業の自主的な取組を促進するため、公共調達において、男女共同参画に関連する調査の委託先を選定する際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するとともに、更なる取組を検討する。また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援の在り方（税制等を含む。）を検討する。	
・国や地方公共団体が実施する事業について、先進的な事例としての男女共同参画を要件とする「クロスコンプライアンス」（補助金等の採択に当たって男女共同参画等の別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法）の活用について検討する。	内閣府、関係府省
・公共調達において、適正な労働条件の確保に資する取組、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とすることについて、法整備も含めて検討する。	内閣府、厚生労働省、関係府省
③企業における女性の管理職のネットワークの支援	内閣府
・企業で管理職として活躍する女性のネットワーク作りを支援するとともに、ネットワークの構成員の人脈を通じて新たな人材を発掘して育成する。	
④企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討	内閣府、関係府省
・企業の役員について一定の女性比率を義務付けるなど、諸外国における先進的な取組も踏まえて、企業の特性等に応じた実効性のある具体的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を検討する。	内閣府、厚生労働省
・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について、実施状況やその成果について調査研究を行うとともに、実効性のある具体的な措置について情報提供を行い、普及に努める。	
⑤ベンチマーク等の作成・提供	厚生労働省
・企業における女性の活躍の推進状況を測ることができる値（ベンチマーク）や指針の作成・提供を行う。	
⑥その他の取組	関係府省
・上記のほか、第４分野（雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保）及び第５分野（男女の仕事と生活の調和）における関連施策の着実な推進を図る。	

（５）その他の分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
ア その他の分野における女性の参画の拡大	内閣府、関係府省
・経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、業種別全国団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等の各種機関・団体・組織に対して、女性の能力発揮がそれぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、「2020 年 30%」の目標の達成に向けて、平成	

27 年（2015 年）までの目標や、現状において女性がゼロである場合に「最低 1 名・女性 1 制運動」の展開などの目標を設定するよう要請する。 ・上記のほか、第 6 分野（活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進）、第 10 分野（生涯を通じた女性の健康支援）、第 11 分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）、第 12 分野（科学技術・学術分野における男女共同参画）、第 13 分野（メディアにおける男女共同参画の推進）及び第 14 分野（地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進）における関連施策の着実な推進を図る。 イ その他の分野における男女共同参画の推進方策 ・様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査し情報を提供する。 ・地方公共団体や NGO が行う女性リーダーの育成について支援を行う。 ・各団体における女性の活躍の推進状況を測ることができる物差しとなる値（ベンチマーク）や指針の作成・提供を検討する。	関係府省
--	------

（注 1）「担当府省」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。

第 4 分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保（抄）

＜成果目標＞

項目	現状	成果目標 (期限)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5% (平成 21 年)	10%程度 (平成 27 年)
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	30.2% (平成 21 年)	40%超 (平成 26 年)

3 ポジティブ・アクションの推進

施策の基本的方向	
実質的な男女平等確保を実現し、とりわけ女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションを積極的に推進する。	
具体的施策	
①企業における女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの促進 ・「2020 年 30%」の目標の達成に向けて、女性の採用や管理職・役員における女性の登用についての具体的な目標（例えば、平成 27 年（2015 年）の目標など）を設定するなど、実効性のある推進計画を策定するよう働きかける。 ・CSR（企業の社会的責任）の視点からも、ポジティブ・アクションを推奨するとともに、企業において積極的にポジティブ・アクションを導入することができると、具体的な方法について好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等によって取組のためのノウハウ等に関する情報提供、表彰などを積極的に行う。 - その際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても支援を行う。 ②ポジティブ・アクションに取り組む企業に対する支援 ・企業の自主的な取組を促進するため、公共調達において、男女共同参画に関連する調査の委託先を選定する際に、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するとともに、更なる取組を検討する。また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援の在り方（税制等を含む。）を検討する。 ・公共調達において、適正な労働条件の確保に資する取組、男女共同参画への積極的な取組等を受託企業の条件とすることについて、法整備も含めて検討する。	担当府省 内閣府、厚生労働省 内閣府、厚生労働省、関係府省 内閣府、厚生労働省、関係府省 内閣府、厚生労働省、関係府省

4 女性の能力発揮促進のための支援

施策の基本的方向	
働き手や稼ぎ手は男性で、女性が働くのは家計補助の目的であるという、固定的性別役割分担意識の解消を図る。さらに、女性労働者の就業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。	
具体的施策	
担当府省	

ア 女性の活躍事例の発信 ・固定的性別役割分担意識にとらわれずに、いきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。	内閣府、厚生労働省、関係府省
イ 在職中の女性に対する能力開発等の支援 ①情報提供、相談、研修等の拡充 ・女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言などを与えてくれるメンター制度の導入を促す。女性を継続的に育成するため、育成の方針や方法を示すモデルを提供する。 ・女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくいため、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアアカウセンシング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。 ・全国の男女共同参画センター・女性センター等において実施される就業支援策が効果的、効率的に実施されるようその活動を支援すること等により、女性がその能力を伸張・発揮できる環境を整備する。	厚生労働省
②公共職業訓練等の推進 ・在職中の労働者に対して、多様なニーズに対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。 ・企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。	厚生労働省
③労働者の自発的な職業能力開発の推進 ・労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。	厚生労働省
④女性の能力発揮促進に向けての調査研究 ・女性が意欲と能力を発揮し、労働市場に参加することを促進するため、我が国の成長力を高める観点から、女性が活躍できる経済社会の在り方等に関する調査研究を行う。	経済産業省

第6分野 活 力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進（抄）

＜成果目標＞

項目	現 状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数（注6）	農 業 委 員 会：890 （平成20年度） 農業協同組合：535 （平成19年度）	農業委員会、農業協同組合とも 0 （平成25年度）

（注6）農業委員、農業協同組合役員を対象

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向		担当府省
農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、実態把握や調査研究を実施するとともに、地方公共団体及び農林漁業関係団体に対して具体的な目標の設定を働きかける。		
具 体的 施 策		担 当 府 省
イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ①女性の能力開発 ・意欲のある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修等を実施する。 ・女性農業委員、女性指導農業者など農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、女性リーダー層のネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供など登用後のサポート体制の強化を引き続き実施する。		農林水産省 農林水産省
②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ・新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえた女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する。 ・森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める。 ・各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを推進し、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。		内閣府、農林水産省 農林水産省 農林水産省
③調査研究、統計等における取組の充実 ・農業経営や社会参画に関する調査等、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、併せて男女別データの把握に引き続き努め、全体の中の女性の状況を明確化する。		農林水産省

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

施策の基本的方向		
農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置付けを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。		
具体的施策		担当府省
ア 女性の経済的地位の向上		
・女性指導農業者や女性指導農業士、女性指導漁業士等の育成を図る取組を展開するとともに、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。 ・酪農及び肉用牛経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。 ・施業意欲を高め、地域全体での林業経営を活性化するため、女性の林業経営への参画に向けた研修や情報提供等を実施する。 ・漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国への普及を図る。		農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援（抄）

5 医療分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するため、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画の拡大を図る。例えば、医師国家試験合格者の3割以上を女性に占めており、医師の質の向上、国民の健康の保持増進を図るためにも、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい条件整備が必要であり、医師、看護師、薬剤師、助産師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保、就業継続・再就業支援などを進める。	
具体的施策	
ア 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援	
・医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和を図りやすい勤務環境を実現するため、各医療機関や関係団体に対し、意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかける。 ・医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保を進める。また、保育所の充実、メンター制度等、継続就業、離職後の復帰支援を支援する。	
イ 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備	
・正規短時間勤務医制度の普及や交代勤務制の導入の推進を促進する等、各医療機関における勤務態勢の見直しを推進し、医師の仕事と生活の両立支援に関する取組を促進する。 ・開業医との役割分担・連携強化や医療クリニック（医療事務補助員）の導入促進等を通じ、医師の過剰な業務負担を軽減する。 ・病院内保育所運営事業、事業所内託児施設への助成制度等の活用を通じ、育児中の医師のニーズにきめ細かく対応する病院内保育所の更なる充実等を推進する。 ・女性医師の継続的就業についての優れた取組事例の普及、先輩の女性医師がメンターとして継続就業について悩む若い女性医師の相談に応じることができるよう、病院内の体制の整備を支援するとともに、その社会的責任の大きさにも鑑み、学生時代からのキャリア教育や若手女性医師の生涯キャリア形成のための研修等の充実を通じ、継続的な就業の支援を行う。 ・女性医師の復帰後の勤務形態や状況に応じた、きめ細かな研修の実施等、女性医師の復帰支援を推進する。また、女性医師バンクの体制強化により相談体制を充実強化するとともに、女性医師の復帰支援についての優れた取組事例の普及等により、女性医師の就労を支援し、医師の人材確保に努める。 ・今後の施策に資するため、関係団体の協力の下、女性医師の勤務形態、出産・育児、介護等を理由とする退職等、女性医師を取り巻く状況につき、全国的にきめ細かな調査・分析を行い、実態把握に努める。	
ウ 医療従事者全体の更なる専門性の発揮	
・チーム医療の推進等により、医療の効率性の向上による医療従事者の負担軽減等を通	

じて、多種多様な医療従事者が相互の連携の下で各々の専門性を発揮できる環境整備を進める。 ・医師不足の深刻な産科に関して助産師を一層活用するため、院内助産所・助産師外来の積極的活用を図るとともに、助産所と医療機関との連携、研修の充実等を推進する。	厚生労働省
---	-------

第1 1 分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実(抄)

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (平成21年)	100% (平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7% (平成22年)	30% (平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (平成21年)	30% (平成32年)

3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
学校教育機関において、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。	
具体的施策	
・初等中等教育機関の校長・教頭などにおける女性の登用にについて、都道府県教育委員会等に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するよう働きかける。 ・高等教育機関の教授等における女性の登用にについては、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。 ・国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループからの国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえて、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。	担当府省
	文部科学省
	文部科学省
	文部科学省

第 1 2 分野 科学技術・学術分野における男女共同参画（抄）

＜成果目標＞

項目	現状	成果目標 (期限)
女性研究者の採用目標値（自然科学系）	自然科学系 23.1% (平成 20 年)	「自然科学系 25%（早期）、更に工学系 15%、農学系 30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて 30%の達成を目指す。」 （総合科学技術会議基本政策専門調査会報告）との目標を踏まえた第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年度から 27 年度まで）における値
日本学術会議の会員に占める女性の割合	20.5% (平成 20 年)	22% (平成 27 年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5% (平成 20 年)	14% (平成 27 年)

・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等によって国及び地方公共団体における科学技術・学術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。	内閣府、関係府省 文部科学省、関係府省 内閣府
・国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。	
・日本学術会議において、女性の会員比率及び連携会員比率の向上に努めるとともに、学術分野における男女共同参画を推進するため積極的な調査や提言を行う。	

1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
科学技術・学術分野における多様な視点や発想を確保し、研究活動の活性化によって新たな知見の創出、国際競争力の向上等を図るため、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備していくことが不可欠である。また、科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。	
具体的施策	
ア 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大 ・「2020 年 30%」の目標を踏まえて科学技術基本計画に掲げる女性研究者の採用割合についての目標を受けた各研究機関の取組が推進されるよう、研究機関に対して、女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。その際、科学技術基本計画における数値目標を踏まえて研究機関は女性研究者の採用に関する数値目標の設定と公表及び達成度の評価・公開等を行うとともに、部局ごとに女性研究者の職階別の在籍割合を公表するなど研究機関における女性研究者の採用・登用及びその活躍を促進するよう働きかけける。また、研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。 ・男女共同参画会議と総合科学技術会議及び日本学術会議の連携を強化するとともに、科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付けるよう強く働きかけける。	担当府省 内閣府、文部科学省、関係府省 内閣府、関係府省

第 1 3 分野 メディアにおける男女共同参画の推進 (抄)

3 メディア分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向		
メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。		
具体的施策		担当府省
・管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。		内閣府
・メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。		内閣府

第 1 4 分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 (抄)

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
自治会長に占める女性の割合	4.1% (平成 22 年)	10% (平成 27 年)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (平成 21 年)	0 (平成 27 年)
全国の女性消防団員	19, 103 人 (平成 22 年)	10 万人

2 地域の活動における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
地域において、固定的性別役割分担意識を解消するための意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。また、地域社会の様々な活動に男性や若年層など多様な人々が参画できるよう、仕事と生活の調和を進める。 さらに、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、女性の自主的な活動を阻害しないように留意しつつ、男女共同参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図る。	担当府省
具体的施策	
ア 地域における方針決定過程への女性の参画拡大 ・PTA、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。	内閣府、関係府省

3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

施策の基本的方向	
地域の文化・産業を男女共同参画を踏まえた新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、さらに、それを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域や地域経済の活性化、暮らしの改善を実現する。	
具体的施策	
ア 男女共同参画の視点に立った地域おこし等による地域経済の活性化等 ①地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大 ・地域おこし、まちづくり、観光分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。	担当府省
	内閣府、国土交通省

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向		
被災時には、増大した家庭の責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。		
具体的施策		担当府省
ア 防災分野における女性の参画の拡大		内閣府、関係府省
・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。		
イ 防災の現場における男女共同参画		内閣府、関係府省
・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。		
・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。		警察庁、総務省、防衛省

5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

施策の基本的方向		
地球環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指すためには、環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を生かしながら、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくとともに、持続可能な社会の実現に重要な課題である環境分野における女性の積極的参画を推進する。		
具体的施策		担当府省
ア 環境分野における女性の参画の拡大		内閣府、環境省
・環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。		

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献（抄）

3 対外発信機能の強化

施策の基本的方向		
国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。		
具体的施策		担当府省
ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進		内閣府、外務省、関係府省
・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議（女子差別撤廃委員会、国連婦人の地位委員会等）の委員や日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画し積極的な貢献ができるように努める。		
・また、在外公館における主要なポストの任命に際しても、任国の事情等も勘案しつつ、女性の登用を進める。		外務省

(2) 参考指標（抜粋）

参考指標は、第3次男女共同参画基本計画の各重点分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしている。

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

各項目に占める女性の割合		直近値
国会議員	衆議院議員	10.9% (平成22年12月)
	参議院議員	18.2% (平成22年12月)
国務大臣等	内閣総理大臣・国務大臣	11.8% (平成22年12月)
	内閣官房副長官・副大臣	4.0% (平成22年12月)
	大臣政務官	11.5% (平成22年12月)
	民主党役員	3.2% (平成22年)
政党役員	自由民主党役員	11.6% (平成22年)
	公明党役員	10.5% (平成22年)
	みんなの党役員	0% (平成22年)
	日本共産党役員	20.2% (平成22年)
	社会民主党役員	16.7% (平成22年)
	国民新党役員	16.7% (平成22年)
	たちあがれ日本役員	16.7% (平成22年)
	新党改革役員	—
	新党日本役員	—

各項目に占める女性の割合		直近値
地方議会議員	都道府県議会議員	8.1% (平成21年)
	市区議会議員	12.9% (平成21年)
	町村議会議員	8.1% (平成21年)
地方公共団体の長	都道府県知事	6.4% (平成22年)
	市区長	2.3% (平成22年)
	町村長	0.6% (平成22年)
	裁判官	16.5% (平成22年)
司法	弁護士	16.3% (平成22年)
地方公務員	市区町村本庁課長相当職以上	9.8% (平成22年)
独立行政法人等	独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職の職員	10.4% (平成21年)
経済団体	経済同友会役員	7.5% (平成22年)
	日本経済団体連合会役員	0.5% (平成22年)
	業種別全国団体役員	—
	日本商工会議所役員	0% (平成21年)
	全国商工会連合会役員	4.0% (平成22年)
	都道府県商工会連合会役員	5.7% (平成22年)
	全国中小企業団体中央会役員	1.6% (平成22年)
	都道府県中小企業団体中央会役員	1.1% (平成22年)
	日本労働組合総連合会（連合）役員	24.5% (平成22年)
	連合傘下の労働組合における中央執行委員	7.4% (平成20年)
	公認会計士	13.7% (平成22年)
	獣医師	23.3% (平成20年)

各項目に占める女性の割合		直近値
職能団体	日本弁護士連合会役員	5.6% (平成22年)
	各弁護士会役員	7.7% (平成22年)
	日本公認会計士協会役員	5.6% (平成22年)
	日本公認会計士協会地域会役員	4.6% (平成22年)
	日本獣医師会役員	0% (平成22年)
	地方獣医師会役員	2.8% (平成22年)

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保（抄）

項目	直近値
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30 道県 (平成 21 年)

第5分野 男女の仕事と生活の調和（抄）

項目	直近値
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30 道県 (平成 21 年)

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進（抄）

項目	直近値
全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合	3.4% (平成 22 年)
全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合	8.1% (平成 22 年)
全国森林組合連合会役員に占める女性の割合	0% (平成 22 年)
森林組合役員に占める女性の割合	0.3% (平成 20 年)
全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合	0% (平成 22 年)
漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.3% (平成 20 年)
指導農業者等に占める女性の割合	30.2% (平成 21 年)

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援（抄）

各項目に占める女性の割合		直近値
専門的職業	医師	18.1% (平成 20 年)
	歯科医師	19.9% (平成 20 年)
	薬剤師	67.0% (平成 20 年)
	日本医師会役員	3.3% (平成 22 年)
	都道府県医師会役員	4.6% (平成 22 年)
	日本歯科医師会役員	0% (平成 22 年)
	都道府県歯科医師会役員	2.6% (平成 22 年)
スポーツ団体	日本薬剤師会役員	7.3% (平成 22 年)
	都道府県薬剤師会役員	15.3% (平成 22 年)
	日本オリンピック委員会役員	3.7% (平成 21 年)
	日本体育協会役員	7.1% (平成 21 年)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実（抄）

項目	直近値
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合	10.4% (平成 21 年)

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画（抄）

各項目に占める女性の割合		直近値
研究者	企業等・非営利団体	13.0% (平成 21 年)
	公的機関	7.2% (平成 21 年)
	大学等	14.0% (平成 21 年)
		23.3% (平成 21 年)

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

各項目に占める女性の割合	直近値
記者（日本新聞協会）	15.6% (平成22年)
日本新聞協会役員	0% (平成22年)
日本新聞協会加盟各社役員	2.1% (平成21年)
日本民間放送連盟役員	0% (平成22年)
日本民間放送連盟加盟各社役員	1.1% (平成20年)
日本放送協会役員	0% (平成22年)

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

各項目に占める女性の割合	直近値
日本PTA全国協議会役員	8.7% (平成21年)
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員	6.6% (平成22年)
PTA会長（小中学校）	10.5% (平成22年)

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

各項目に占める女性の割合		直近値
在外公館	特命全権大使、総領事	2.0% (平成21年)
	公使、参事官以上	4.2% (平成21年)
国際機関等	専門職以上の日本人職員	57.3% (平成21年)

V 婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱

〔昭和 52 年 6 月 14 日〕
婦人問題企画推進本部決定

第1 目 的

国内行動計画前半期の重点実施事項として、公職を始め、各分野の政策・方針等の決定への婦人の参加を促進するとともに、拡大する婦人の役割に対する社会一般の理解増進、婦人の実力の涵養等社会的気運を醸成することを目的とする特別活動を推進する。

第2 主唱及び推進の主体

婦人問題企画推進本部が主唱し、各省庁がこの活動を推進する。

第3 協力を求める機関、団体

人事院、会計検査院、最高裁判所、衆議院、参議院

公社・公団・事業団等、地方公共団体、教育・研究機関、政党、労働組合、使用者団体、婦人団体、青少年団体、職能団体、農林漁業団体、医療保健団体、福祉団体、地域団体、消費者団体、国際的機関・団体、報道機関等。

第4 活動方針

1 行政への婦人の参画の拡大

国の行政への婦人の参画を拡大するため、政府部内で次の事項を推進する。

(1) 審議会等委員への婦人の登用

ア 国（中央及び地方支分部局）の審議会等委員に婦人を積極的に登用し、まず政府全体として10%程度への引上げをめざすこと（婦人委員の割合は中央段階で現在約3%）。

特に婦人の委員のいない審議会等への重点的配慮

イ 関係機関・団体の推薦によるものについて、婦人の適任者の推薦方の依頼

(2) 各種委員等への婦人の登用

人権擁護委員、民生委員等法律等に基づいて任命・委嘱され、地域において公務の遂行にあたる委員等への婦人の積極的登用及び婦人の公的活動への援助

(3) 女子の公務員の採用、登用及び能力開発

ア 女子の公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発

特に女子が基幹労働力となっている職場における重点的配慮

イ 試験区分中女子の受験を制限している職種の見直し

(4) 各種懇談会、公聴会等への婦人の参加の促進

(5) 国際会議等への婦人の適任者の積極的派遣

2 公的機関への協力要請

地方公共団体その他の公的機関に対して、次の事項に関する協力方を要請する。

(1) 審議会・委員会等の委員及び任命・委嘱により公務の遂行にあたる委員等への婦人の積極的登用

(2) 女子の公務員、職員の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発

(3) 地域の諸計画への婦人の参加の促進

3 社会的気運の醸成

政策・方針等の決定への婦人の参加を助長する社会的気運をつくり、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す

(1) 民間諸機関・団体に対する協力要請

ア 各機関・団体における政策・方針等の決定への婦人の参加の促進

イ 婦人の採用、登用及び職域の拡大並びに積極的能力開発

ウ 調査、広報、教育訓練その他本活動の趣旨に沿った自主的活動

(2) 啓発広報活動

各種啓発活動、広報媒体の活用その他広範な機会をとらえた本活動の趣旨の浸透及び婦人の新しい役割、社会的活動等に関する理解の増進

(3) 教育訓練等

婦人の社会的知識、企画運営能力、リーダーシップ等を助長する各種の教育訓練への参加の促進及び自主的学習活動の奨励

(4) 自主的活動の促進

社会福祉、社会教育、地域保健、生活改善、環境改善、消費者運動等社会生活の向上のための自主的活動の活発化と婦人の参加の奨励

4 調査研究の実施

婦人の政策決定参加に関連する調査、研究及び定期報告並びに内外の情報資料の収集、整備及び提供を行う。

VI 国際婦人年以降の国内外の動き

○国際婦人年以降の男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部）に関する国内外の動き

		国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
昭和50年 (1975年)		国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部会議開催
国 連 婦 人 の 十 年 （ 1 9 7 6 ～ 1 9 8 5 ）	昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定
	昭和54年 (1979年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」 採択	
	昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コ ペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラ ム」採択	
	昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」決定
	昭和59年 (1984年)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評 価するための世界会議のためのエスキ ャップ地域政府間準備会議（東京）	
	昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将 来戦略」採択	「国籍法」の改正（父母両血統主義の採 用、配偶者の帰化条件の男女同一化） 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年 (1986年)			婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省 庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
昭和62年 (1987年)			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定 婦人問題企画推進本部参与の任務拡充
平成元年 (1989年)			新学習指導要領の告示（家庭科教育にお ける男女同一の教育課程の実現等）
平成2年 (1990年)		国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将 来戦略に関する第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択	
平成3年 (1991年)			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 改定（第1次改定） 「育児休業法」の公布
平成5年 (1993年)			「男女共同参画社会づくりに関する推進 体制の整備について」決定
平成6年 (1994年)		「開発と女性」に関する第2回アジア ・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会 （政令）・男女共同参画推進本部設置

	国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
平成 7 年 (1995年)	第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のため行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
平成 8 年 (1996年)		「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
平成 9 年 (1997年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布
平成10年 (1998年)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行 （女性の参画の促進を規定）
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」答申 「男女共同参画基本計画」閣議決定 「男女共同参画週間について」決定
平成13年 (2001年)		男女共同参画会議・男女共同参画局設置 「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）
平成15年 (2003年)		男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定
平成16年 (2004年)		男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定

	国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会 （「北京＋10」閣僚級会合）（ニューヨーク）	男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定
平成18年 (2006年)		男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について）」決定
平成19年 (2007年)		男女共同参画会議「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年 (2008年)		男女共同参画会議「男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見」決定 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
平成21年 (2009年)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表	「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務化、パパママ育休プラス、専業主婦（夫）除外規定の廃止、介護休暇制度創設） 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について）」決定

	国 連 の 動 き	日 本 の 動 き
平成22年 (2010年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(答申) 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 第1回女性起業家サミット(WES)開催
平成23年 (2011年)	UN Women正式発足 女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント(平成23年8月)についての同委員会見解の公表	女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント提出
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定

VII 国際関係

(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

（ 1 9 7 9 年 1 2 月 2 4 日 ）
第34回国連総会において採択

第一部

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

（参考）女子差別撤廃条約履行状況に関する日本の第6回報告への最終見解（仮訳）（抜粋）

暫定的特別措置

27. 委員会は、締約国において、特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことに遺憾をもって留意する。

28. 委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。

政治的・公的活動への平等な参画

41. 委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交の上層部に女性が占める割合が低いことを懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参画に関する統計データが欠如していることに留意する。

42. 委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。

(2) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと
評価に伴う勧告及び結論（抜粋）

〔1990年5月24日〕
国際連合経済社会理事会採択

A 平 等

5. 婦人は常に労働力の重要な部分であったし、また、その役割は、開発、工業化、経済的必要性、婦人の経済へのアクセスの拡大とともに増大していくであろう。

しかしながら、大部分の国々では、男女の経済参加は不平等なままであり、職務の分離（job segregation）、不十分な訓練機会、同一価値労働に対する不平等な報酬、不十分なキャリア見通し、経済分野における意思決定への完全参加の欠如によって特徴づけられている。

勧告4.

政府、非政府機関及び民間企業は、公的部門及び民間部門において意思決定できる地位に就いている婦人の参加状況の調査、訓練プログラムの促進、経済における意思決定へとつながるキャリアを婦人に与える選択的政策の分析及び国内法の整備を含め、経済分野における意思決定に携わる婦人の割合をふやすための特別な措置を講じるべきである。国連は、経済的分野における意思決定における婦人の参加状況を世界的規模で研究し、経済的分野における意思決定の立場にある婦人の割合を増加させるための革新的な国内プログラムを分析し、既存の資源の範囲内で結果を公表すべきである。

6. 婦人が政治的意思決定への参加において、総体的にみて不十分であることは十分実証されてきた。これは婦人の平等に影響を及ぼす公共政策の決定権は今なお婦人とは同じ動機でその政策を遂行するとは限らない男性の手中にあるということを意味するものである。いくつかの国では婦人は自己の利益を促進すると約束する候補者なり政党に投票することによって選挙結果を決しはじめているという徴候があるにもかかわらず、議会や政党、政府における婦人の占める割合は今だに低い。より多くの婦人が立ち上がり、公職に選ばれ公的部門における上級管理職につながるキャリアを進められない場合や婦人が社会のためと同様に自分自身のために投票権を行使するまで、この状況は続くであろう。

7. 政府内機関及び非政府機関における意思決定の場での婦人の数は、増加されるべきである。また、選考と名簿登載の過程への婦人の参加を確保するための努力がなされるべきである。

勧告6.

すべての公務員の服務規則については、募集、採用、昇進、休暇取得権、訓練、開発及び他の勤務条件の慣行について明確に表現すべきである。

政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓

練プログラムを定めるべきである。

政府、政党、労働組合及び婦人団体は、空席になっている職務を充足するために用いられうる婦人の適任者のリストを作成するよう奨励されるべきである。婦人に対し政治や行政上のキャリアに必要な能力を開発する重要性も認識されるべきである。

1991年9月に開催される予定の「公的生活における婦人についての地域間協議（Inter-regional Consultation on Women in Public Life）」は、政府及び非政府機関の最大限の参加者を得る必要があり、また、同協議は、すべての婦人に対し積極的な政治過程への参加を促すような政治活動のための議題をこれからの5年間のために設定すべきである。

他の機関との協力及び各国政府との共同作業のもとに、国連事務局は国、地域、国際レベルでの最高意思決定組織における男女別構成に関する入手し易いデータベースをさらに開発し広めるべきである。国連システムは、このようなデータベースを設置するために各国の政府を援助することができるであろう。

B 開 発

勧告7.

経済成長を活性化するために国際的な経済社会協力は、健全な経済政策と相まって遂行されるべきである。構造調整及びその他の経済改革施策は、マイナスの経済的社会的影響を避ける一方、開発過程における婦人の完全参加を促進するように企画実施されるべきである。それらの施策は、婦人に信用供与や生産への参加、市場及び意志決定への平等なアクセスを付与する施策を伴うべきであり、これは、国の経済施策と計画の中に完全に取り入れられるべきである。

第4次国連開発の10年のための国際開発戦略（international development strategy for the fourth United Nations development decade）は、婦人の貢献と可能性を十分に考慮すべきであり、また、その実施状況を監視する場合の重要な一部分を成すべきである。国連システム関連機関は、社会の進展、特に開発途上国の婦人の状況に及ぼす国内的及び国際的経済政策の影響について調査を続ける必要がある。

20. 環境の問題は男女を含めすべての人々の生活に影響を与える。環境についての意思決定への婦人の参加は、この問題についての婦人の高い関心とそれへの関与にもかかわらず、制限されている。あらゆる側面における環境問題に対する婦人の関心は、平等及び平和を含む他の分野に影響を与えよう婦人を一般的に振り向けるための重要な力となりうる。

勧告18.

政府は個々の婦人及び婦人団体を環境についての意思決定に参加させるような努力をすべきである。環境問題と環境と日常生活との関係についての教育的プログラムが開発されるべきである。

1992年の「環境と開発に関する国連会議（United Nations Conference on Environment and Development）」は、特に国内及び国際レベルの両方の問題に婦人を振り向かせるとともに、婦人の経験と知識が完全に考慮されるように婦人と環境問題への取組みを考えるべきである。

C 平 和

22. 或る分野には進展があるにもかかわらず、国際的、地域的及び国内的紛争が長引き、婦人は主たる犠牲者の中に数えられ続けている。同時に婦人は、紛争に関する意思決定に当たって、依然として目立たない存在である。

勧告20.

政府は、平和の過程における意思決定レベルにおける婦人の参加を拡大するよう奨励されるとともに、平和と軍縮に関する国際協定を交渉するための代表団のメンバーに婦人を含めること、更にそのような代表団に参加する婦人の数についての目標を定めるべきである。国連及び関連する国際的非政府機関は、平和の過程における婦人の係わりを増加するよう引き続き監視し、支援するべきである。

(3) 第4回世界女性会議「行動綱領」(総理府仮訳)(抜粋)

1995年9月15日
本会議において採択

G 権力及び意思決定における女性

182. ほとんどの国における民主化への広範な動きにもかかわらず、女性は政府の大半のレベル、特に内閣その他の行政機関への参加が大幅に不足しており、また、立法機関における政治的権力の獲得にも、「意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30パーセントにする。」という経済社会理事会が是認した目標の達成にも、ほとんど進展がなかった。世界的に見て、立法機関は10パーセント、閣僚級の地位になるとさらに低い比率を女性は占めているに過ぎない。それどころか、根本的な政治的、経済的及び社会的変革の過程にある国々を含むいくつかの国では、立法機関に代表される女性の数に相当な減少を見ている。女性は、ほぼすべての国で全選挙民の少なくとも半数を占め、ほぼすべての国連加盟国で選挙権と公職に就く権利を獲得したにもかかわらず、公職の候補者になる女性は依然としてひどく不足している。多くの政党及び政治構造の伝統的な運営型式は、相変わらず女性の公的な生活への参加を阻む障害になり続けている。差別的な態度や慣行、家族及び育児の責任、そして公職を求めかつ保持するための高い代価ゆえに、女性は公職の追求を諦める可能性がある。政治に携わり、また、政府及び立法機関の意思決定の地位にある女性は、政治的な優先事項を定義し直し、女性のジェンダーに固有の問題、価値観及び経験を反映し、かつそれに対処する新しい項目を政治的課題にし、並びに主流の政治問題に関して新たな視点を提供することに寄与している。

187. あらゆるレベルにおける権力及び意思決定の公平な配分は、政府その他の行為者が、統計的なジェンダー分析を行い、政策の開発とプログラムの実施の中心にジェンダーの視点を据えるか否かにかかっている。意思決定における平等は、女性のエンパワーメントにとって不可欠である。いくつかの国では、積極的措置(アファーマティブ・アクション)が地方政府及び中央政府における33.3パーセント以上という女性比率をもたらした。

戦略目標G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること

取るべき行動

190. 政府により：

- (a) 政府機関及び委員会、公的行政機関並びに司法部門において例えば、あらゆる政府及び公的な管理的地位への女性及び男性の平等な参加の達成を目指す観点から、女性の数を実質的に増加するために、必要であれば積極的措置(ポジティブ・アクション)を通じて、特定の目標を設定して施策を実施することを含む、女性及び男性の均衡達成の目標を設定する公約を行うこと。

(4) 北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(総理府仮訳)
(抜粋)

〔国連特別総会「女性2000年会議」(2000年6月5日～10日)の
アドホック全体会合に関する報告書(2000年9月公表)から〕

第2章 行動綱領の12重大問題領域実施に関する成果と障害

G 権力及び意思決定における女性

22. 成果：政府間・政府・非政府部門を含む意思決定及び権力のあらゆるレベルとあらゆる場で女性が全面参加することの社会にとっての重要性が、次第に認識されてきている。こうした場で、女性がより高い地位を獲得している国もある。一部の国におけるクォーター（割当て）制度、自発的同意や、評価可能なゴールやターゲット（目標）の設定を含め、ますます多くの国が、積極的改善措置（アファーマティブ・アクションやポジティブ・アクション）政策の適用、女性のリーダーシップ養成のための研修計画の策定、そして男女がともに家庭と仕事の責任を両立するための手段の導入を進めている。女性の地位向上を担当する国内体制・国内本部機構や、女性の政治家、議員、活動家及び各分野の専門家による国内・国際ネットワークが、設立され、あるいは充実強化されてきている。
23. 障害：あらゆるレベルの意思決定機関におけるジェンダーバランスの必要性について一般的に認識が定着してきているにもかかわらず、法律上の平等と事実上の平等の間にはいまだに開きがある。法律上、男女平等には目覚ましい改善が見られるが、実際には、国内的にも国際的にも、最高レベルの意思決定の場への女性の参加は1995年の第4回世界女性会議の時からそれほど変わっていない。また、とりわけ、政治、紛争防止・紛争解決機構、経済、環境及びメディアなどあらゆる領域ににおける意思決定の場への女性の参加は極めて少なく、こうした影響力の大きい分野へジェンダーの視点を組み入れる上での妨げとなっている。また、立法機関、大臣、次官レベル及び企業その他経済・社会機関の最高レベルに位置する女性は依然として少ない。伝統的な性別役割分担意識が、女性の教育やキャリアの選択を狭め、家事責任の負担を女性に課している。あらゆる女性をあらゆる政治的意思決定の場に参加できるようにする組織や政治機構のほかに、政治家養成の訓練や啓発に必要な人材や財源、社会における女性に対するジェンダーに敏感な態度や、場合によっては意思決定に携わろうとする女性の意識、選挙によって選ばれた公務員及び政党の、男女平等推進及び公共生活への女性参加の促進に向けての説明責任、意思決定過程へのジェンダーバランスの取れた参加の重要性に対する社会の認識、男性側の女性と権力を分かち合う意思、女性NGOとの十分な対話や協力の欠如が、意思決定過程への女性の参加促進を目指すイニシアティブ（先導的取組）や計画の障害となってきた。

第4章 行動綱領の完全かつ更なる実施の達成及び障害克服のための行動とイニシアティブ

58. あらゆる領域での、包括的かつ行動志向的政策の採用・実施にジェンダーの視点を主流に据えるためには、あらゆるレベルにおける政治的意志とコミットメント（関与）が極めて重要である。女性が、経済的・財政的資源、訓練、サービス、制度に平等にアクセスするとともに、これらを管理し、また意思決定や管理に参加するために必要な枠組みを更に発展させるためには政策のコミットメント（関与）が不可欠である。政策決定過程には、あらゆるレベルにおける男女のパートナーシップが必要である。行動綱領の目標達成とその実施に向けたあらゆる取組に、男性や少年も積極的に関与すべきであり、またそれが奨励されるべきである。

A 国内レベルで取るべき行動

各国政府により：

66. (a) 公的生活のあらゆる分野・あらゆるレベル、特に、政党や政治的な活動、あらゆる省庁や主要な政策立案機関及び地方の開発機関や地方公共団体において意思決定・政策立案を行う地位に関して、女性の平等な参画の機会と男性との平等を原則とした全面的参画を含め、ジェンダーバランスへの前進を促進するために、適当な場合にはクォータ（割当て）を定めることも含め、明確な長期・短期のタイムバウンドターゲット（期限付の目標）又は評価可能なゴールを設定し、その利用を奨励する。
- (b) 訓練の欠如、有償・無償の労働の二重負担、社会が抱えている偏見や固定観念など、女性、特に先住民女性その他の疎外された女性が、政策や意思決定にアクセス、参加する際に直面する障壁に取り組む。

B 国内レベルで取るべき更なる行動

81. (a) 女性の政界進出やあらゆるレベルでの参加を奨励することにより、年齢や背景を問わず男性と同じ条件の下で、女性に対する平等な機会と望ましい条件を提供する。
- (b) 女性議員の比率を上げて、公共政策の策定への寄与を高めるため、特に政党を通じた、クォータ（割当て）や評価可能なゴールの設定、あるいは議会その他の立法機関の選挙への、その他適当な手段を含め、より多くの女性候補を推薦するよう奨励する。
- (c) あらゆる女性、特に公的生活への参加に特に障壁がある女性が、自分達の生活に影響を及ぼすような決定に全面関与し、このような決定について情報提供を受けることができるような協議過程や仕組みを、NGOや地域団体を含む女性団体と協力して開発するとともに、その維持を図る。

C 国際レベルで取るべき行動

86. (c) あらゆるレベルの意思決定への女性の関与を奨励するとともに、特使や特別代表として、そして特に、平和維持、平和構築及び常駐調整官などの業務活動に関連して事務総長に代わって周旋する場合などを含め、女性及び男性の任命に当たっては、公平な地理的配分の原則を十分尊重のうえ、女性と男性の均衡を実現させる。
88. 専門職やそれ以上のレベル、特に、平和維持使節団や平和交渉団、及びあらゆる活動における事務局上層部を含むあらゆるポストの男女比を、50対50とするという目標を達成するための実施を措置し、適当な場合にはその結果を報告し、管理に関する説明責任の仕組みを強化することを奨励する。

VIII 日本の関係法律

(1) 憲 法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(2) 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

〔改正 平成11年7月16日法律第102号〕
同 11年12月22日同 第160号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計

画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているこ

とにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた 施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣にに対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号の規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要であると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必

要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第一項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（3）国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（平等取扱の原則）

第27条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第38条第5号に規定する場合を除く外の政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（人事管理の原則）

第27条の2 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(採用試験の実施)

第42条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

(受験の資格要件)

第44条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

(平等取扱の原則)

第13条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第16条第5号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

〔問い合わせ先〕

内閣府男女共同参画局推進課

住所：〒100－8914

東京都千代田区永田町 1－6－1

電話：03－3581－2327

FAX：03－3592－0408

（ホームページ）<http://www.gender.go.jp/>